大阪公立大学
Osaka Metropolitan University
学術情報リポジトリ

「家事労働のなかの「見えない」家事：新たな視点からの家事の実証研究」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-06-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 朋子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002553

博士学位論文

「家事労働のなかの「見えない」家事
－新たな視点からの家事の実証研究－」

2016 年度

大阪府立大学人間社会学研究科人間科学専攻

学籍番号 3080502007　藤田朋子

【目次】

序 章 ･･･ 1
第 1 章 家事労働論の系譜−明治期から 1970 年代まで−･････････････････････････････ 7
第 1 節　家政学−良妻賢母主義と家事経済−･････････････････････････････････ 7
1－1－1　家政学と良妻賢母主義教育･････････････････････････････････････ 7
1－1－2　家事経済における家事労働論･････････････････････････････････････ 10
第 2 節　家事労働論の萌芽−明治から第二次世界大戦前−･････････････････････････ 11
1－2－1　母性保護論のなかの家事労働論･････････････････････････････････ 12
1－2－2　農村における家事労働論･･･ 13
第 3 節　近代国家形成と家事労働−明治から第二次世界大戦前−･････････････････････ 15
1－3－1　生活改善運動と家事労働･･･ 15
1－3－2　戦時下における家庭生活へ関心･････････････････････････････････ 16
第 4 節　主婦と家族への問題関心−戦後から 1970 年代−･････････････････････････ 17
1－4－1　主婦論争を中心とした家事労働論･････････････････････････････････ 18
1－4－2　家族社会学の家族役割としての家事･････････････････････････････････ 20
1－4－3　家事労働への政策的関心−家庭科教育と実用的家事−･････････････････････ 23
第 5 節　戦後の家政学における家事労働･････････････････････････････････････ 25
1－5－1　男女特性論としての家事労働･････････････････････････････････････ 26
1－5－2　家政学の実証研究･･･ 27
小括 ･･･ 30
第 2 章　無償労働としての家事労働−1970 年代以降の家事労働論− ･････････････････ 31
第 1 節　国際婦人年までの国際動向･･･ 31
2－1－1　経済学の家庭領域への関心･･･ 31
2－1－2　第二波フェミニズムによる無償労働の発見･････････････････････････････ 32
2－1－3　「開発と女性」の登場･･･ 34
第 2 節　女性の共通問題としての無償労働−途上国と先進国−･････････････････････ 36
2－2－1　第 1 回世界女性会議･･･ 36
2－2－2　第 2 回世界女性会議からの動向･････････････････････････････････････ 37
2－2－3　第 4 回世界女性会議−無償労働の測定と評価−･････････････････････････ 39
2－2－4　無償労働の測定方法への課題･････････････････････････････････････ 39
第 3 節　家事労働の本格的な議論と取り組み−日本の動向−･････････････････････････ 40
2－3－1　家事労働をめぐる理論と評価方法の発展･････････････････････････････ 41
2－3－2　日本政府の取り組み･･･ 43
小括 ･･･ 47

第３章　近年における家事労働の研究動向 48
第１節　家政学、家族社会学、社会学領域における家事労働の実証研究 48
3－1－1　夫婦の家事実態の実証研究 48
3－1－2　家事労働の外部化の検討 52
第２節　大規模調査の現状と課題 54
3－2－1　「国民生活時間調査」 54
3－2－2　「社会生活基本調査」 56
3－2－3　「全国家庭動向調査」、「全国家族調査」、
「社会階層と社会移動全国調査」 57
小活 62
第４章　家事労働のなかの「見えない家事」−夫婦の家事遂行調査− 64
第１節　調査概要 64
4－1－1　概要 64
4－1－2　回答者の基本属性 64
第２節　夫婦の「家事」の検証 65
4－2－1　対象者の基本属性 65
4－2－2　調査項目の検討 65
4－2－3　調査結果と分析 68
第３節　夫婦の「育児」の検証 74
4－3－1　調査項目の検討 74
4－3－2　調査結果と分析 75
第４節　家事分担調査の質的分析−妻の家事負担感の検討− 78
4－4－1　対象者の属性 78
4－4－2　自由記述の検討 78
4－4－3　夫の家事遂行と「妻が負担と感じる家事」の結果と分析 80
小括 81
第５章　「見えない家事」の可視化に向けて
−職務評価ファクターを援用した家事労働測定の試み− 83
第１節　職務評価ファクター援用の検討 83
5－1－1　職務評価の概要 83
5－1－2　職務評価援用による家事労働の測定 84
第２節　職務評価ファクターを援用した夫婦の家事労働の測定 86
5－2－1　調査概要 86
5－2－2　家事遂行平均値の比較検討 87
5－2－3　「家事ファクター」平均値の比較検討 88
5－2－4　「家事ファクター」と家事遂行（本人）の結果と分析 89

5－2－5　「家事ファクター」と家事遂行（配偶者）の結果と分析‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 98
小括 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

「家事労働のなかの「見えない」家事
－新たな視点からの家事の実証研究－」

序章

家事や育児、介護は家庭生活において、さらには社会全体を維持して行く上で必要不可欠な労働である。しかしこの労働は長らく「労働」とは見なされず、労働として十分な社会的関心を向けられることがなかった。

日本で家事が労働として活発に議論されるようになったのは、1980 年前後にマルクス主義フェミニズムが日本に紹介されて以降のことである。家事労働は生命を生産し社会を再生産する労働、つまり「再生産労働」として論じられるようになった。特に、1990 年代以降の家事や育児、介護をめぐる研究は、家事労働研究として実績を蓄積してきた。しかし、育児や介護が社会政策や福祉の対象となっていくなかで、育児や介護以外の家事は、家事労働研究のなかでも注目が比較的低くとどまっている。本稿は量的調査に基づく実証研究を行うことにより、見えにくい領域の解明を通じて、無償労働としての家事労働の可視化に向けて貢献することを目指している。

序章では、本稿における研究の背景や問題意識、実証研究の方法の説明を行う。

家事が労働として測定・評価の対象となったのは近年のことである。国際的に家事労働に焦点が当たる契機となったのは、国連が開催した「国際婦人年世界会議」[1]（1975 年メキシコシティ）である。しかし、それを準備したのは途上国における女性の不可視の生産労働への注目であり、その時期に繰り広げられた欧米の家事労働をめぐる論争の成果としての無償労働[2]の発見である。国際婦人年以降、女性の見えにくい労働の調査および測定・評価方法の開発のための研究は、INSTRAW[3]（「婦人の地位向上のための国際調査訓練研究所」）を中心に蓄積され、その成果は「第 4 回世界女性会議」（1995 年）で採択された「北京行動綱領」（F 女性と経済）のなかに盛り込まれた。つまり、無償労働は途上国、先進国いずれにおいても男女の経済的な不平等の要因になっており、解決すべき重要課題のひとつと位置付けられた。

日本では明治以来、家事労働は政府にとっても資本家にとっても必要不可欠な労働として、常に関心が払われてきた。家事労働は、資本主義国家の形成・発展の基盤となる労働力の再生産労働である。そのため、政府は家事労働を女性に配分するための政策を幾度となく繰り返してきた。そのような背景から、家事労働をめぐる研究は実用性を追求する方向に向かい、労働であるという視点の議論には乏しかった。

日本政府は「北京行動綱領」を受けて、本格的に家事労働を含む無償労働の測定のため

---

1 現在は「国際女性年」。

2 「北京行動綱領」の総理府仮訳は「unremunerated work」を無償労働と日本語訳。経済企画庁（1997）は無償労働を「アンペイドワーク」と記載。無償労働はどちらの側面も含むものであり、本稿では定義については議論しない。

3 国連が国際婦人年に設立。International Research and Training Institute for the Advancement of Women

の準備を開始した。この取り組みは国際的な動向に足並みを揃えるためではあるが、家事労働が社会的に労働であるとの認識が定着していく契機となったと言える。家事労働に対する国内の認識の変化は、理論的研究にとどまらず、社会学や経済学を含む諸領域における実証研究を誘発した。

しかしながら、家事労働の実態は未だ十分に解明されているとは言えない。ひとつには、研究が主に育児、介護労働であり、それ以外の家事労働は必ずしも十分な検討がされていないからである。もうひとつは、従来の調査方法にはいくつかの不十分点があり、実態の詳細把握に限界があるからである。

家事労働は、次のように分類さている。1）生活手段を整える労働－炊事、洗濯、掃除、買い物など、2）サービス労働－育児、看護、介護など（天野 1991）。1）衣・食・住といった人々が日々の生活維持のために行っている活動領域、2）子どもを産み育てることに関連する領域、3）老人をはじめとして、障害者や病人などを世話・介護する領域（服部 1987）。

従来、家事労働研究が対象としてきたのは、主に育児や介護の領域である。日本では、戦後早い時期から育児や介護をめぐる実証研究や、それらを政策対象とする必要性が議論されてきた。特に 1990 年以降、急速な少子高齢化に伴い、政府は不十分ながらも「育児休業法」（1991 年）、「育児休業法」の改正による介護休業制度（1995 年）、「介護保険法」（1997 年）など法的制度を整えてきた。

しかし、育児や介護以外の家事、すなわち上述の「生活手段を整える労働」、「生活維持のために行っている活動領域」については、政策課題としての議論すら始まっていない。たとえば、「男女共同参画社会基本法」に基づいて策定される「第 4 次男女共同参画基本計画」[4]では、育児や介護以外の家事に関わる項目は、「6 歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」にすぎない。さらに、その目標数値は現状の 1 日当たり 67 分を 2 時間 30 分（2020 年）にすることを示す程度にとどまっている。この目標は、個人および事業主に強制力を発揮できるものではない。しかも、対象者は子育て中の男性に限定している。つまり、政府の家事労働への関心は、子育ておよび夫の育児参加促進、言い換えれば少子化対策であり、急激な高齢化に伴って深刻さが増している介護問題である。したがって、育児や介護以外の家事は数値目標どころか想定もしていない。

国民の意識においても家事に対する評価は低い。例えば、「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府 2012）は、「育児」、「介護」、「育児・介護以外の家事」の 3 項目について社会的な評価方法について尋ねている[5]。その結果では、「手当の支給や税制上の優遇などで経済的に評価する」と回答した割合は、「育児」70.5%、「介護」77.2%、「育児・介護以外

---

[4] 2015 年 12 月閣議決定。

[5] 2012 年 10 月実施。設問は、「「育児，介護などの家庭で担われている役割は社会的にも重要であるため，社会全体で評価していこう」という考え方がありますが，あなたは具体的にどのような形で評価することが必要だと思いますか。この中から 1 つだけお答えください」。回答枠は「手当の支給や税制上の優遇などで経済的に評価する」、「表彰などで社会的に評価する」、「この役割について経済的・社会的に評価する必要はない」。

の家事」23.7%であった。一方「この役割について経済的・社会的に評価する必要はない」と回答した割合は、「育児」18.1%、「介護」10.5%、「育児・介護以外の家事」55.3%であった。この傾向は、性別や年代を問わず同じであった。この結果からは、社会の中で「育児・介護以外の家事」への関心が低く、経済的にも社会的にも評価されていないことが伺える[6]。

しかし、「育児・介護以外の家事」は、育児や介護にとっての基盤であり、再生産労働の基本である。宮崎が指摘するように、育児におけるおむつ洗いは家事作業の洗濯に入り、離乳食の調理は炊事に入る（宮崎 1972）。したがって、育児や介護同様に、「育児・介護以外の家事」は注目されるべきであり、政策課題として取り上げるべきである。そのためには、「育児・介護以外の家事」の実態をより詳細に解明することが必要不可欠と考える。

近年の「育児・介護以外の家事」をめぐる国内の実証研究の動向は、大きく次の 2 つに分けることができる。それは、1）夫婦間の家事分担、2）夫婦の家事労働の自己評価・自己満足感である。夫婦間の家事分担は、「北京行動綱領」のジェンダー主流化という方針を受けて、家事のジェンダー配分の公平性に着目した調査研究が数多くの蓄積されてきた。それらの成果は、家事時間の不平等や家事遂行規定要因の分析研究をとおして、夫の家事参加促進や長時間労働の是正などの政策提言へと展開した。しかし、夫婦間の家事分担研究は家事分担の不公平さを示すものの、その不公平さへのアプローチは統計手法による要因分析にとどまっている。そのため、それらの研究は家事の過程の分析や家事の特徴、性格などには興味を示していない。家事労働の自己評価や満足感をめぐる実証研究は、本人および配偶者の家事労働の評価や満足度を量的に測定している。しかし、それらの研究は評価や満足度を個人的な意識、あるいは家事の特徴と捉える傾向にあり、労働としての認識が希薄である。さらに、有償労働領域では職務評価の対象とされている感情労働は、家事労働では対象となっていない。

「育児・介護以外の家事」の現状調査は、家事を労働と捉える視点が不十分であり、そのために次のような課題が残されている。①家事の過程への関心が希薄である。家事項目が「ゴミ出し」、「食後の片付け」などと大まかな項目設定になっており、そこに含まれる詳細な労働が十分に調査されていない。②家事労働には有償労働とは異なる特徴－時間の不規則性や偶発性、家事基準設定から生じる負担などーがある。これらの特徴は幾度となく指摘されてきたが、労働としての測定・評価の対象とはなっていない。③家事労働に含まれる感情的負担が見過ごされている。有償労働では感情労働は職務評価としても測定されている。しかし、本来家事労働における愛情や感情管理こそが感情労働の原型であり、不可視とされてきた労働の重要な部分を占めている。

実証研究の手法は、時間調査および夫婦間の分担・頻度調査が主に用いられてきた。時

---

6 筆者の調査でも「家事」への評価は低かった。大学生対象（132 名）に卒業論文の調査（「大学生の家事に関する意識調査」）として実施（2005 年実施）。「育児」、「介護」、「家事」の 3 項目について、「夫・妻の責任はどのような形が理想だと考えますか」と尋ねたところ、「夫婦いずれも同様に責任をもつ家庭」、と回答した割合が「育児」84.1%、「介護」87.9%と高かったが、「家事」は 67.4%であった。

間調査では、1 日当たりの生活時間に占める家事時間の割合や夫婦の家事時間の相対的比較が可能であるが、各分類行動に含まれる詳細な労働が見落とされる傾向にある。夫婦間の分担・頻度調査は、時間調査に比べてより詳細な家事の行動や分担が明らかになる。

したがって、前述した現状調査の課題①「家事の過程への関心が希薄である」は、夫婦間の分担・頻度調査項目をより詳細に設定した調査が有効であると考える。課題②「家事労働には有償労働とは異なる特徴がある」および課題③「家事労働に含まれる感情的負担が見過ごされている」は、有償労働領域で用いられている職務評価ファクターを量的調査として援用する試みにより解明をめざす。

家事、育児、介護の女性に偏った配分は、女性の経済的不平等の大きな要因でもある。1990 年代以降ジェンダー平等政策の観点以上に、少子高齢化が急激に進行している。その対策や女性の労働力の「活用」などの関心から、育児や介護については社会的支援の必要性が認識され、政策的取り組みが進められてきた。しかし、無償労働としての家事についての調査研究は方法としても分析視点としても不十分な状態である。本稿はこの労働の一層の可視化に向けた貢献をめざしている。

本稿の研究テーマである家事労働は様々な分野で学際的に研究されてきたため、本稿の参照分野は社会学、経済学、家政学を学際的に横断している。また、研究方法は主にアンケートによる量的調査分析である。

本稿では先の内閣府の世論調査の用語に従い、育児、介護以外の家事を「家事」とし、「家事労働」は育児、介護以外の労働とする。しかし、引用文献によっては使用方法が違う場合がある。

以上、序章においては、研究の背景、問題提起、実証研究の方法の説明を行った。序章に続く本稿の構成は以下の通りである。

第 1 章では、明治から国際婦人年（1975 年）に至るまでの家事労働をめぐる議論や研究を日本の文献を中心にその系譜をたどる。家事労働をめぐる議論は近年に始まったことではなく、明治期から繰り返し論じられており、初期の家事労働論が現在にも通ずる問題提起が内在していたことを示す。

第 1 節では、戦前の家政学における家事労働の論点を整理する。家政学は、家事労働をめぐる 2 つの理論が存在した。ひとつは、家事技術に傾倒し良妻賢母主義の女子教育と結びついた理論、もうひとつは、家事労働を経済学から捉え、家事経済として論じた理論である。両者は、方法論は違えども、女性の生き方や地位向上を視野に入れていた点では、出発点は同じであったと言えよう。第 2 節では、家事労働への関心はその萌芽が明治期に見られたことを示す。女性解放論のなかでは母性保護の周辺議論ではあったが、家事労働をめぐる理論が展開されていた。第 3 節では、明治から戦時下における近代国家形成のなかで、家事労働がどのように位置づけられ、国民が受容していったかを検討する。官民で展開した生活改善運動は、政府が家事労働に直接介入し、指導する取り組みであった。それは、実用的家事の技術習得を、規範として女性に内面化させるものであった。戦時下で

は、労働力の観点から家庭生活に関心が向けられ、労働力と再生産労働の関係が論じられた。第 4 節では、戦後、主婦や家庭生活への関心が家事労働をめぐる議論や政策に発展した経緯を整理する。まず、欧米に先駆けた家事の価値をめぐる 1950 年代の主婦論争をめぐる議論を整理する。次に、家族社会学における家事の実証研究を検討する。家族社会学領域における家事への関心は、家族役割のひとつにとどまり、労働としての視点は欠けていたことを指摘する。最後に、政府は資本主義の発展、維持のために家事労働に関心を示し、政策として女性と家庭科教育を結びつけたことを述べる。第 5 節では、戦後の家政学の動向を整理する。家政学は理論的側面としては、男女特性論が主流であり、実証研究は産業領域の科学的側面に傾倒した。そのため、家事労働の理論的研究や家事の担い手の状況、労働としての家事の性格や特徴の視点が希薄であった。

第 2 章では､国際婦人年前後から始まる女性の無償労働への関心と取り組みを整理する。

第 1 節では、第二波フェミニズムの論点を整理する。第 2 節では、近代経済学における主婦の労働に注目する「新家庭経済論」の登場を検討する。第 3 節では、国連の「世界女性会議」を中心とした無償労働をめぐる測定・評価の研究動向を検討する。第 3 節では、日本の家事労働をめぐる議論の整理と、日本政府の取り組みを検討する。政府は福祉国家を目指した 1970 年代初めに福祉指標のひとつとして家事労働の試算を実施しているが、その後の政策転換によって中断し、本格的な取り組みは「北京行動綱領」以降のことである。

第 3 章では、近年実施されている家事労働の比較的小規模な実証研究、および代表的な大規模調査を検討し、課題を示す。現状調査は、未だ家事を労働とみなす視点が希薄であり、家事の過程に焦点が当てられておらず、精神的負担や感情管理などが調査されていない。

第 4 章では、現状調査の課題のひとつである家事の過程に焦点を当てた実証研究を実施し、分析および考察を行う。その方法は、「全国家庭動向調査」の家事項目を詳細に分類設定し、より家事の過程が把握できるように設計した。調査結果の分析から得られた知見は以下のようなものである。1）ひとつの家事には多様な労働が含まれ、それらは一連の作業である。妻は一連の作業を日常的に遂行しているが、夫はその一部に参加するに留まっている。つまり、従来の調査結果以上に妻は家事を行っており、夫は結果よりも家事を行っておらず、妻の下支えを必要としている。2）従来調査は家事が妻に配分されていることは示したが、夫が高い割合で遂行する家事でさえも、妻の遂行割合が高いことに焦点を当てなかった。そのため、家事労働においても「見えない労働」が発生していることを把握できなかった。3）夫の育児参加は多少なりとも増加しているが、「食事の準備」や「風呂からあがった世話」など、育児関連の家事は圧倒的に妻が担っている。それらは子どもの生命維持に関わる不可欠な育児労働なのである。4）夫が比較的行っている家事－食事の片付け、そうじ－でさえも妻の負担感は減らない。

第 5 章では、家事労働の感情労働としての職務評価を試みたオンライン調査結果からの分析・考察を行う。精神的負担や感情管理などは、有償労働領域では既に注目され職務評

価として測定されている。そこで、職務評価ファクターを援用することで、家事労働の精神的負担や感情管理などの量的測定を試みる。調査結果からは、以下の知見が得られた。1）家事担い手は時間調査や分担・頻度調査では測りきれない負担（肉体的、精神的、感情的）、不快さ、不規則な労働時間、技術・知識やコミュニケーション・感情管理技能、責任（対人、運営）を感じている。この負担こそが家事のもつ特徴と言える。家事労働の負担感は日常的に家事を担うことによって強まるのではなく、逆に家事が「当たり前」の日課として日常化した状態は負担感を変化させにくい。2）夫婦・子ども同居世帯において、夫の家事遂行頻度が高くなれば妻の精神的負担、感情的負担等が小さくなるわけではない。従来研究は主に家事の行動としての側面を測定してきた。そのため主たる担当者としてのマネジメント責任の精神的負担や感情管理は、生理的な疲労や愛情にすり替えられ労働と認識されることもなかった。妻は時間、内容共に家事労働を過分に担い、それに加えて目に見えない負担や責任までも配分されている。これらは家事を日常的、主体的に遂行する際に生じるものである。

終章では、本稿のまとめと今後の課題を述べる。

第 1 章　家事労働論の系譜−明治期から 1970 年代まで−

家事労働は 1970 年代以降に社会的な関心が高まり、無償労働として測定・評価されるに至る展開をみた。しかし、それ以前に家事労働が全く議論されていなかったわけではなく、むしろ 1970 年代以降の論点は、諸領域の周辺にとどまっていたとは言え、当初より存在していたと言える。

本章では、1970 年代に至るまでの家事労働をめぐる議論や研究について、日本の文献を中心にその系譜をたどる。これらの蓄積が 1970 年代以降の議論を準備してきたと考えるからである。

第 1 節では、戦前の家政学を検討する。家政学の家事労働論は、良妻賢母主義と家事経済のそれぞれに存在していたことを指摘する。第 2 節では、初期の家事労働論として、明治から戦前までの論点を検討する。この時期は、女性解放論のなかで家事労働が議論される一方、農村における女性労働の一部としての家事労働も登場した。第 3 節では、近代国家形成における家庭生活への関心をめぐる議論を整理する。第 4 節では、戦後から 1970 年代において、主婦や家庭生活に関心を示した領域における家事労働をめぐる議論や政策を検討する。第 5 節では、戦後の家政学領域における家事労働の論点と実証研究を整理する。最後に、明治から家事労働論が登場する 1970 年代までの議論を振り返る。

第 1 節　家政学−良妻賢母主義と家事経済−

家政学は最も早くから家庭生活に関心を示した領域である。家政という語は江戸時代より存在していたが、明治期以降の家政学は次のように定義されている。「家庭の職分を遂行するに要する、仕事及方策を科学的に研究する学問である」（常見 1982）。明治時代に入り、欧米との交流が始まるとことで、「伝統的家政思想」と「近代的家政思想」が合流し、半近代的家政学が誕生した（嶋田 1991）。したがって、明治以降の家政学は、江戸時代の家政とは一線を画すると言える。本節では、家政学のなかに存在していた家事労働をめぐる 2 つの論点を検討する。ひとつは、良妻賢母主義[7]を中心とした女子教育のなかの実用的家事、もうひとつは経済学の視点から論じられた家事経済における家事労働論である。

1−1−1　家政学と良妻賢母主義教育

明治政府は、近代国家形成において教育制度の整備に着手した。政府は 1872 年に学制を公布し、初等教育から高等教育までの道筋を示した。しかし、中等教育以上の対象は主に男子であり、政府は女子の中等教育以上の教育には無関心であった[8]。そのような状況のな

---

7 「良妻賢母は、「国体観念」に代表される体制イデオロギーの女子教育版であり、家族制度の「醇風美俗」、中等教育の「質実剛健」などと並んで、国体観念の重要な側面をになう概念である」（深谷 1998：11）。良妻賢母思想は「明治啓蒙期における賢母論にその端を発し、日清戦後の女子教育論の隆盛、高等女学校令の公布という状況の中で、国家公認の女子教育理念としての地位を確立した女性観」（小山 1991：51）

8 女学校の設立は、政府ではなく宣教師による私立学校が先であった（フェリス女学校、同志社女学校など）。

かで、日清戦争の体験による女子教育の必要性、内地雑居による公的中等教育施設増加の必要、教育を必要とする女子労働者の増加（深谷 1998：138-172）を背景に、政府は女子教育振興策に取り組み始めた。文部省は 1895 年に「高等女学校規程」を制定し、高等女学校の概要を示した。次いで 1899 年には「高等女学校令」[9]を公布し、高等女学校が中流以上の家庭の女子を対象とした良妻賢母主義教育であることを明示した（文部科学省「学制 100 年」）。これを契機に、日本の女子教育は良妻賢母主義に傾倒していくことになる[10]。

「高等女学校施行規則」（1901 年）で定められた学科目は、修身、国語、外国語、歴史等に加え、家事、裁縫であった。家事は「家事整理上必要ナル知識ヲ得シメ兼テ勤勉、節倹、秩序、周密、清潔ヲ尚フノ念ヲ養フヲ以テ要旨トス　家事ハ衣食住、看病、育児、家計簿記其ノ他一家ノ整理、経済等ニ関スル事項ヲ授クヘシ」（文部科学省「学制 100 年」）と示された。家事科目は家事の知識習得を通して家庭の主婦を養成することであった。しかし、「高等女学校施行規則」を見る限り、政府の目指す家事教育が実用的な家事に特化していたとは言い難い。

一方、女子教育に携わる家事教育者や家政研究者は、実用的な家事の必要性を主張した。

下田歌子は『新撰家政学上・下』（1900 年）の緒言において、「本書上の巻総論には、先ず主婦が家政を理むるに就きての注意の概要を記し、家内衛生及び家事経済は、殊更に、有名なる専門家の助言を請い、且勉めて、実践に裨益あるべき、最も卑近の事を記せり。其他、衣食住は、他年、華族女学校に就て教授せしもの、及び帝国婦人協会付属実践女学校に就て其教授せし事を、各生徒が実地に練習せし等を速記しめ、彼我を斟酌折衷して、印たるものなり。」[11]（下田 1982）と記している。下田は、良妻賢母主義に基づき、家政の学習は実地応用を主とするものでなければ、その学習効果があらわれないと考えた（藤枝 1982：3-10）。そのため、下田は従来の家事教育が実利実益に疎いことを批判し、教育内容は実学であるべきと主張した（飯塚他 2007）。下田は、女性が家庭の主として男性と同等－男女天職論－の地位になるためには、実用的な家事教育が必要と考えたのであろう。

大江スミも良妻賢母主義に基づき、日本の現状を踏まえれば、家事の理論よりも技術習得が必要と判断していた（関口 1999）。

このような論点が示されるなかで、女子教育と実用的家事が本格的に結びついたのは、1910 年「高等女学校令」改正以降と考えられる。改正の要旨は次のように示されている。「近時女子教育ノ進歩ニ伴ヒ実科的各種学校ノ設置ヲ企画スルモノ漸ク多キヲ加ヘントス然ルニ郡市町村等ノ如キ公共団体ニ於テハ之ヲ設置セントスル何等規定ノ拠ルヘキモノナクシテ不便ヲ感スルコト尠シトセス而シテ従来高等女学校ニ於テハ土地ノ情況ニ応シテ其ノ学科課程ニ斟酌ヲ加フルノ余地ヲ存セサルニアラスト雖主トシテ家政ニ関スル学科目ヲ修メントスル者ニ対シテ未タ適切ナラサル憾アリ是レ今回ノ改正ニ於テ高等女学校ニ実科

9 「高等女学校令」は各県に少なくとも 1 校設置することを規定した。
10 高等小学校においても、女子のみに裁縫が課せられた（「小学校令」1886 年）。
11 原論文が旧字・旧かなづかいの場合は、新字・新かなづかいに改めている。以下同様。

ヲ置クコトヲ得シメ其ノ学科課程ニ於テ特ニ裁縫ニ重キヲ置キ実業ヲ加ヘ且ツ土地ノ情況ニ応シ学科目及其ノ毎週教授時数ヲ変更スルコトヲ得シメ又選科生ヲ置キテ事情已ム能ハサル者ノ為ニ簡易学修ヲ開キタル所以ナリ。」（文部科学省「学制 100 年」）。この改正では、高等女学校に実科を設置すること、実科だけの高等女学校（実科高等女学校）を設置できることを定めた。実科高等女学校は、女子が女子の美風を失うことをおそれ、その地方の生活に適し、施設もなるべく簡素であることを目的に設置されたものであり、高等女学校に比べ裁縫の授業時間が多かった（新井 1990）。女子中等教育の学習内容は、実用的な家事に偏重しない学習から日常生活に役立つ実技を習得する教育へと変貌していった。

このような、実学中心の教育は家事教科書からも伺える。たとえば、高等女学校、実科高等女学校、女子師範学校の教科書として発行された『応用家事教科書上・下』（1917 年）は、上巻 4 章（総説、住居、飲食物、衣服）、下巻 8 章（老人の奉養、看護、育児、修学及婚姻、交際、家計の整理、一家の管理、総括）から構成されていた。そこには、具体的な家事の手法が記されていた。例えば、「第 6 節掃除及び手入」では、「日常掃除　各室・各所を夫々曜日に割当て、其の室又は場所のみ特別念入りに掃除し、一週間にて家屋敷全部に行きわたる様にするをいう。」（大江 1982：36）と記されている。同様に、野菜の切り方や魚のさばき方などが絵入りで、詳細に示されている。

下田や大江は、良妻賢母主義教育に基づき、女子教育における実用的な家事の推進を牽引した。常見が指摘するように、大江は女子教育における三従と封建的家族制度と軍備拡張を礼賛していた（常見 1961）。しかし、大江の女子教育の方針は第一に、「十分学問をさせ知識を広め、頭脳を発達させ、整頓したる思想をもたせ」（大江 2002）である。また、下田は上流階級だけでなく、下層階級の女子教育も視野に入れていた（飯塚他 2007）。したがって、彼女たちの基本的な目的は女子教育の普及であった。良妻賢母主義も女性解放論[12]の側面があり（山崎 1996）、下田や大江の目指した良妻賢母主義も女性の生き方の模索と言えよう。

しかし、家事技術の習得が良妻賢母主義教育の中心へと移行し、女子教育の要になってしまった。結果的には、下田や大江の掲げた女子教育の普及という目的は、政府の近代国家形成の手段のひとつとして取り込まれてしまったと言える。

実用的家事への偏重は、女性向け雑誌にも見られた。『家庭之友』（1903 年創刊）は、家政、育児、厨房、その他家庭一切の実務に関する考案を世間に紹介する目的で創刊された（山本 2002：131）。『婦人世界』（1906 年創刊）は「家庭の改良」を図り、女性が良妻賢母たることを望み、育児、料理、家庭など実用記事を掲載した（成田 1990）。中間層を対象とした『主婦之友』（1917 年創刊）は、衣服形態の考案と製作法、食費の節約、効率的な住居の提案など、具体的で実践可能な家事労働の方法を掲載した（大橋他 2010）。これらの雑誌はより具体的な家事技術を掲載し、読者に家事労働とは家事技術の習得であることを内在

[12] 女性解放論はフェミニズム（女権拡張論）だけでなく良妻賢母主義も含まれる。

化させる役割を果たしたと考えられる[13]。

家政研究者が目指した家事教育は、政府の良妻賢母主義教育と結びつき、実用的家事教育へと向かうことになった。

1－1－2　家事経済における家事労働論

家事経済は家政学のひとつの領域であった[14]。しかし、経済学の視点からの家事経済を著したものは少なく、「家事経済」の語を書名にした文献の多くは、現在の家政学全般に相当するような内容であった（三東 1979）。それは、前述の家事教科書においても同じ傾向であった。例えば、下田は『新撰家政学上・下』の「第三章　家事経済」の冒頭で、「常に其冗費を省きて、用度を節し、積むべきは積みて、散すべきは散じ、金銭の出納を明確にし、衣食住一切の事を整理し、時を惜みて労を惜まず。」（下田 1982：35）、と記し家庭における家事経済を「金銭の出納」、「金銭の貯蓄」、「物品の購入」の 3 項目に分け、金銭出納の明記や倹約の必要性を説いている。

塚本はま子も『実践家政学講義』（1906 年）の「第四講一家の財政」の冒頭で、「一家の財政を整理して多少資材を作り余裕を得やうとするには、常に職業に精を出してなるべく収入を増加するように努ると共に、厳重に節約を守って奢侈と浪費とを禁ぜねばなりませぬ。」と述べ、家計簿記入、節約、生活費の分配など実用的な内容を著している（塚本 1982：182）。

家政研究者の著す家事経済の多くは、「廃物利用、無駄排除、一家のやりくりの工夫」を説いたものが多く（常見 1971）、女子専門学校の家庭経済に関する講義の内容も家計簿のつけ方、買物の方法、節約の方法など技術面に偏っていた（伊藤 1969）。

このような実用的家事経済が主流の中で、家政学に経済学の理論を取り入れようとする動きもあった。松平友子は、『家事経済学』（1925 年）において、家事経済学は家政学の一部とみられているが実質的内容は経済諸学と定義し、経済学の理論や国民経済にも言及している。松平は女性雇用者が増加する状況において、女性労働者の現状にも触れ、女性の賃金が男性と比較して低い理由は、女性の労働が生計の補助として始まっていること、長年の奴隷的生活により自らを卑下していること、などに加え、「婦人の従来の労働が總べて不払労働であつたこと」（松平 1982a：401）だと論じた。松平は家庭内での女性の労働－自家生産、家事労働－が不払いであるがゆえに、女性の市場労働が低く見積もられると指摘する。さらに、松平は女性の仕事と家庭の両立の困難さの原因として、労働時間が長いこ

---

13 他にも、活動として「大日本連合婦人会」（1930 年設立）は、家庭生活の改善などを目的とした（常見 1971）。

14 アメリカでは 1909 年に家政学会が誕生し、そのなかで家庭経済をめぐる理論が展開した。1920 年代から 30 年代にシカゴ大学経済学部のカーク（Hazel Kyrk）やリード（Margaret G. Reid）、アイオワ州立大学のホイト（Elizabeth Hoyt）らは、従来の商品学や家計管理学としての「家政学」に経済学の観点を導入し、消費を労働費用と時間投入を必要とする家計生産過程と位置づけ、従来の経済学に対する批判－女性によって担われていた家計と消費を専ら生産に従属させようとする考え方－と、家事労働やケアからなる無償労働が生活水準をつくり出すことを評価すべきという考えをもっていた（原 2016）。

と、託児所の欠如又は不完全さ、家庭内の雑務の社会化が未だ不十分なことをあげる。松平の主張は、男女ともに職業生活に順応するように家庭生活も改善すべき、というワーク・ライフ・バランスの視点を兼ね備えていた。

井上秀子は、『家庭管理法』(1928 年）のなかで家事の経済的評価について次のように論じた。家庭の真の収入資源は、①金銭収入、②家庭生産収入、③国家社会が家族の生活のために行う奉仕等とし、家庭生産収入は家庭労働による収入、家庭管理の収入、家庭の資本の収入（主として固定財産によるもの）の３つと述べている。家庭生産収入は、「家庭に於て家族の直接要求に応じ、此の満足を遂げしめる為に貢献する、家事的仕事に依つて得られるものである。」（井上 1982：34）としており、家事労働を自家生産とは異なるものと位置付けている点は注目すべきである。また、井上は「家庭収入の価値は、家族殊に主婦に依って、支払はれざる労働として為されている。それと同様の訓練を持つ人を雇うて、為さしめるとしたならば、之れには可成りの大金を支払はねばならぬ事は明らかな理である。」と述べ、「仮に家政婦に一ケ月 50 円を支払ふとして、此の他に給興の部屋、衣服、食事等を加算すれば、少なくとも 80 円の経費が想像される。換言すれば、主婦は即ち一ケ年約一千円の家庭収入を増しつつあることが証拠立てられるのである。」（同上書：38）と言う。井上は、家事労働を主婦ではなく家政婦が行えば賃労働になることを指摘している。これは、現在の家事労働の貨幣評価に通じる視点である。

氏家寿子も井上の理論を踏襲し、家庭の真の収入は金銭的収入（外部の生産によって得る金銭や物品)、家庭生産収入（家庭内で家族の要求満足のために、直接に創造せられるところの経済的財貨及び奉仕)、社会的収入（国家、社会、公共の手によって用意せられた施設や財貨、奉仕）と定義した（氏家 1943)。

このような経済的側面からの家事労働研究は、家政学の主流ではなかった。戦前において家庭経済学は経済学の分野においても家政の分野においても周辺にとどまり、あまり注目されていなかったのである（伊藤 1969)。

第 1 節では、家庭生活を主たる研究領域とした初期家政学の論点を整理した。その論点は大きく 2 つに枝分かれしていた。1 つは、良妻賢母主義を基本とした家事技術重視の女子教育への傾倒であり、他方は経済学の視点を家政学に導入する方向である。前者は家事技術を重視するあまり、家制度と相まって家事労働の価値を低く追いやったと言える。しかし、どちらも出発点は女性の生き方の模索であり、女性の地位向上であったと考えられる。家政学において、1970 年代に登場する家事労働論の議論が既に備えられていたことは注目すべきであろう。

第 2 節　家事労働論の萌芽-明治から第二次世界大戦前-

女性をめぐる問題は西欧の思想や女性論の影響を受け、婦選運動や廃娼運動、女性労働

の改善、女子教育の推進－後に第一波フェミニズム[15]と呼ばれる議論－を中心に展開した。そのため、法的な男女平等が急務とされ、家事労働論は主要な論点ではなかった。しかし、家事労働への関心は女性たちの日常的な経験から湧き上がってきた。本節では女権拡張論における家事労働の論点を整理する一方、農村における女性研究の先駆者である丸岡秀子の議論を取り上げる。

1－2－1　母性保護論のなかの家事労働論

女性をめぐる近代化の実現は、主に女子教育の振興として取り組まれた。政府は良妻賢母主義の女子教育を通して近代的な家庭形成を目指した。

このような社会状況のなかで、家事労働をめぐる論点は芽吹いていた。与謝野晶子が「女子の徹底した独立」[16]（1918 年）を発表したことを契機として、女性労働と母性保護をめぐる母性保護論争が始まった[17]。主な論者は与謝野に加え、平塚らいてう、山田わか、山川菊栄であり、与謝野は女権論、平塚は母性主義、山川は社会主義の立場から母性保護を論じた。この論争では、家事労働は主要な論点のひとつであった。

平塚らいてうは、家事労働が産業革命により軽減されたことを肯定する一方で、「ある点においては昔よりいっそう仕事の種類が精神的なものになり、あるいはデリケートなものになっただけでそれだけむしろ骨の折れることが少なくありません。」（平塚 1983：28）と述べ、家事労働の近代化は、従来の肉体的負担だけでなく精神的負担を主婦に生じさせていることを指摘している。平塚は、家事労働の時間的拘束や不規則性にも言及している。「二つと四つになるふたりの子供を見ながら炊事も、掃除も、洗濯も時々裁縫もしなければなりませんから、私としてはもうこれだけのことで手いっぱいで、否、手にあまるほどで、終日食事の時を除いては座る間もほとんどありません。」（同上書：30）、「実際彼女らは、年中無休暇な、そのうえ昼となく、夜となく続く不規則な労働のために疲労しております。このうえさらに彼女らに家庭外の労働の重荷を負わせた時、彼女らはどうなることでありましょう」（同上書：31）。平塚は家事労働の経済的価値にも触れ、「いかなる種類の労働も必ず報酬せられる今日の社会において、ひとり家庭婦人の労働に対してのみ社会はなぜ報酬を与えないのでしょう。これははたして社会的公正なことでしょうか。家庭婦人もまた等しく今日の社会に生活する社会の一員でありますのに。」（同上書：33）と述べ、育児に経済的価値を認めることが主婦の経済的自立につながると主張する。平塚は主婦の育児に対する報酬を求めているが、育児に付随する家事も含んでいたと考えられる。

山田わかは家事労働について次のように論じている。「母が子供の看護をしたり、夫の食事ごしらへをしたり、その外、朝から晩迄の仕事には交換価値がありません。けれども使用価値があるのです。そして、その使用価値は直接に人類の幸福に貢献するのです。です

---

15 市民革命によって権利（市民権、参政権など）を獲得しようとする理論や運動（井上輝子他編（2002）『岩波女性学事典』岩波書店）。

16 『婦人公論』3－3。

17 「婦人公論」、「太陽」誌上（1918 年）にて展開。

から、交換価値以上のもの、即ち、金に代へることの出来ない程、貴いものです。」（山田 1982：261）。山田は、家事労働には交換価値がないことを肯定する一方で、家事労働の使用価値を認めるべきと主張する。

原田皐月は家事労働と女性の地位を論じている。「男子の労働には、いかなる種類のものにも生命をつなぐべき物質を酬ひられるに拘らず、女性の内的労働即ち夫を助け子供を育て家庭を整える仕事は物質的に一物をも酬いられず、酬いられないから仕事そのものの価値が認められず、認める事の出来ない仕事のみを繰返して居る女性は個人として存在を許されず、子女と共にその男性に隷属すべきものと云う男性専制の三段論法が、女性の地位をここ迄落しめたものと見做されます。」（原田 2005：21）。原田は、女性の地位の低さは価値が認められない無償の家事労働を担っているが故だと主張し、それが女性の経済的自立を阻むことになると論じる。

山川菊栄は、社会主義思想から男女同権を目指しており、家事労働について次のように論じる。「有史以来、婦人は常に家庭奴隷として無給の労働に甘んじて来た。彼等は家庭の衣食住に関する一切の仕事を引受けて、無限に煩瑣な、不規則な、休息もなければ就業時間の制限もない、最も原始的な労働状態に慣れて来た。」（山川 1996：41）、「家庭奴隷たる婦人に在ては、不払労働が普通の、当然の状態なので、隅々その仕事の一部に対して支払いを受けることは、寧ろ破格の恩典たり意外の儲け物たる感無きにしも非ざる有様である。」（同上書：42）。山川は家事労働の過酷さと無給であることを指摘し、1970 年代以降に議論が始まる不払い労働の視点を既にもっていた。家事労働の負担軽減については、「故に婦人労働者の解放の為には、共同育児、共同炊事、共同洗濯等の設備の発展に依て家事負担を軽減し、依てその就職を容易ならしめ、職業条件改善の機会をより多く得しめるのが第一である。」（同上書：47）と述べ、家事労働の社会化を提案している。さらに、「婦人の育児その他の家庭労働が何故に社会によって黙殺せられ、正当なる感謝と報酬とに価せぬものとみなされるかという疑問に対しては、それは商品の生産以外の労働を無用視している今日の経済組織の結果であるというほかに答のないことであります。」（山川 2011：232）、と経済学における価値が生産だけを対象とし、家事労働をめぐる経済的な議論には無関心であることを批判した。

いずれも家事労働の価値をめぐる議論を展開している。しかし、山川の議論を除けば、いずれも育児との関連で家事労働を論じている。つまり、家事労働は母性保護と一体でしか焦点化されず、母性論の周辺的位置づけであったと言える。

1－2－2　農村における家事労働論

農村研究は、産業領域の技術研究に比べれば数が少なく[18]、その研究は農具の改良や効率

[18] 例えば、暉峻義等（1939）「農村労働力の現状 −山形県飽海郡北平田村の実状調査−」、岡島暢夫（1939）「東北地方農村の住居と其の生活状態」など。

的な生産方法など、科学的側面からの研究を中心に実施された[19]。さらに、それらの研究は、女性の生活や家事労働にはほとんど興味を示さなかった。

暉峻義等は、家事労働の合理化の視点から台所の道具配置に関する実証研究を行った。しかしながら、結果の考察では効率的な道具の配置は家事時間の短縮につながり、家事時間の短縮が女性の農業労働時間を増やすことができると報告するにとどまった（暉峻他 1936）。暉峻の関心は労働者と道具の効率性であり、家事労働そのものではなかった。くわえて、このような研究は数少なく、経済的価値を生まないと見なされていた家庭領域には関心が示されなかった。

このような状況下において、農村女性を対象とした研究がなかったわけではない。しかし、女性に関わる研究は母性保護に関わる実証研究が中心であり（横川 1935、岩崎 1935）、農村における女性の問題は妊娠・出産と見なされていた。暉峻らは、女性が産後すぐに家事労働や農業労働に従事する理由として、農家の労働力不足と家庭における女性の地位の低さをあげている（暉峻他 1936）。女性の家事労働と農業労働の二重負担は、農村研究において問題とされていなかったわけではないが、母性保護として議論されるに留まっていた。つまり、家事労働は主たる問題ではなく、母性保護の周辺的な課題とされていた。

丸岡秀子は、「従来婦人問題の領域で最も関心が持たれ、研究が積まれて来たものの多くは都市の勤労婦人に就てであった。中でも労働婦人、職業婦人の問題がその中心であり、農村婦人の問題は、農村問題一般の中のごく小さな一部面として扱われ、その隠された重要性に逆比例してしまったうとり残されていた。私にすればそうしたことに密かに不満を感じていたわけである。」（丸岡 1997：3）と指摘し、すべての農村女性に焦点を当てる必要性を説いた。丸岡は農村女性の状況を詳細に調査し、女性たちが農業労働従事者、家事労働者、妊娠・出産という三重の任務を課せられている状況を生活時間、家計費、教育、出産や衛生環境など日常生活全般を把握することで、その実態を明らかにした。また、母性に関しては、「健康な次の時代を生むことを要求する権利が興へられていい筈なのに、これはまた何んと反対に婦人の「天職」の名の下に不当に地位をひくめられていることであろう。」（同上書：83）と述べ、産む性と女性の地位の低さの関係性にも言及している。丸岡は、農村において女性が主要な労働力であり家計に大いに貢献しているにもかかわらず、女性であるがゆえの差別－家族制度、家族従事者、妊娠・出産－を受け苦渋の生活を送っていることを浮き彫りにした。

丸岡の議論は、後の無償労働評価におけるサブシステンス（生存維持）[20]労働や家族従業者としてのインフォーマルな労働、再生産労働としての妊娠出産などの論点の萌芽がみられる点で大変興味深い。

---

19 勝木新次（1934）「農村の栄養に関する研究 其の 1 農家の自家用蔬菜及果実に関する調査報告」、、吉岡金市（1936）「農業経営の進化に関する調査（第 1 報告）」など。

20 例えば、ヴェールホーフはサブシステンス（生命維持経済）を「「自給自足」という経済の一概念であるだけでなく、文化であり、社会のあり方であり、世界への戸口であり、世界との関わりのすべてでもある」（2004：196）と述べ、サブシステンスをオルターナティヴな労働の基本としている。

以上、第 2 節では明治から戦前における初期の家事労働論を取り上げた。そこには、家事労働をめぐる先駆的な論点が存在し、1970 年代に登場する家事労働論の議論が既に兼ね備えられていた。しかし、家事労働論は母性保護論に触発され、あるいは母性と一体で論じられる周辺的な位置づけでしかなかった。

第 3 節　近代国家形成と家事労働-明治から第二次世界大戦前-

近代国家形成のための家庭生活の近代化、賃労働者の増加や戦時下の労働力不足は、家庭生活への関心を招いた。それは、一方で家事労働の合理化の必要性を誘発し、家事技術の進歩を促した。もう一方では、労働力の再生産の視点を生み出した。本節では日本が近代国家へと移行していく過程において、家庭生活と家事労働への関心の変遷を整理する。

1－3－1　生活改善運動と家事労働

明治政府は産業の近代化に重点を置き、国家の発展を目指したが、国民生活への関心は希薄であった。労働者が劣悪な労働条件下で働いていたことや、国民が生活に困窮する状況は、『日本之下層社会』（横山 1899）や『職工事情』（農商務省 1903）に詳細に記述されている。そのような状況下では、国民の関心は家事労働よりも労働問題や貧困問題への政府の対応であったと言えよう[21]。

政府の家庭生活への関心と介入は、文部省が 1919 年に生活改善に関する三訓令を発令したことにより始まった。生活改善運動の意味づけは、第一次世界大戦による日本経済の好況による奢侈に流れる傾向への批判、国際的地位の向上のための国民生活の改善、その生活改善は家政担当者である女性－ただし都市中間層が対象－、に負う所が大きいという 3 点であった（中嶌 1998）。生活改善運動は、1920 年に文部省の外郭団体として設立された生活改善同盟会を中心に展開された[22]。生活改善同盟会は、生活の合理化と節約を具体的に推し進めることを目的とし[23]（礒野 1991）、講演会・講習会、展覧会・製品の販売、生活改善劇の上演などを各地で実施した[24]（中嶌 1998）。生活改善運動は、政府のより直接的な家庭生活への介入と言える。

一方で、生活改善は民間においても展開された。経済学者の森本厚吉は、著書『生活問題』の「序」において、日本の生活状態が欧米先進国と比較して百年又は二百年の時代遅れだと指摘した（亀高他 1988：2）。森本は国民が生活難から脱却し、合理的な消費を行うことが国力を高めることだと主張し、衣・食・住、家計など多岐に亘る生活改善の必要性

---

21 政府は公的救済制度として「救護法」（1929 年）を制定。ただし、制限救助法（65 歳以上の老衰者、13 歳以下の幼者、妊産婦、疾病による労働できない者など）（吉田 1995）。

22 生活改善同盟会の関係者には、下田歌子、塚本はま子、大江スミなど良妻賢母思想の家政研究者が名を連ねていた（中嶌 1998）。

23 5 つの調査委員会（住宅、服装、社交儀礼、食事、農村）による活動を行った。

24 他には、啓蒙誌の発行（『生活改善の栞』（1924 年）、『今後の家庭生活』（1931 年）など）、交通機関を利用しての宣伝ポスター掲示など多岐に亘っていた。

を主張した[25]。森本は、生活のなかに科学の原理を応用しなければならないと考え、女子教育[26]を通して効率を追求する主婦の養成も目指した[27]（生垣 2016）。

官民で推進された生活改善の動向は、家政学や自然科学研究者の科学的で合理的な家事研究にも影響を及ぼした。奈良女高師家事研究会は、裁縫、応用理科、衛生、園芸などを中心に掲載した『家事研究』（1920 年）を創刊した。その目的は、家庭生活における合理化の欠如や科学的知識の不足などを踏まえ、進歩的、合理的、健全な家庭生活を目指したものであった（倉元 1993）。産業界の研究者は家事技術の改良にも関心を向けた。家事衛生研究会[28]は、衛生と衣・食・住に関する啓蒙雑誌として『家事と衛生』（1925 年）を刊行した。その内容は、執筆者の多くが市立衛生試験所関係の自然科学者であったため（佐々木 1997）、家事に関する技術改良や合理化など実用的なものであった[29]。しかし、産業界を主たる領域とする研究者たちにとって、家事の技術改良は女性への啓蒙であって研究者の主たる研究であったとは言い難い。

近代国家形成のなかで、家事労働は政府から近代化を要請され、生活改善運動や自然科学者によって啓蒙された。しかし、家事労働の合理化は、近代国家形成のために不可欠な要素ではあったにもかかわらず、周辺に位置づけられたままであったと言える。

1－3－2　戦時下における家庭生活へ関心

家庭生活への関心は、戦時下における国民生活の低下や労働力の確保という問題意識からも生じた。

大河内一男は労働者の家庭生活に目を向けた。大河内は労働者の生活は労働生活と消費生活から構成され、消費生活は単純な消費ではなく生産的消費だと論じた。つまり、賃労働者の生活は労働領域と家庭領域から成り立ち、切り離すことはできない関係にあると述べた。大河内は労働力の再生産について、「労働者は、消費生活を経ることによって、彼の生命ならびに家族を維持するのであるが、これによって、彼の「労働力」は再生産せられ、経済社会はまたこれによって絶えずその「健全なる」人間労働力を、マン・パワーを確保し再生産することが出来るのである」（大河内 1981a：207）、と論じた。大河内は家庭を消費生活と表現し、家事労働を再生産労働とは明言していない。しかし、家庭生活が労働者の再生産領域であり、経済は再生産領域によって支えられている、と考えていたことが示唆できる。

篭山京は、労働者の労働力再生産の観点から家庭生活に関心を向けた。篭山は労働力がエネルギー補給によって再生されることに重点を置いた。篭山は作業力の使用が労働であ

---

25 例えば、果物・魚・綿織物の国民年間消費量、衣服の値段等。

26 森本は、自身が目指す女子教育実現のため女子文化高等学院を創立した（1927 年）。

27 同時に職業婦人の養成も目指した。

28 大阪市立大阪衛生試験所のなかに設置。

29 和田時夫（1925）「家庭で出来る『だし』の作り方」『家事と衛生』Vol.1、No.5、59－62、藤原九十郎（1927）「便所の衛生と改良」『家事と衛生』Vol.3、No.11、32－41 など。

ると定義したうえで、「我々の日々の生活は、作業力の使用と再生産によって形造られているのである」（篭山 1984：58）、と労働（作業力の使用）と再生産の視点から 1 日 24 時間を労働、余暇、休養の３つと区分した。つまり、労働と休養は分離しているのではなく、労働時間に対応する休養時間が必要であり、再生産なくして労働はあり得ないということだ。この論点は、現在のワーク・ライフ・バランスの原点とも言えよう。篭山は労働の範疇を次のように定義している。「この労働の中には、労働現場での、狭い意味での労働の他に、労働現場に到る迄の通勤、労働に就く為の準備、身づくろい或いは主婦の家庭内での家事のようなものをも含めて考えて良い」（同上書：58）。したがって、通勤時間や家事労働も労働と捉えている。篭山は主婦の生活時間にも関心を示した。独自に実施した時間調査の結果を踏まえ、「主婦は主人の過長労働の影響に依って、朝早く家を出る夫のために更に一時間も早く起き、夜は帰宅の遅い夫を待って遅く眠り、したがって著しい睡眠時間の短縮を余儀なくされているばかりでなく、乳児に夜半授乳するために、必ず夜半起きている。いい換えれば睡眠の中断がある。」（同上書：120）、と主婦が夫と子どもの生活時間に合わせて生活しており、主婦は過労であろうと述べている。篭山は、主婦を再生産労働者、「主婦は主人の労働力の再生産者であるとともに、母としては次の世代の再生産者である事は勿論である。そして、それを押し広げて言えば、主婦は家族全体の労働力－作業力の再生産者として、働き続けていると言えるのである。」（同上書：143）、と位置付けている。このような再生産労働者としての主婦への関心は、主婦への社会保障整備の必要性など社会政策にまで及んでいた。

当時の家庭生活をめぐる議論は、生活の合理化や節約であった。それを踏まえれば、労働力の再生産に注目した大河内や籠山の論点は、1970 年代の再生産労働議論の萌芽と言えよう。しかし、彼らの関心は戦時下の劣悪な国民生活への問題意識から生じたものであり、家事労働そのものへの注目ではなかった。

第 3 節では、近代国家形成期における家庭生活への関心を検討した。官民の生活改善運動は家事労働の近代化に繋がったが、そこでは家事の技術面に重点が置かれ、家事労働の理論的展開はなかった。つまり、女性は家事労働の合理化のための作業者であって、その労働による負担は問題にされていなかった。

戦時下における国民生活をめぐる議論では、労働には再生産が必要不可欠であり、それは妻によって行われていることが指摘された。このような再生産労働の概念の萌芽が見られたことは重要な点であろう。

近代国家形成のなかで、家事はもっぱら技術として議論の対象となったが、家事が労働として取り上げられたわけではなかった。

第 4 節　主婦と家族への問題関心-戦後から 1970 年代-

戦後、政府は「家」制度の廃止、「家庭科」の新設など家庭生活における民主化などを実

施した。それは、女性が家庭の外へと目を向け、主婦として母として社会活動をする契機でもあった[30]。その一方で政府は、高度経済成長により資本主義国家としての拡張をめざした。激動する社会において、家事労働は女性－特に主婦－にとっても、産業界や政府にとっても重要なものとして位置づけられた。本節では、女性や家族に関心を向けた領域における家事労働論として、主婦論論争を中心とした議論、家族社会学領域、家庭科教育を取り上げる。

1－4－1　主婦論争を中心とした家事労働論

主婦論争は、石垣綾子が発表した「主婦という第二職業論」（1955 年）を皮切りに、1955 年～1957 年、1960 年～1961 年、1972 年の 3 期にわたって展開した主婦の権利や家事労働の経済的価値をめぐる論争を指す。

家事労働の経済的価値に関する論争は、磯野富士子が 1960 年に『朝日ジャーナル』に発表した「婦人解放論の混迷」によって口火を切り、経済学者、ジャーナリスト、読者である主婦などが関心をもち誌上を中心に論争が繰り広げられた。

磯野はマルクスの『資本論』を手がかりに家事労働について、「労働力が商品であり、「労働力の生産」という表現が経済学で使われている以上、「労働力という商品の生産」ということがいえるはずだ。」（磯野 1982a：10）、と家事労働は価値を生む労働ではないかと問うた。それに対して高木督夫は、「労働力商品は労働生産物ではない。労働力の消費が労働であり、労働力の生産とは、労働つまり労働力の消費過程以外の労働者とその家族の生活そのものに他ならぬ。」（高木 1982：73）と述べ、出産や育児、余暇やリクリエーションも生活の一部であり、家事だけが労働力の生産に役立つという議論はおかしいと批判した。

荒又重雄は家事労働が家庭内で行われ、家族のための使用価値であり商品価値を形成しない。したがって、商品価値のない家事労働は家族員が担う労働と述べた（荒又 1972）。

上杉聡彦は主婦労働には経済的な価値がなく、主婦労働が価値を生むかという議論よりも主婦が一人の人間として社会とどのようにかかわっていくのかが重要（上杉 1960）、と経済学の観点から取り上げるべき問題ではないとした。

毛利明子は経済学が労働力商品の価値を規定する労働から家事労働を排除してしまっているのは、経済学での「価値」概念が抽象的であり、労働力の価値規定が曖昧であることを指摘した（毛利 1982）。価値をめぐっては、磯野も自身の論点が「主婦の家事労働が持つ労働としての機能を、そのシンボルとしての機能と分離し、家事労働の形態に関する価値判断を離れて、人間労働として説明できないかという点にある。」（磯野 1982b：97）、と強調した。

このような家事労働の価値をめぐる議論のなかで、水田珠枝は家事労働と資本の関係性に注目した。水田は、「主婦労働の剰余部分が、果たして個々の資本家の手にわたっている

[30] 主婦の代表的な活動として、主婦連合会結成（1948 年）、日本母親大会連絡会結成（1955 年）、総評主婦の会全国協議会結成（1960 年）などがある。

のかどうかわからないのだが、少なくとも主婦労働は部分的には不払い労働なのだろう。そして、主婦の部分的不払い労働の上に、現実の階級社会がきずかれているといえるのではないだろうか。」（水田 1982：38）、と論じた。

主婦論争は、後に欧米で展開される家事労働論争の論点である[31]。論者たちの意図は別として、これらの指摘はマルクス経済学の労働概念の範囲が不十分であることへの疑問であり、経済学者に対する問題提起であった。

しかし、経済学者はこの問題に明確な回答を提示できなかった。そのなかで、大熊信行は現状の経済学を痛烈に批判した。大熊は「家庭こそは人間生命の泉である」と家庭を重視し、「経済学的なものの見かたは、家庭生活の認識には無効だ」（大熊 1963：2）と主張する。大熊は、家庭は個体としての人間そのものの再生産、成熟した人間の生命力の日々の再生産と二重の意味で再生産を担っており、経済学者が家庭経済を「消費経済」とよぶことに異を唱える。さらに、「経済学の固定観念を駆逐し、くもりのない家庭観・家族観をくみたてるには（中略）一つは家庭生活を本位として生活そのものを考察する科学的方法の創造、いま一つは経済学そのものの改造、家族を「消費単位」としてとらえることを否定し、これを人間生命の「生産単位」としてとらえなおすことであります」（同上書：105）、「マルクス学派が主婦の家事労働の価値の問題を正面から扱おうとすれば、経済単位としての家族のカテゴリーを設定することが先決であり、微視的方法をさけることができません」（同上書：107）と論じ、家庭を経済学の対象にすえることを主張した[32]。しかしながら、この主張は当時の経済学には受け入れられることはなかった。

篭山は、前述したように戦前より労働力の再生産に言及してきた[33]。戦後、篭山は家事労働を次のように論じた。「栄養と休養は家事労働によって行われている、つまり家事労働は労働力を再生産している。サラ―リーマン家庭の場合、夫は妻の家事労働によって労働力を再生産し、妻は妻自身の家事労働によって労働力を再生産している。」（篭山 1969：175）、「家事労働はその担当者、主に主婦の労働力を無駄使いして行われているということに、もっとはっきりいえばそれが無償労働だということに特質があるといってよい」（同上書：176）。篭山は、家事労働が労働力の再生産であり無償労働であると明確に指摘している。しかし、家事労働が再生産労働と社会的に認識されることはなかった。

一方、法律の領域では家事労働の価値をめぐる裁判の判例が幾つか示されている。まず、1967 年[34]、幼女の交通事故死損害賠償請求訴訟に対する判決が大阪地裁で下された。その判決は、女性は将来的に結婚し無収入になる、という理由で幼女の賠償額がその分差し引かれた。つまり、主婦の家事労働は経済的価値がないという判断である[35]。翌 1968 年 9 月、

---

31 後述（第 2 章第 1 節）。

32 大熊は『生命再生産の理論－人間中心の思想－上』（1974）東洋経済新報社、のなかで家庭が生産の場であることを詳しく述べている。

33 前述（第 1 章第 3 節）。

34 4 月 19 日。

35 この判決は、ジャーナリズムによって大きく取り上げられた（生活科学調査会編集部 1969）。

交通事故で死亡した主婦に対する裁判が行われた。この裁判では、主婦の家事労働を経済的に評価する判決が下った。この判決は、主婦論争の成果が具体的に現れた例と言える（生活科学調査会編集部 1969）。しかし、1969 年 7 月、64 歳の主婦が交通事故で死亡した損害賠償訴訟の裁判では次のような判決が下されている[36]。判決は、60 歳までの主婦の家事労働は認めるが 61 歳以上はタダであるとした。これは、61 歳以上の主婦は社会的労働力として役にたたないという理由からであった（生活科学調査会編集部 1969）。つまり、家事労働の経済的評価の基準は、市場労働の一般的な定年年齢と同一であることを示している。しかしながら、主婦が家事を行う限りそれは労働である。61 歳の誕生日を迎えることで家事労働の価値はなくならない。

このように、「家事労働は価値を生むか」という問題提起は、全体的には主婦労働は経済的な価値を生まないという結論が多数を占めた[37]。一方で、上述のように判決のなかには家事労働の価値を認めるものが登場したことは注目すべきである。しかしながら、上野千鶴子が指摘するように主婦論争は理論的には「なぜ女性が解放されないのか」という構造的考察に至っておらず、実践的には「主婦労働」の問題は、女性運動の全体にとってはまだ「見えない」問題だった（上野 1990）。何よりも経済学者の労働概念が交換価値のある労働に限定されていたため、それを説明できる理論が用意されていなかった。しかし、主婦論争は一般市民の関心を集め[38]、家事労働問題が、サークルや学習会で幅広く討論される契機となった（竹中 1972）ことは、評価されるべきである。

1－4－2　家族社会学の家族役割としての家事

家庭生活に関心を向けた領域として家族社会学がある。

家族社会学領域は欧米、特にアメリカの家族研究を参考に本格的に始まった。その領域は、家事を家族の役割のひとつと捉え実証研究として役割研究[39]を実施した。

小山隆らは、戦後の民法改正により家族の実態にどのような変化が生じているのかを探るため、1956 年～1957 年に東京の都市部と農村部において生活構造、親子関係、夫婦関係の意識と実態を調査した（小山 1960）。家事[40]は家族の役割分担調査として実施された。その結果からは、①地域が異なっていても家事は圧倒的に主婦の役割であること、②夫が比較的行っている家事は夜具片付けであること、③主婦に次いで家事をするのは女児であることが示された（青木他 1960）。

---

36 東京地裁。

37 政府の家事労働の見解としては、次のようなものがある。「妻の家事的生活時間は、それ自体は何ら社会的労働として評価できないのであるが、家庭内において、一家の生活を維持し、労働力再生産するために不可欠なもの」（労働省婦人少年局 1952：88）。

38 『婦人民主新聞』編集部には読者から主婦労働に関する投書が数多く届いた（1960 年 7 月 24 日号）。

39 上子によれば、役割とは、「社会システムに対する機能的意味の視点において、したがって社会的位置との関連において、把握された行為や性質のパタン」である（上子 1979：40）。

40 掃除、買物、炊事、あと片付、洗濯、夜具片付、献立、裁縫、風呂炊き、庭掃除。分担は①妻、②妻とその他、③夫と妻、④夫、⑤その他の家族。

小山らは1960年には、対象地域を東京都区部に限定し、役割分担調査および夫婦関係役割テストを実施した（小山1967）。役割分担の調査結果では、家族のなかでも世帯主（主に男性）が比較的担当しやすいと予想した家事 5 項目（掃除、大工仕事、アイロンかけ、夜具かたづけ、戸じまり）でさえも、大工仕事を除けば役割期待[41]および現実[42]ともに世帯主ではなく主婦に偏っていることがわかった。その大工仕事でさえも、主婦が全く関与していないわけではなかった（山室 1967）。次いで、夫婦関係役割テスト[43]も実施された。夫婦関係役割テストは、妻（夫）が夫（妻）に対して期待する役割の度合い、及び夫（妻）がその役割をどの程度実現しているかを測定するテストであり、期待と実現が一致していれば、その夫婦の機能は円滑に作用することになる（古谷1967）。その結果では、例えば、「家事を分担してやる」では、妻が夫に対する役割期待2.81、妻が夫の家事に対する評価2.81、夫自身の自認 2.85 となっており、夫婦間で大きな違いが認められなかった（湯沢 1967）。つまり、夫婦の家事分担の意識と実態は、夫婦間のズレがないということである。

丸山直子は、夫婦間の家事における役割期待に焦点を当てた[44]（丸山 1973）。夫が妻に期待する家事は、①そうじ・洗濯をする、②家庭の中を整理整頓する、③炊事したり・あとかたづけをしたり、の順であった。妻が夫に期待することは、きまった生活費をきちんと入れる、自分の職務を熱心に果たす、家庭の重大問題の決定者になる、の3項目であった。これらの結果からは、家庭生活の民主化-男女平等-は法律上に過ぎず、妻は相変わらず家事役割を期待され、妻自身それを遂行し、夫婦間で役割に対する互いの認識のズレがなかったことが示された。

久武綾子は愛知県の商業地、農村、住宅などを対象に夫婦の役割期待と役割実現の調査を行った。結果からは、家事（特に炊事、洗たく、そうじ）はほとんど妻が担っていること、夫の実現率が高く妻の夫への期待度が高い項目はこわれ物の修繕であったことがわかった[45]。また、妻は有職・無職を問わず、夫の役割期待以上に実態として家事を遂行していた（久武1977）。

役割研究における分析視点は、役割期待と役割遂行の一致であり、夫が家事をしなくても妻がそれを期待していれば問題がなかった（長津1996）。そのため、夫婦間の家事分担の不公平さは、解決すべき課題ではなかった。

上子武次は夫婦の就業形態と役割に焦点を当て、1963 年に長野県伊那において女性教員家族（共働き）と男性教員（妻無職）家族を対象に家事の実態を調査した（上子1979）。そ

---

41 「家の中の掃除は誰がするのが一番よいと思いますか」という問い。

42 「お宅ではどなたがなさっていますか」という問い。

43 「役割期待」は、回答者が配偶者に対して、役割としてどのような期待をどの程度もっているかを評価、「役割実現」は回答者が配偶者がどのような役割をどの程度実現しているかを評価、「役割自認」は、回答者が自身を夫なり妻なりとしてその役割をどの程度実現しているかを評価する。

44 他に家庭管理、交際、夫婦協調。家事項目は「炊事したり・あとかたづけをしたりする」、「そうじ・洗濯をする」、「こわれた箇所の修理をする」、「食料品の買出しをする」、「家庭の中を整理整頓する」。

45 家事9項目（寝具の整理、炊事、食事の後片付け、そうじ、洗たく、食料品等の買物、身のまわりの整理、こわれ物の修繕、戸締、火の元）。役割期待は妻（夫）に対する役割期待、役割実現は妻（夫）に対する評価。

の結果からは、妻無職夫婦における妻の家事負担が大きいこと、共働き夫婦は妻無職夫婦に比べれば家事分担が平等化であることが示された。しかし、より平等とされる共働き夫婦においても、家事 20 項目[46]中 16 項目において妻の負担が大きかった。夫の負担が大きい項目は「子供を遊びに」、「社会機関との交渉」、「耐久財買物」、「家具家屋修理」の 4 項目であるが、妻もそれぞれの項目について高い割合で遂行している[47]。夫が比較的遂行している家事は日常的ではなく、その場限りを受け持てば済むものであった。上子はこれらの実証研究を通して、夫婦間の家事分担を規定する要因は家事に割き得る時間、遂行能力[48]、社会規範[49]の 3 つであると報告した。

羽江忠彦らは、農村拡大家族と都市核家族を対象に夫婦の役割関係を調査した。調査項目は、「子どもの監護指導」、「家事」（アイロン、掃除、洗濯、夕食をつくる、配膳、夕食の後片付け、大工仕事、力仕事）、「経済」、「社交」の 4 つの領域の意志決定と役割遂行であった[50]（羽江他 1971）。この結果からは、いずれの家族においても、大工仕事と力仕事以外の家事はほぼ妻が意思決定、遂行していた。特に、妻が「配膳」をする割合はいずれの家族も 100%であった。一方で、妻が大工仕事や力仕事を全く遂行しないわけではなかった。

このように、家族社会学では家族の役割のひとつとして、夫婦間の家事分担の実証研究が実施された。家族社会学における実証研究の功績は大きく次の 3 つである。①世帯内の家事の具体的な内容が整理されたこと、②農村や都市部といった地域差、家族形態や夫婦の就業形態に関わらず主に妻が家事を担っていることを明らかにしたこと、③夫が主体的に遂行している家事は家屋の修理や大工仕事であるが、それらの家事を妻が全く遂行していないわけではないこと。つまり、夫がひとりで完結する家事は、ほとんどないという実態が明らかになった。

家族社会学には次のような指摘もある。家族社会学研究は家族内のミクロな関係に焦点が当てられ、その家族関係が置かれている社会経済的文脈との関わりについては、あまり追及されていなかった（船橋 1996）。ビーチは実証的社会学研究の問題を次のように指摘している。①規範的期待という形での機能主義的偏見が見られること、②パーソンズが社会組織の中で構造的につきとめようとした緊張の問題が個人的な役割葛藤の問題に解消されてしまい、その緊張の社会的な基盤について説明が何もされなかったこと、③性別分業を引き起こす諸条件について、何も分析されず性別分業の存在を当然視していること、④労働過程の分析は何もない（ビーチ 1987＝1993：38）。

---

46 家事 20 項目を設定（洗濯、炊事、食後片付け、屋内掃除、幼児食事の世話、幼児排泄の世話、食料買物、日用品買物、幼児衣類着脱、子供医療の世話、風呂たき、屋外掃除、ふとん上げ下ろし、社会機関との交渉、しつけ、勉学指導、子供の話相手、子供を遊びに、耐久財買物、家具家屋修理）。

47 子供を遊びに 95.7%、社会機関との交渉 87.5%、耐久財買物 88.4%、家具家屋修理 68.3%。

48 遂行能力とは、家屋や家具の修理を夫が担当し、炊事などを妻が担当していることから、それが夫と妻の遂行能力の相違と説明している。

49 社会規範の根拠は、現状の家事分担（妻の分担が多い事）を妻が是認しているからだと述べている。

50 調査項目はハーブスト（P.G.Herbst）の「家庭日課」に準拠し、回答枠は「夫がいつも決める（する）」、夫が時々決める妻が時々決める共同で決める（する）」、「妻がいつも決める（する）」の 4 枠。

家族社会学の関心は、家族の役割研究であった。したがって、役割のひとつとしての家事遂行であり、家事を労働と捉える視点からの実証研究ではなかった。そのため、家事の具体的な作業は整理されたが、労働概念や労働者の負担については関心が払われなかった。

1－4－3　家事労働への政策的関心-家庭科教育と実用的家事-

政府は高度経済成長期において、家族だのみ（夫は仕事、妻は家庭）・男性本位（社会保障は男性雇用者のニーズ中心）・大企業本位（社会保険は大企業の労使に有利な制度）の社会政策システムを形成した（大沢 1993)。それは政府と経済界が経済発展するためのシステムであった。その実現に向けての政策のひとつが家庭科教育だったと言える。

家庭科教育は、「家事・裁縫の合科ではない、技能教科でない、女子教科でない」(「学習指導要領家庭科編」（試案)）の「三否定」を原則に戦後新たな教科として出発した。

しかし、日本経済連合会は技術革新の必要性を背景に、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見書」(1956 年)、「科学技術教育振興に関する意見書」(1957 年）を発表し、政府に教育改革の実施を要請した。中央産業教育審議会は第一次建議に「職業も家庭もともに男女共通に学習させるが、将来の進路及び男女の性格を考慮して男子には職業の、女子には家庭の比重を重くする」(1953 年）ことを示し、1954 年には中学校職業・家庭科の教育内容を提案した。このような意見書や建議は政府に大きな影響を与え、中央教育審議会の報告書「後期中等教育の整備拡充について」(1966 年）には、「女子が将来多くの場合、家庭生活において独特の役割をになうことを考え、その特性を生かすような履修の方法を考慮する」と記された。経済界は、資本主義の発展には女性の家事労働が不可欠であることを十分認識したうえで、家庭科教育を通して間接的に女性に家事労働を配分することを政府に要請した。

政府は経済界の要請に応える形で男女特性論を持ち出し、家庭科教育と女性を結びつけた。政府の男女特性論は、文部省の発言からも伺える。文部省視学官の仙波千代は、女子教育と家庭科教育について、「女子は、結婚によって、家事や育児の負担が男子より多く、その点平等でないことは明らかである。しかし、これは男子より女子のほうが、そのことにすぐれていて、適当だからで当然である。」(仙波 1965：245)、と主張する。仙波は、家庭科教育は、家庭生活の幸福のためには健康が第一であるため、食生活の学習を中心にすべきだと論じた（同上書)。

1958 年に改訂された中学校学習指導要領の「技術・家庭」は、「生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、「各学年の目標および内容」を男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける。」(昭和 33 年(1958)改訂版　中学校学習指導要領）とし、男子向き、女子向きの 2 系列になった。文部省が女子向きに示した各学年の「家庭科」の教育目標は以下の通りである。

＜第 1 学年＞

(1)　調理，被服製作，設計・製図，家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ，考案設計の能力を養うとともに，技術と生活との関係を理解させ，ものごとを合理的に処理する態度を養う。
(2)　調理では，日常食の調理に関する基礎的技術を習得させ，青少年期の日常食の献立作成の能力を養うとともに，食生活を合理的に営む態度を養う。
(3)　被服製作では，日常着の製作，被服の整理および簡単な編物に関する基礎的技術を習得させ，衣生活を合理的に営む態度を養う。
(4)　設計・製図では，簡単な図面を正しく読んだり描いたりするのに必要な基礎的技術を習得させ，ものごとを計画的に進め，精密，確実に処理する態度を養う。
(5)　家庭機械・家庭工作では，調理，被服の製作と整理に用いられる機械の正しい取扱および簡単な木材加工に関する基礎的技術を習得させ，生活を合理的に営む態度を養う。
＜第 2 学年＞
(1)　調理，被服製作，家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ，考案設計の能力を高めるとともに，技術と家庭生活との関係を理解させ，生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。
(2)　調理では，第 1 学年の「調理」の学習を発展させるとともに，日常食および常備食の調理に関する基礎的技術を習得させ，家族の日常食の献立作成の能力を得させ，生活を明るく営む態度を養う。
(3)　被服製作では，第 1 学年の「被服製作」の学習を発展させるとともに，休養着の製作および簡単なししゅうに関する基礎的技術を習得させ，生活を快適に営む態度を養う。
(4)　家庭機械・家庭工作では，第 1 学年の「家庭機械・家庭工作」の学習を発展させるとともに，家庭機械の整備や家具の修理に関する基礎的技術を習得させ，それらを活用する能力および生活を能率的に営む態度を養う。
＜第 3 学年＞
(1)　調理，被服製作，保育，家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ，近代技術を活用する能力を養うとともに，近代技術と生活との関係を理解させ，生活に処する基本的な態度を養う。
(2)　調理では，第 2 学年の「調理」の学習を発展させるとともに，老人・病人などの食物の調理，客ぜん調理および行事食の調理に関する基礎的技術を習得させ，食生活を改善する態度を養う。
(3)　被服製作では，第 2 学年の「被服製作」の学習を発展させるとともに，日常着の製作，被服整理および簡単な染色に関する基礎的技術を習得させ，衣生活を改善する態度を養う。
(4)　保育では，幼児の衣食住に関する技術を総合的に習得させ，こどもを愛育する態度を養う。
(5)　家庭機械・家庭工作では，一般に使われている家庭用電気器具の取扱および室内整備に必要な家具の修理に関する基礎的技術を習得させ，それらを活用する能力および生活を

能率的に営む態度を養う。

学習内容は技術的で実践的な家事に収斂され、戦前の家事教科書に含まれていた家計や衛生が重視されていないことがわかる。1960 年に公示された高等学校学習指導要領「家庭一般」[51]においても、学習目標の第一は、「家庭経営の立場から家庭生活全領域にわたる知識理解を深め，食物，被服，住居ならびに保育などの基礎的技術を総合的に習得させ，特に食生活に重点をおいて家庭生活の改善向上を図る実践的態度を養う。」[52]であった。

さらに、政府は家庭科教育を通して、女性に家庭生活における愛情の養成をも要請する。中央産業教育審議会の建議は、高等学校の家庭科について次のように述べている。「家庭生活における愛情ということの学習について考えてみると、「倫理・社会」の科目の場合においては、主として知的な面からそれを取り扱うが、家庭科教育では、主として実践活動を通じてそれを体得させるということを目標としており、このようなところに家庭科教育の特異性があるということができよう。」（中央産業教育審議会建議 1963：11）。

家庭科教育者のなかに男女共修論がなかったわけではなかった（石 1965、清水 1966）。しかし、男女特性論や男女天職論（西村 1963、永井 1968）が政府の家庭科教育政策と結びつき、勢力を拡大することとなった[53]。

男女平等の原則から出発した家庭科は、主婦養成のための教科として、経済成長政策の一環として取り組まれたと言える。その政策が目指した家事労働は、実用的な家事を遂行するだけでなく、家族が健康であることを念頭においた愛情を伴う家事であった。

第 4 節では家事労働の価値をめぐる主婦論争、家族社会学領域、政策としての家庭科教育を取り上げた。主婦論争における家事労働をめぐる論点は、経済学の交換価値を説明することができなかった。しかし、戦前の家事労働の論点が母性論の周辺で論じられていたことを踏まえれば、主婦という枠組みで論じられたことは進歩と言えるかも知れない。

政府、経済界は家事労働が経済発展に不可欠な労働であることを認識していた。そのため、家庭科教育を通して女性に家事を配分し、経済成長を成し遂げた。このような家事分担の不公平さは社会のなかで問題とされることはなかった。また、家族研究を主領域とする家族社会学は、役割論から脱却できず、不公平な家事分担を取り上げることもなかった。

第 5 節　戦後の家政学における家事労働

家政学の名称が正式に学問のそれとして用いられるようになったのは、1948 年新制大学

---

51 普通科女子に「家庭一般」原則 4 単位必修。1970 年の学習指導要領ではすべての女子に「家庭一般」4 単位完全必修となった。

52 昭和 35 年(1960)高等学校学習指導要領。

53 高校の家庭科教員や高校校長会家庭部会は、「家庭科の男女共修をすすめる会」（1974 年発足）の発足に不安を示し、特性論を持ち出し女子 4 単位必修を堅持しようとした（家庭科の男女共修をすすめる会編 1997）。

家政学部の誕生である（日本家政学会編 1990）。さらに、日本家政学会の発足により戦後の家政学研究が始まった[54]。しかし、学会内部では学問的な方向性が定まらず、「家政学とは何か」（青木 1963、黒川 1964）という議論がシンポジウムや学会誌面を賑わせた。それは、家政学研究において家事労働の理論および実証研究が発展しなかったことに繋がったと言える。本節では、家政学における家事労働論の展開と実証研究を検討する。

1－5－1　男女特性論としての家事労働

家政学は、主婦論争が展開されるなか家事労働の経済的評価や理論的側面への関心は希薄であった。それは、家政学の理論展開が「家政学とは何か」、「家政学と家庭科学」（吉井 1968）、「家政学と生活科学」（原田 1968、野口 1968、梶浦 1968）などといった家政学の位置づけをめぐる議論が中心であったためである。

そのような議論を除けば、家事労働に言及する議論は次のようなものがあげられる。

家事は家族への具体的な愛情表現（田渕 1971）、家庭労働は相互の愛情から発する奉仕の仕事（常見 1964）、家族に対する愛情を持って家事労働を行う（大森 1970）、といった家事労働を愛情と結びつける議論。また、妻の仕事は働く夫のために家庭を整えレクリエーションの場（今 1971b）、家事労働が楽しみの仕事になれば家事労働に報酬が支払われないことが解消される[55]（大森 1965）、など家事労働を楽しみと捉える論点が示された。他には、家事労働は報酬を伴わないが尊い価値がある（前川 1967）、という戦前にも見られた議論もあった。

氏家は、家事労働の特徴や性格をまとめている[56]（氏家 1957）。家事労働には精神労働と肉体労働の両側面があり、その特徴として、①多様、多種であってこれに応ずるためには千手を要する、②家庭の要求によって家庭労働の必要が生じ、その要求の現れ方は頻発かつ偶発的であるため、突如として労働をよぎなくされることが多い、③立ったついで、出たついで、という具合に作業の区切りが難しい、④給与されず無給与で好意的に行われている、⑤家事の設備の不合理、⑥家庭（内）の事情によって家庭労働は一律ではない、⑦職業によって異なる（他に季節、居住地）。これらの特徴には、2 つの側面が含まれている。1 つは、家事労働が重労働から精神的な側面を伴う労働に移行してきたことを示す。もう 1 つは、肉体的な負担が減少することで、従来から存在する精神的な側面が浮き上がってきたことである。さらに、氏家は家族の世話や育児は家事作業とは一線を画し、人間形成に関わる視点から考察すべきと考えていた。氏家は、ケア労働の視点を既に兼ね備えていたと言えよう。しかし、家事労働の経済的価値については、無給与で好意的に行われていると述べ、家事を再生産労働とし捉えていなかった。そのため、氏家は家事の性格や特徴を家事労働で生じる負担とは認識していなかったのであろう。

---

54 1949 年発足。

55 大森はその後、家事労働のエネルギー代謝実証研究を行っている（第 1 章第 5 節 2 参照）。

56 氏家は『最新家庭管理』を著し、家事労働を家庭生産収入と位置付けた。第 1 章第 1 節参照。

このように、家事労働の理論が深まらないなか、大河内は家事労働を労働力の再生産とし次のように論じた。「世帯ないし家庭を中心として営まれる消費生活、その意味の家庭経済の基本部分は、世帯の中の「労働力」の再生産－世代の上での再生産と「労働力」の継受をふくめて－をめぐってくりひろげられる、といっていいだろう。」(大河内 1981b:324)。大河内は、家事労働とは出産を含めた生命の再生産の場所であると述べている。さらに、大河内は家庭経済学が家政学の一分野であるが、従来の技術重視ではなく、「労働力」の再生産領域の視点をもつべきだと主張した。他には、仕事と家庭の両立の視点から男女で担う家事労働の必要性の指摘（溝上 1969)、家事労働と資本の関係性に言及（藤田 1965）といった論点もあったが、いずれも中心的な議論にはならなかった。

家政学における家事労働の理論研究は、政府の男女特性論に傾倒し、後押しする形で展開した。したがって、家事労働を経済的に労働とみなす視点を欠き、理論として発展することがなかった。

1－5－2　家政学の実証研究

家政学領域では、戦後から 1960 年代において産業労働領域の研究[57]を家事労働に応用した科学的側面からの研究が活発に実施されるようになった[58]。この背景には、生理学、衛生学、心理学、人間工学等の研究者が家事労働に興味をもたなかったこと（沼尻 1965：531)、家政学は科学的であるべきという意見が家政学関係者内部で高まったことがある（柳原 1963)。

科学的側面からの実証研究は、①労働が人体に及ぼす生理的研究、②労働による心理的側面の研究、③生活時間研究、の大きく 3 つに分類できる。

①生理的研究は、機器による測定方法を用いた。エネルギー代謝研究は[59]、家事作業に費やすエネルギーの測定や必要なカロリー所要量の算出を目的に実施された。大森は産業労働のエネルギー代謝研究を家事労働に応用することを試みた[60]（大森 1963、大森 1969)。前川は栄養学の視点から女子のカロリー所要量決定の基礎資料になると考え、エネルギー代謝の調査を実施した。前川は家事労働におけるエネルギー代謝の研究が少なすぎると考え（前川 1961、1962)、大森はエネルギー代謝研究が家事動作の効率化につながり、家事労働の合理化になると考えた。家事作業におけるエネルギー代謝と心拍増加率の関係（桑田他

---

57 戦後、家政学領域では「産業労働」との表記が頻繁にあるが、これは当時の産業構造が農林業から製造業中心に移行したことによると考えられる。
産業労働領域の研究は、例えば、『労働科学』、『労働の科学』などを参照。

58 アメリカでは家事労働の実証研究が 1920 年頃より始まった。まず、家事の作業場所－作業の導線や仕事の能率－の研究、その後作業によるエネルギー消費や疲労など家事労働者の負担の解明へと移った。このような科学的な研究は産業界の生産性向上研究に大いに影響された（松島 1973a)。

59 沼尻によれば、エネルギー代謝率は労働の筋的労作としての強度を表す指数として古沢一夫が提唱した。沼尻は産業労働者を対象としたエネルギー代謝研究の補足として、家事作業についても測定を行った。全 84 項目の内 10 項目（裁縫、算盤、ガラス拭き、御飯うつし、大根輪切り、座敷ほうき、庭ほうき、大根洗い、ポンプ押し、雑巾かけ）が家事作業（沼尻 1951)。

60 調理、洗濯、掃除。

1970)、精神疲労を測定するフリッカー値[61]調査等も主婦を対象に実施された(末政他 1958a、1958b、宮下 1973)。生理的研究は、家事労働の肉体的、神経的な負担を測定できる。しかし、家事労働の精神的、感情的な負担は測定できない。

②心理的研究は、主婦や同一世帯夫婦を対象として「自覚症状しらべ」[62]が実施された。産業労働領域では、作業の前後に「自覚症状しらべ」を実施し、労働がもたらす労働者の疲労を測定していた。一方家政学領域では、対象者の身体的・精神的・神経感覚的症状を朝食後と夕食後に「自覚症状しらべ」により測定した（久原 1968、稲葉ナミ他 1972)。この調査の視点は、家事労働の労働時間が不規則であることを考慮しておらず、家庭生活に「自覚症状しらべ」を応用することを試みただけだったと言える。大竹が指摘するように、身体的・精神的・神経感覚的な疲労が家事労働から生じているか否かを直接的に捉えることは困難であった（大竹 1984)。

③生活時間調査は、生理的研究や心理的研究と比較すると非常に数が少ない。

稲葉ナミは、妻の生活構造に着目した[63]。稲葉は 24 時間を「収入のための時間」、「生理的再生産のための時間」、「家事労働時間」[64]、「社会的文化的生活時間」の 4 つに分類し、同一世帯夫婦の生活時間構造を継続的に調査した（稲葉ナミ 1955、1958a、1958b)。それらの結果は、妻無職の方が妻有職より、子どものいる世帯の方が子どものいない世帯より、それぞれ家事労働時間が長く、末子年齢が低い世帯の方が家事労働時間が長いことを報告している。また、いずれの調査結果においても夫の家事労働時間は短く、妻が一人で家事を担っていることが示されている。稲葉は家政学領域の実証研究において、女性問題として家事労働を取り上げた唯一の研究者と言える。しかし、「工場労働者、農業労働者及び職業を持たない家庭婦人についての調査であって、所謂サラリーマン、殊に共稼ぎ夫婦についての報告は見出すことが出来ない。」（稲葉ナミ 1955：64）と述べるように、稲葉の研究は産業労働領域の研究に触発された結果であると考えられる[65]。

一方で、家政学独自の研究も始まった。独自視点の実証研究としては、家事の意識や志向に関する調査などがあげられる。関志比子は、家事の負担感を「多忙」という言葉で現

---

61 フリッカー値（ちらつき値）とは「光源を断続させて、それが連続光にみえるか、断続光にみえるかの境目の閾値をそのときの断続回数でしめしたもの。フリッカー値の高低は大脳皮質の活動水準に対応していると考えられる。」（三浦 1984：102)。

62 「自覚症状しらべ」(1970 年版)。Ⅰ群ねむけ・だるさの成分（頭が重い、全身がだるい、足がだるい等)、Ⅱ群注意集中の困難の成分（考えがまとまらない、話をするのがいやになる、いらいらする等)、Ⅲ群局在した身体の違和感の成分（頭がいたい、肩がこる、腰がいたい等）全 30 項目。産業疲労研究会（1970)「あたらしい「自覚症状しらべ」について」『産業医学』Vol.12No.5)。

63 稲葉以前の調査として、末政は農村主婦の肉体的疲労に注目した調査を実施（末政 1954)。牛田は家事労働（炊事、買物、裁縫、洗濯、掃除、育児の 6 分類）と睡眠時間に着目し、睡眠時間の確保には家事労働の短縮が必要であることを示した（牛田 1954)。

64 炊事、掃除、洗濯、裁縫、育児、その他の 6 分類。

65 戦後は、婦人少年局（当時）による生活時間調査（女性の地位向上を目的)、産業労働領域や栄養学、教育領域の生活時間調査（1 日の消費熱量を測定する目的）などが数多く実施された。例えば、婦人少年局による『農村婦人の生活』(1952)、『山村婦人の生活』(1956)、藤本武、岡安茂子（1952)「工場労働者特に婦人労働者の生活時間構造について-1-生活時間調査研究-2-」『労働科学』 28(2)、81-88。

し主婦を対象に家族の家事分担[66]や「多忙さ」を調査した（関 1963）。稲田準子は家事労働の嗜好性を主婦に尋ね、主婦が好む家事は洗濯・料理、掃除、裁縫、好まない家事は食事のかたづけ、アイロンかけ、家計簿と報告している[67]（稲田 1968）。松井静子らは、主婦を対象に家庭電器機器の意識と評価を尋ね（松井他 1972）、岡崎文子は主婦対象に生活時間調査を行い、主婦自身に家事労働も含めた時間の使い方に関する意識や改善点を尋ねた[68]（岡崎 1969）。共働きの妻の家事の実証研究も蓄積された（北村他 1967、横山 1971）[69]。家庭の管理能力に焦点を当て、主婦自身に家庭管理能力を測定させる研究も実施された（酒井 1966、檀原 1967）。例えば、酒井ノブ子は、その調査の目的を「主婦の家庭管理能力を調査測定して、如何なる面で主婦の管理能力が低いか、又種々の事情が如何に管理能力に影響するかを調査してみたい」[70]（酒井 1955）と述べている。

以上のように、戦後から 1960 年代の家政学領域では、産業労働領域の研究を家事労働に応用する試みが数多く実施された。しかし、これらの研究は主に産業労働領域に追随することを目的に取り組まれた。そのため、研究は産業労働領域研究が目指した効率化や合理化を家事労働のなかで目指すこととなった。また、家政学独自の実証研究は、性別役割分担を肯定し、主に意識面に焦点を当てた研究であった。そのため、家事労働の理論や家事労働そのものへの視点は欠如したと言える。

第 5 節では、戦後から 1970 年代における家政学における家事労働論と実証研究を検討した。家政学領域の功績は、産業労働領域の補足的な位置付けでしかなかった家事労働を家事労働研究として確立したことである。しかし、このような研究は家政学全体の実証研究から見れば非常に数が少なかった。家政学研究は技術的実用面に偏重していると批判されたように（大熊 1963[71]）、衣・食・住の研究が全体の約 8 割を占めていた[72]（前川 1960）。家政学の理論的側面は、家政学の学問的位置づけをめぐる議論を中心に展開され、それは家事労働の経済的評価などへの議論を遅らせることになった。戦前の家政学は良妻賢母主義に傾倒し過ぎたという欠点はあったが、初期の目標は女子教育の普及であった。しかし、戦後からの 1970 年代における家政学研究の目的は明確だったとは言い難い。家事労働と資本および社会との関係性、家事労働者への関心は希薄であり、実証研究は産業労働領域の

---

66 食生活 20 種目（献立をきめる、毎日の食品購入等）、衣生活 24 種目（洗濯、洗い張り等）、住生活・管理その他 31 種目（掃除、整理・整頓等）。

67 7 項目（料理、裁縫、掃除、家計簿、アイロンかけ、洗濯、食事のあとかたづけ、）参考項目として 7 項目（育児、身の回り、外出、睡眠、ラジオ・テレビ・新聞・読書、職業・内職、その他）、選択枠は好き、やや好き、やや嫌い、嫌い、分からない・どちらでもない。

68 藤本の分類を参考。

69 政府においても、『女子パートタイマーに関する調査』（1964 年）、『既婚女子労働者に関する調査』（1968 年）、『中高年齢婦人の就業分野に関する調査報告書』（1969 年）などの調査を実施した。

70 行為（計画、整合、制御、指示、指導、評価）と資源（愛情、性格、知識技能、体力、時間、金銭、衣服、食物、住居、家庭設備・公共施設）を組み合わせ、主婦自身に評価してもらう。

71 家政学は雑学であり新しい思想・精神・雰囲気の発酵がみられない。

72 前川によれば、1951 年 3 月から 1959 年 7 月の間に刊行された『家政学雑誌』に掲載された報文 371 件のうち衣食住にかんするものが 82.22%であり、戦前の動向を保っている。

研究を家事労働へ応用するに過ぎなかったと言えよう。

小括

第 1 章では、1970 年代に至るまでの家事労働をめぐる議論や研究を日本の文献を中心にその系譜をたどった。

戦前は、1970 年代に繋がる先駆的な家事労働論が女性解放論や家事経済、国民生活への関心のなかで論じられた。

女性解放論や家事経済では、家事労働の不払いや無償性が指摘され、従来の労働概念が批判的に論じられた。国民生活の関心から展開した労働力の再生産をめぐる議論は、家庭生活が労働力の再生産領域であることを示した。

しかし、女性解放論での主要な論点は母性に関わることであり、家事労働はその周辺的議論であった。家政学は良妻賢母主義に偏重し、女子教育と結びつくことで実用的家事を重視し、家事労働の論点には希薄となった。また、労働力の再生産の議論は見られたものの、それは経済や国家戦力をめぐる議論から派生したものであった。

戦後、家事労働をめぐる議論は、主婦論争、家族社会学、家政学、政策のなかで展開した。主婦論争は戦前の家事労働論を繰り返すこととなったが、経済学者など諸領域の関心を引き議論された。しかし、経済学の枠組みのなかで本格的に議論されることはなかった。家族社会学は家族を対象に実証研究を蓄積したが、家事は家族役割のひとつにすぎなかった。家政学は、男女特性論を否定することなく科学的な実証研究に偏重した。この時期、家事労働論に大きな影響を及ぼしたのは、政策としての家庭科教育であった。政府は家庭科教育を通して性別役割を固定化することを実現した。それは、愛情をもって実践的な家事ができる女性を養成することであった。

以上、家事労働は母性保護や家事労働の合理化、資本主義国家の形成と維持などの周辺的議論として常に論じられてきた。つまり、家事労働は資本主義と切り離すことのできない不可欠な労働である。しかし、家事労働は常に見えにくい周辺に追いやられ、中心的な論点になることはなかった。

第 2 章　無償労働としての家事労働-1970 年代以降の家事労働論-

家事労働は 1975 年の国際婦人年を契機として、国際舞台のなかで議論されるようになった。しかし、それを準備させたのは第二波フェミニズム[73]による無償労働の発見であり、途上国の女性の生産労働の不可視への問題意識である。その背景には、近代経済学の家事労働への関心があった。本章では、国際的に家事が労働と認識されるまでの経緯を整理し、それを受けての国内動向を検討する。第 1 節では、国際婦人年に至るまでの家事労働をめぐる国際的な動向について、第 2 節では、世界女性会議を中心とした国連の家事労働の測定・評価の取り組みを整理する。第 3 節では、国際動向を受けての日本の家事労働をめぐる理論研究の整理と、日本政府の取り組みを検討し、最後に 1970 年代以降の国内外の動向を小括する。

第 1 節　国際婦人年までの国際動向

1960 年代以降、産業化の拡大は先進諸国においては女性の市場労働の増加を生み出し、周辺部諸国ではインフォーマル・セクター（非正規労働部門）での女性の見えない労働を創り出した（伊豫谷 2001）。その状況は、先進諸国では家事労働への関心、途上国では女性の生産労働への可視化の問題提起へと発展した。本節では、国際的に家事労働が議論の対象となった背景として、次の 3 つを検討する。まず、近代経済学の家庭領域への関心、次に、第二波フェミニズムによる無償労働の発見である。最後に、国連を中心とした「開発と女性」（Women in Development：WID）の登場である。

2－1－1　経済学の家庭領域への関心

近代経済学は家庭生活の家計には注目していたが、家事労働には興味を示していなかった。しかし、1960 年代前後、家庭領域への関心が生じる。その背景には次の 2 つの要因がある。ひとつには、「大衆消費社会」の到来以降、近代経済学は消費そのものを多角的に研究対象とするようになったことであり、もうひとつは、近代経済学が「経済学の第 2 の危機」に直面したことである（伊藤 1990）。これらは、近代経済学にその諸前提の検討と守備範囲の拡張を要請した（盛田 1975）。それを受けて、近代経済学の再検等のひとつとして、家計を生産物の消費単位としてではなく、生産単位として捉える議論が起こった（同上書）。その代表的なものとしては、1960 年代にゲーリー・ベッカーら（Gary S. Becker）が提唱した「新家庭経済学」（New Home Economics）である[74]。ベッカーは家計が消費者であると同時に生産者でもあると仮定し、時間配分の理論を展開することで[75]、その範囲を結婚や人

---

73 フェミニズムの潮流は、ラディカルフェミニズム、マルクス主義フェミニズム、リベラルフェミニズムなどがある。

74 マーガレット・リード（Margaret Reid）も家庭経済について論じており、”Feminist Economics”No.2,(3)（IAFFE1996）で特集が組まれている。例えば、Forget,E.,”*Margaret Gilpin Reid:A Manitoba Home Economist Goes to Chicago*”1-16

75 ベッカーは家計が消費者であると同時に生産者でもあると仮定し、時間配分の理論を展開した。家庭内の時間配分は「市場活動において相対的によい効率をあげている構成員は、他の構成員にくらべ、消費活

的資本にまで拡張した。それは、家庭においては家族における女性・男性の時間配分を、企業に見立てた家庭内部における比較生産性原理によって説明することである（原 2016)。

ベッカーは、家庭内の時間配分を次のように論じる。「市場活動において相対的によい効率をあげている構成員は、他の構成員にくらべ、消費活動に費やす時間が少ない。そのうえ、構成員の誰かの市場効率が相対的に高まれば、彼がもっと多くの時間を市場活動で使うことができるように、他の構成員すべての時間を消費活動の方向に再配分させる効果を生む。」[76]（ベッカー1971＝1976：319)。この理論は市場活動において効率をあげる家族を男性とは限定していないが、例えば夫と仮定すれば妻は夫の仕事のために家事労働を引き受けるということになる。

「新家庭経済学」の理論は、主婦の家事労働を生産額として評価する試みへと展開した。例えば、Measure of Economic Welfare[77]（「MEW」経済福祉測度）や、日本の Net National Welfare[78]（「NNW」国民福祉指標）では、主婦の家事労働の価値を測定している（盛田 1975)。さらに、「新家庭経済学」は、ハンガリーのザライ[79]（Szalai,A.）やアメリカのウォーカー（Walker,K.E.）らの生活時間論と結びつき、家事労働の金銭的換算へと発展した（伊藤 1990)。

近代経済学は、家族や世帯の組織やその内部ー「ブラックボックス」ーに立ち入って経済分析を試みた（久場 2002)。それは、主婦の家事労働を生産と見なし、生産額を評価するという新たな境地を開拓した。

2－1－2　第二波フェミニズムによる無償労働の発見

第二波フェミニズムは家庭、世帯に埋もれていた女性を一人の人間として認めさせるための運動であり、その理論である。その契機としては、フリーダンの『新しい女性の創造』（1963＝1970）が挙げられる。フリーダンは著書において、1960 年代アメリカ中産階級の主婦の漠然とした不安、「得たいの知れない悩み」を描き出した[80]。それは、工業化の進展に伴い、主婦、女性が家庭に閉じ込められることへの異議申し立てであった。『新しい女性の創造』の出版は、欧米の女性を巻き込み、女性であるがゆえの社会的差別に対する訴えや、女性の抑圧の根本要因の解明へと展開した。つまり、従来私的領域とされてきた家事

動に費やす時間が少ない。そのうえ、構成員の誰かの市場効率が相対的に高まれば、彼がもっと多くの時間を市場活動で使うことができるように、他の構成員すべての時間を消費活動の方向に再配分させる効果を生む。」（ベッカー1971＝1976：319)。

76 ＜補章＞に収録の“*A Theory of the Allocation of Time*”（1965)。

77 トービン（J.Tobin)、ノードハウス（W.Nordhause）による。

78 詳細は第 2 章第 3 節。

79 1964～1966 年にかけて、ザライを中心としたグループは、12 か国で国民の生活の質の解明を目的に生活時間調査を実施した。ザライは国際比較の研究関心として次の 3 つをあげている。①増加しつつある自由時間や余暇の使い方、②工業化や都市化がもたらした結果への反省、③女性の社会参加の増大と地位向上を挙げている（経済企画庁 1975：1－21 頁)。

80 これは、アメリカでウーマン・リブ運動（1960 年代後半から 70 年代前半にかけて展開された、性差別撤廃や女性の抑圧からの解放を求める女性運動）（井上輝子他編（2002)『岩波女性学事典』岩波書店）の契機となった。その背景には、公民権運動や少数民族の人権、学生運動などがあった。

労働への注目は、第二波フェミニズムにとって主要な論点となった。

代表的な家事労働論は、主に 1960 年代後半から 1970 年代に欧米で展開された学術的な「家事労働論争」と呼ばれるものがある。

古田睦美は「家事労働論争」[81]を整理し、次のようにまとめている（古田 1997)。「家事労働論争」は、先進国の女性の専業主婦化を背景として、「なぜ女の家事労働はタダなのか」、「家事労働は経済的価値を生まないのか」という関心から家事労働の社会的意味や有用性を問う理論を展開した。それは、女性は何をつくり、どのような関係の中で労働し、誰に搾取され、女性のおかれている抑圧的な関係とは何か、女性のおかれている場所は資本主義的生産様式とどのような関係にあるのか、という女性抑圧の物質的基盤を明らかにすることが目的であった。その成果としては、①家事はマルクス的な意味での真に人間的な「労働」であり、②家事労働は使用価値をつくるが交換価値はつくっておらず、③家事労働は労資関係における剰余価値の搾取とは異なるメカニズムで搾取されていることを解明したことであり、そのなかでも最も大きな貢献は家事を労働と位置付けたことである。

家事労働をめぐる主な議論としては次のようなものがある。

クリスティーヌ・デルフィは、女性は無償のサービスを担うという共通の特徴があるため、ひとつの階級を構成すると述べる。そのため、女性は家父長制的搾取－家庭内における男性による女性の支配－により家事労働を強いられ、市場においてもハンディキャップのある労働者として搾取されることになると論じる（デルフィ 1984＝1996)。

マリアローザ・ダラ・コスタは再生産労働と移民の労働に関心を注ぐ。家事労働は無償であり国家や資本が愛の労働として女性に配分し、それにより男性への依存が生じ女性が夫の弱々しい付属品となるのだと述べる。また、女性たちはこの無償労働を引き受けることで、労働市場において従属的状況に置かれ、市場においても家事労働と同様に搾取と抑圧されているのだと指摘する。(ダラ・コスタ 1986)。

クラウディア・フォン・ヴェールホーフは、賃労働は常に無報酬労働をともない、資本が報酬労働と同様に無報酬労働をも必要とし、資本家は無報酬労働までも私物化すること、無報酬労働が「非資本主義的」労働とみなされるのは、支払われない労働だからであることだ（ヴェールホーフ 1986）と述べ、資本がいかに家事労働を間接的に搾取しているかを指摘する。イヴァン・イリイチは家事労働など賃労働を補完し、支払われない労働をシャドウ・ワークと呼ぶ（イリイチ 1981＝1982)。

ナタリー・ソコロフは、それまでの家事労働と資本制の関係の理論を検討することで、市場における女性労働の不平等な状況を明らかにしようとした。ソコロフは、家父長制と資本主義、家庭と市場がそれぞれ主要な関係であり、家父長制と市場、資本主義と家庭が媒介関係にあり、資本が家事労働によって支えられていることは資本主義と家庭の媒介関係だと説く。さらに、市場において家父長制－性役割イデオロギーが存在し、それが女性の低賃金を引き起こすことを指摘する（ソコロフ 1987)。

---

[81] 日本に紹介した論文は第 3 章第 2 節参照。

家事労働の範疇は、他人のために行う労働（デルフィ 1984＝1996）、という狭い領域で家事労働を捉える議論や、既婚者だけでなく未婚者を含め家事労働を行うすべての人を家事労働者と捉える視点（ダラ・コスタ 1986）、家事労働を含むシャドウ・ワークに学生の試験勉強や官僚への盲従なども含める（イリイチ 1981＝1982）という広義で捉える論者もいる。家事労働の範疇には若干の相違はあるものの、このようなマルクスを批判的にフェミニズムに取り込むマルクス主義フェミニズムは、家事労働を歴史や社会学視点から考察する契機ともなった。

例えば、バーバラ・ドゥーデンはこのような資本主義と家事労働の関係性の歴史について 18 世紀末のヨーロッパの女性の生活を検討することで明らかにしようとした。ドゥーデンによれば、古い社会では生産と消費が分離しておらずー生産と生産物の消費が区別されておらずー、主婦の指揮のもとで行われる私的な家政だけが切り離されて存在せず、女性は夫や子供のための私的サービスとして炊事を行わないし、愛情労働でもなく、労働力を養うために世話をしていたのであり、その費用は直接家政全体の計算に含まれていた。したがって、女性労働が家事労働でも私的なものでもなく、家事労働に愛情が付与されていくのは、男性の市場労働と対比されてからだと指摘する（ドゥーデン 1977＝1986）。

マリア・ミースは資本主義の特性である社会的、性的分業をつくったのはブルジョアジーであり、彼らは経済的、政治的活動を「公的」領域、「家庭」を私的領域であるとし、「自分たちの階層の」女たちを公的領域から撤退させ、自分たちのくつろぎの場所である「ホーム」に女たちを閉じこめたと論じる（ミース 1986＝1997）。

アン・オークレーはイギリスの産業革命以前と革命後の女性のあり方を比較し、16 世紀半ばまでは女性の賃金が男性よりも低い習慣はなく、妻や子どもの扶養は夫の義務ではなく、何より女性は家庭において生産労働者であり、社会的にもその立場は妻や母ではなく一個の人間としてであったと述べる。産業革命は労働と家庭生活を分離し、主婦という近代的役割を生み出したのだと説く（オークレー1974＝1986）。また、オークレーは家事労働のもつ特性や社会的な位置づけを分析した（オークレー1974＝1980）。オークレーは調査をとおして主婦の大半の考えを次のように述べている。「自分の仕事はあくまで私的なもの、すなわち誰にでも共通した経験ではなく、自分だけの家族に対する個人的なサービスといった性格のものであるとも考えている。」（オークレー1974＝1980）。オークレーは、その著書において家事の主な性格を、①単調、②こまぎれ、③時間的束縛、④主婦が自分で家事の基準を決定する、と分析した。つまり、これらは主婦の個人的な感想ではなく、家事労働共通の特徴なのだ。

欧米の第二波フェミニズムは、再生産労働としての家事労働を論じ、公私の分離により家事労働が女性に配分されたことを指摘した。それは、従来の労働概念を再定義することで、家事を労働と位置付けた。

2－1－3　「開発と女性」の登場

国連は、途上国の経済成長を目的に「国連開発の 10 年」（1961 年）を採択し、途上国の開発支援を先進国や国際機関に要請した。この背景には、国連設立時において加盟国の多数を途上国が占めていたことがあげられる。しかし、1950 年代から 1960 年代にかけての開発組織は、女性の経済的役割を「生活」の再生産者－家事を行い、子どもを産み育てる－、開発の受益者と見なした。そのため、女性の生産的な役割は無視されていた（ブライドッチ他 1994＝1999）。この開発方法は福祉アプローチと呼ばれ、女性の再生産役割だけに焦点を当て、対象を母子一組と捉えるものであった（村松 2005）。したがって、女性は母親役割とみなされ、ひとりの女性としての存在が不可視になっていた。

エスター・ボズラップは、女性が開発によって被害を受けている実態を『経済開発における女性の役割』[82]において次のように報告している。①開発による影響は女性と男性では異なり、開発の過程において女性が排除されている、②女性の生産は自家消費を中心とする生産で、市場での価格付けを受けることが少ないため、生産者としての女性の役割が不可視になっている、③開発において女性の役割が重要である（ボズラップ 1970）。

このような、従来の途上国への経済開発の反省を踏まえ生まれた概念が「開発と女性」である。「開発と女性」は、「主に途上国の開発過程において当該国の女性が果たす役割」とされている（田中 2002：40）。その後、「第 2 次国連開発の 10 年」（1970 年）では、「あらゆる開発努力への女性の完全な統合」が示され、「第 1 回世界女性会議」においては、「平等・開発・平和」がテーマとして取り上げられた。これを契機に、「開発と女性」は国際的に取り組むべき課題となった[83]。「開発と女性」では、途上国の女性が開発に果たしている役割や貢献の見直し、開発の計画や事業への参加の支援など、女性に配慮した開発事業を進める手段をとった（同上書）。これは、途上国における女性の貢献に焦点を当てる契機となった。

「開発と女性」は、途上国における女性の見えない生産活動への視点であり、先進国の女性の家事労働を視野には入れていなかった。しかし、国連が女性の見えない労働に注目したことは、後の家事労働の測定・評価の布石となったと言えるだろう。

第 1 節では、家事労働が国際的に議論の対象となった背景を検討した。近代経済学が家事労働に興味を示したことは、家事労働が経済学の分析対象となることに繋がった。しかし、それは経済学の危機から生じたものであり、家事労働そのものに注目したわけではなかった。「開発と女性」は、途上国の女性の見えない労働に焦点を当てたが、先進国の家事労働は視野に入っていなかった。このような状況のなかで、第二波フェミニズムは家事労働を論点とした。それは、従来労働と見なされず女性が圧倒的に担ってきた家事を労働と定義したのである。この議論は、世界中、特に女性たちに大きな影響を与えることになる。

---

[82] Boserup,E.（1970）*Woman's Role in Economic Development* London: Earthcan Publications

[83] 「開発と女性」は、女性の活動や社会的貢献に対する評価を低下させ、生産と家事の二重労働を要求したという反省が後に報告されている（目黒 2002）。これは、後の GAD（gender and development：「ジェンダーと開発」）に発展する。

第 2 節　女性の共通問題としての無償労働－途上国と先進国

国連は、1960 年代に入ると、「開発途上国の女性の地位向上のための国連協力」、「女性の地位向上のための国際的協調行動のプログラム」等の決議を行った。1972 年の国連第 27 回総会では、女子差別撤廃宣言と第二次国連開発戦略の目的と目標を想定し、1975 年を「国際婦人年」[84]と宣言した（国際女性の地位協会 1990）。本節では、国際婦人年以降の国連の家事労働の可視化へ取り組みを整理する。

2－2－1　第 1 回世界女性会議

国連は、国際婦人年に「平等・開発・平和」をスローガンに「第 1 回世界女性会議」（メキシコシティ）を開催し、「メキシコ宣言」及び「世界行動計画」を採択した。家庭生活における女性の地位は、「世界行動計画」においても焦点となった。「世界行動計画」のパラグラフ 125 は次のように指摘している[85]。「全体的な開発過程において婦人の役割は、男子と同様に、社会及び国の経済に対する貢献とともに家庭への貢献という観点から考える必要がある。家庭においての親、配偶者、家事担当者としてのこの家庭おける役割に高い地位を与えることは、男女の個人的尊厳を高めることに他ならない。家事活動は家庭生活にとって必要であるにも拘らず、一般的に低い経済的社会的地位しか認められて来なかった。しかし、すべての社会は、家事共同体を維持し、子どもを生み教育するという家庭の基本的機能を果たすことを願うならば、これらの家事活動に一層高い価値を付与すべきである。」これは、開発過程、家庭生活の双方において女性の貢献に対して価値を付与すべきということである。さらに、パラグラフ 162「現在、婦人の経済的貢献を評価する上で主要な障害となっているのは主として、開発過程に影響を与え、またそれによって影響をうける婦人の地位を測定するための資料及び指標の不足乃至不備である」、パラグラフ 163「多くの婦人は、家事にのみ従事しており、かつ、家事は何処でも経済活動とはみなされないため、国の統計上経済活動人口から自動的に除外されている。また、婦人は経済活動を行っていないものとされ、それ故婦人の状況について行届いた調査が行われていないため、誤って単に家事従事者として分類されている婦人の数も多い。」[86]と、途上国、先進国いずれにおいても問題となっている女性の見えない経済的貢献を研究・資料収集及び分析する必要性を勧告している。

「第 1 回世界女性会議」は 1976 年からの 10 年間を「国際婦人の十年」と定め、3 つの目標－「平等・開発・平和」－の達成への取り組みを決定した。その活動の中心は、「女性、特に開発途上国の女性が、社会の開発・発展の主流に参加することを援助するために、調査、訓練、情報活動を行うこと」を目的として国際婦人年に設立された「婦人の地位向上

---

84 国際婦人年の目的は「婦人が真の、かつ、完全な意味で、経済的、社会的、政治的生活に参加するような社会の概念を定め、社会がそのように発展していくための戦略を作り出すことである。」パラグラフ 14。

85「近代社会における家庭」。

86 パラグラフ 162、163 は、「第三章研究、資料収集および分析」。

のための国際調査訓練研究所」（INSTRAW）であった（国連 INSTRAW 編 1987）。その活動の双璧は、①調査（女性を見えるものにすること、すなわち女性の状況と活動をより正確に、また包括的に記述し、定義すること）、②訓練（有効な方法を開発すること）であり、インフォーマルセクターの研究と家事労働の研究を実施した（法政大学日本統計研究所 1993）。インフォーマルセクターの研究は、その概念を明確にする必要性があること、家事労働を金銭的に推定評価する必要があることを示した。家事労働の研究は、これまで伝統と習慣によって隠されていた女性の日常生活に焦点を当てる必要が認識され、家事労働を国際標準職業分類に含めるべきとの見地に立ち、生活時間調査の有用性が強調された（同上書）。これらの研究は家事労働の可視化の必要性を主張し、途上国、先進国双方において女性の無償の貢献を時間調査によって可視化すべきと報告している。これは、家事労働を経済的に評価されるべき見える労働にすべきだと述べている。

このような女性の地位向上のための活動の成果は、公的文書や条約採択にも繋がった。「国際婦人年世界会議報告」は、無給の家事労働が国民経済計算、労働力調査において全く把握されていないことを指摘した（国際連合 1992）。1979 年採択の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（1979 年）は、第 5 条に「役割分担の否定」が示され「両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。」が盛り込まれた。

2－2－2　第 2 回世界女性会議からの動向

国連は「第 1 回世界女性会議」の成果を受け、女性の見えない労働の可視化の作業を進めることとなる。

1980 年に「第 2 回世界女性会議」（コペンハーゲン）が開催され、国連は「国連女性の 10 年後半期行動プログラム」（以下「プログラム」）を採択した。「プログラム」は、「女性は世界の成人人口の 50%、公的労働力の 3 分の 1 を占め、全労働時間の約 3 分の 2 を占めているにもかかわらず、世界の所得の 10 分の 1 しか受け取っておらず、また、世界の資産の 1%以下を所有していない」[87]と女性の労働が経済的に正当に評価されていないことが示された。また、「調査の概念及び分析法の一部、特に経済過程に関するもの（評価、労働、職業、雇用、社会的生産性、世帯、家族等）について、家庭の内外における婦人の経済的社会的役割の分析・概念化のための方法の改善を目指して、再検討すべきである」[88]とデータベースの改善を勧告している。

INSTRAW の活動も継続して行われた。INSTRAW は、その活動成果を『経済活動における女性：世界的統計調査（1950-2000 年）』[89]（1985 年）として取りまとめ、国別、地理的、経

87 パラグラフ 16。
88 パラグラフ 93。
89 ILO と共同出版。

済的な区分による女性の経済活動を報告した[90]。

1985 年にナイロビで開催された「第 3 回世界女性会議」は、「平等・開発・平和」を達成するための方策を詳細に示した「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」）を採択した。「ナイロビ将来戦略」は、家庭の内外における女性の無給の仕事の範囲と意義を認めること、国民経済計算及び経済統計に女性の有給・無給の仕事を含めることを求めている（国際連合 1992）。パラグラフ 120 には、「開発のあらゆる側面及び部門における女性の報酬を伴う貢献、とくに報酬を伴わない貢献を認識し、これらの貢献を測定し、国民勘定、経済統計、GNP（国民総生産）に反映させる努力がなされるべきである。農業、食糧生産、再生産、及び家事労働に対する婦人の無報酬の貢献を測定するため、具体的措置が講じられるべきである。」ことが示された。女性が主に担う無給の経済的な貢献の可視化の必要性は、途上国、先進国共通の課題であり、それを測定することを加盟国に求めたのだ。

1990 年、国連経済社会理事会は「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択し、無償労働の経済的価値を測定する具体策を、1995 年までに講じるべきである、と加盟国に期限を示して経済的評価の測定を再度勧告している。国連が世界の女性に関する情報を初めて集約した『世界の女性 1970－1990－その実態と統計』は、①従来の統計には男性のバイアスがあったことにより、女性の貢献が見えなくなっていたこと、②女性は男性に比べ、自給農業やインフォーマルセクターおよび家事労働の 2 領域で無給の活動を行う割合が高いことを統計的に報告した。

このように、国連が無償労働の経済的貢献の測定作業を進める一方で、先進国でも無償労働への関心が高まった。

カナダでは、1970 年代から家庭内の無償労働の経済的評価の取り組みが始まった。カナダは、女性が家事労働を含む無償労働（アンペイド・ワーク）を政策や資源配分の勘定に入れるべきだとし、世帯内労働の測定・評価の開発に取り組んだ。カナダ統計庁は、『GNP 測定の修正と拡大のための最新提案に関する検討』（1974 年）を発行し、1981 年にはパイロット研究としてカナダ初の時間調査を実施した。この取り組みは、無償労働を時間換算し、経済統計に反映させることにより可視化することであった（カナダ女性の地位庁 2000）。

マリリン・ウォーリングは、GNP、GDP の概念が市場中心であり、無償労働を無視していると批判した（ウォーリング 1988＝1994）。ウォーリングは、国連国民経済計算体系（UNSNA）システムの規則や規制こそが家父長制イデオロギーとなり、全世界の女性と母なる地球の生産・再生産活動を奴隷化しているのだと論じ、生産的および再生産的な無報酬の労働に貨幣価値を付けるべきだと主張した。

このように、無償労働の経済的評価は、途上国をめぐっては国連を中心に議論され、先進国においても論点とされることとなった。

---

[90] 報告書は、同年開催された「第 3 回世界女性会議」で参加国に配布された（法政日本統計研究所 1993）。

2－2－3　第 4 回世界女性会議-無償労働の測定と評価-

国連を中心とした女性の見えない労働の可視化の取り組みは「第 4 回世界女性会議」(1995 年北京）において結実した。

国際女性年以降の一連の活動は、女性の見えない労働が途上国および先進国の双方において国際的に取り組むべき課題と認識されるようになった。長年の取り組みの成果は、「第 4 回世界女性会議」で採択された「北京宣言」及び「行動綱領」と言える。「行動綱領」はジェンダー主流化[91]を謳い、パラグラフ 156 は、「女性は，有償労働ばかりでなく多大な無償労働をも通じて，開発に寄与している。女性は，一方で，農業，食糧生産又は家族経営の企業における市場向け及び自家消費用の物資及びサービスの生産に参加する。国連が各国に採用を勧告した国民経済計算体系（SNA）及びその結果，労働統計の国際基準に含まれてはいるものの，この無償労働―特に農業に関連する―はしばしば過小評価され，不十分な記録しかなされていない。女性は他方で，相変わらず，子どもや高齢者の世話，家族の食事の準備，環境の保護，並びに弱い立場や障害を持つ個人及びグループを支援するボランティア活動のような家庭内及び地域社会の無償労働の大部分を担っている。この労働は数量的に測定されないことが多く，国民経済計算の中で評価されない。開発への女性の寄与はきわめて過小評価され，したがって，その社会的認知は乏しい。この無償労働のタイプ，程度及び配分を完全に目に見える形で表すならば，責任分担の改善に寄与することにもなろう。」[92]、と示された。パラグラフ 165 は、「とりわけ無償労働，殊に扶養家族の世話における労働及び自営農業又は家業のための無償労働のタイプ，程度及び配分を調べ，よりよく理解するための取組みを通じて，労働と雇用に関する，より包括的な知識の開発に努めること。また，その労働の価値を数量的に評価し，中核的な国民経済計算とは別に作成されるであろうがそれに矛盾しない計算に反映できるようにする方法の開発に関するものを含む，この分野の研究及び経験に関する情報の共有及び普及を奨励すること。」[93]を加盟国に求めた。

このように、見えない労働であった家事労働は、途上国における女性の不可視の労働と共に無償労働として位置づけられ、国民経済のなかで評価されていないことが指摘された。最も画期的なことは、無償労働を数量的に把握し評価することを加盟国に要請した点である。

2－2－4　無償労働の測定方法への課題

国際的に無償労働が時間調査によって可視化していく一方で、時間調査の課題も示され

---

91 「北京宣言」には、「あらゆるレベルにおいて，女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的，効率的，かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的，文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を，女性の完全な参加を得て，立案，実施，監視することが必須である。」とある。

92 「F 女性と経済」の「戦略目標」。

93 政府の「取るべき行動」（ｇ）。

た。スーザン・ヒメルワイトは 1960 年代の家事労働論争における無償労働の発見を評価する一方で、その過程は家庭での労働を労働／消費という範囲での可視化であったと批判した（ヒメルワイト 1996)。家庭内の労働をすべて労働に含むことは、家庭内の個人的で関係的な側面ーいわゆるケアリングや自己充足活動に価値を認めることーが失われると主張する。ヒメルワイトによれば、家事労働を労働と呼ぶ意味は、①自身のためになされない、②分業を形成している、③誰が行ったかは問題ではないという 3 点である。しかし、ケアは誰が行ったかは問題ではない、という点で該当せず、ケア活動はそれをしている人と切り離せない活動であると言う。したがって、あらゆるものが労働か非労働かに区別される必要はなく、ケアリングや自己充足活動を可視化する方法が必要であることを示した。

これに対し次のような反論もある。上野は、ケアという労働は現実に代替も移転もされており、生まれたての赤ん坊を乳母に預ける母親がいても、母子関係の人格性は損なわれないし、ケアの受け手が、職業的なケアの与え手に人格的な関係を求めることもある。ケアを労働と区別することにより、ケアを人格的で代替不可能な特権的な領域に囲い込む結果になると論じる（上野 2011)。

上野はケアそのものの代替が可能になってきていることを指摘しているが、ヒメルワイトが提示したケアリングや自己充足活動の可視化の必要性には触れていない。ヒメルワイトは、家事労働における感情労働[94]の測定や評価の必要性を示唆していたと考えられる。看護や介護、保育などケアワークの分野では、感情労働への関心が高まり実証研究が蓄積されている（スミス 1992＝2000、武井 2001,戸田他 2011、吉田 2014)。しかし、家事労働においては、感情労働は軽視され、測定可能な物質的基盤とは見なされていない。

第 2 節では、「世界女性会議」を中心とした国連の家事労働を含む無償労働の議論、研究を整理した。途上国の女性の労働が正当に評価されていない問題は、女性の見えない労働を指摘し、それらを経済的に測定・評価する研究および議論へと発展した。「第 3 回世界女性会議」では、途上国の女性の生産労働と欧米の家事労働論が結びつき、女性の見えない労働として取り上げられた。これは、従来別々に議論されていた女性の見えない労働が統合されたことである。さらに、「第 4 回世界女性会議」では、ジェンダー主流化を軸とした「北京行動綱領」において、家事労働を含む女性の見えない労働の評価の必要性が明確に示された。つまり、家事労働は評価されるべき労働として国際的に認識された。

第 3 節　家事労働の本格的な議論と取り組み-日本の動向-

本節では、国際婦人年以降の国内の家事労働をめぐる理論研究の展開を整理し、日本政府の家事労働への取り組みを検討する。

---

94 ホックシールドは感情労働を「公的に観察可能な表情と身体的表現を作るために行う感情の管理」と定義している（ホックシールド 1983＝2000：7)。

2－3－1　家事労働をめぐる理論と評価方法の発展

家事労働をめぐる理論研究は、久場らが家事労働論争を日本に紹介したことを機に整理検討されるようになった[95]。

経済学領域では次のような論点が示された。

久場嬉子は資本制生産様式における女性への抑圧は、家庭領域と社会的生産領域の双方にあることを指摘する（久場 1983)。

竹中恵美子[96]は、家事労働は資本制生産様式の内部にある特殊な労働として、資本主義経済システムのなかに位置づけるべきとした。資本主義経済システムは、再生産を家族領域に委ね見えざる労働することで、その無償的性格が女性を景気調節弁的労働力として位置づけ、低い労働条件を規定すると論じた（竹中 1989)。

家政学領域でも家事労働論が本格的に俎上にあがった。

伊藤セツは、家事労働を経済学と婦人解放運動論と家庭管理学（家政学）とを統一した視点からから論じた。家事労働は労働の一形態であり、合目的的な有用労働という側面と、生理学的意味での人間の労働力の支出のという側面の両側面があること、資本主義的生産様式の中にくみ込まれていることー資本は家事労働を前提とし直接資本の拘束を受けないが、賃労働者家族の場合は間接支配のもとにおかれているーを指摘し、他律的、受動的労働であると述べた（伊藤 1981b)。

中川スミは、家事労働は価値を生まないが、それは家事労働が私的労働だからではなく次のような点からだと論じる。①社会的分業の一環であること、②家事労働は直接に労働力を生産することはできないという意味でも、またそれが労働力の再生産に社会的に必要な労働時間とはみなされないという意味でも労働力の価値を生むものではないこと、③賃金は資本主義的生産様式のもとでは、労働者家族の再生産費として規定されており家事労働に対する報酬ではないこと（中川 1987)。

社会学領域では、上野がアメリカの理論を整理している。上野は市場／家族、資本制／家父長制という 4 つの領域を示し、①家族が資本制下に取り込まれていること（資本制的家父長制)、②市場が家父長制の原理によって構成されていることにより、女性が市場と家父長制の二重支配を受けていると指摘した。上野は家事労働を次のように定義している。家事労働は自分自身の再生産と他人の再生産がある。他人の再生産は子どもの生産だと論じる（上野 1985)。

中川らの経済学の視点では、家事労働は資本主義生産様式において分業の一環であるとし、上野は資本主義生産様式を市場と家族の 2 つの領域として、そのどちらにおいても女

---

95 代表的なものとして、久場嬉子（1979)「家事労働と資本」『東京学芸大学紀要』第 3 部門社会科学 30、19-32、竹中恵美子（1980)「労働力再生産の資本主義的性格と家事労働」『経済学雑誌』 81（1)、49-71、渋谷敦司「最近の欧米における婦人解放理論の展開についての一考察--婦人問題と家族問題の統一的把握に向けて」(1983)『立命館産業社会論集』（36)、111-137。

96 竹中は 1970 年代初頭から家事労働の本質として代替性と無償性をあげ、労働力の再生産に不可欠な労働と指摘している（竹中 1972)。

性が抑圧されていると論じる。いずれの理論においても、資本主義において家事労働は世帯内だけの問題ではなく資本と深く関っている議論である。欧米の家事労働論は、経済学、社会学において家事労働が本格的に議論される契機になった。

家事労働をめぐっては、理論研究だけでなく活動としても始動した。国際婦人年をきっかけに結成された「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」[97]（国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会 1975）は、その分科会のなかで、家事労働の経済的評価や家事労働と市場労働の価値評価などを問題提起した。その会は活動も盛んに行いー例えば、中高年既婚女性のレイオフ解雇などに対する抗議、NHK 会長への質問状及び要望書提出、家庭科の男女共修要望、ハウス食品工業のテレビコマーシャル（「私作る人僕食べる人」）への異議申し立てなどー、一定の成果も収めた[98]。しかし、それらの活動はより実効性の高いものに絞られ、家事労働をめぐる経済的な問題へは踏み込まなかった。

一方で、家事労働の評価方法の検討も行われた。島田とみ子は家事労働の評価の可能性を社会保障のなかで探ったが、現状の家事労働に対して直接的な報酬を与えることは難しいと結論付けた（島田 2000）。森ます美は家政学領域の研究として、専業主婦の家事労働の逸失利益算定を法律分野から検討した（森 1984）。家事労働の金銭的評価試算は、家事労働該当職[99]の月賃金から時給を割り出し、各家事労働時間を乗じて換算した。森は専業主婦の逸失利益は女子平均賃金のみを金銭評価するのではなく、社会的労働と家事労働双方を評価することがより男女間の格差是正になると指摘している。

このように家事労働への関心が活発化するなか、家族社会学においても女性学やジェンダー研究の影響を受け（船橋 1996、山根 1998）、家族の歴史を捉え直す試みを通して家事労働についても言及している。

落合恵美子は近代社会における近代家族の特徴として、①家内領域と公共領域との分離、②家族構成員相互の強い情緒的絆、③子ども中心主義、④男は公共領域・女は家内領域という性別分業があることだと定義した（落合 1989）。山田昌弘は、近代家族の基本的性格として、①外の世界から隔離された私的領域、②家族成員の再生産・生活保障の責任、③家族成員の家族マネージの責任をあげ、近代家族を支える装置として、①愛情と家族責任を結ぶイデオロギー、②ジェンダーの神話と母性愛のイデオロギー、③国家による介入だと論じた（山田 1994）。つまり、家事労働は近代家族のなかで成立し、それは家族内の愛情に依拠するということだ。従来、家事労働は家族の役割論として論じられ、ここでは愛情というイデオロギーに置き換わった。

日本では、国際的な潮流からは遅れたものの、家事労働をめぐる理論が展開された。それは、経済学や社会学、法学などにも影響を与え、家事労働が理論的に議論するに値することが認識されたと言える。しかし、主に家庭領域を研究する家族社会学は、家事を労働

---

97 市川房枝、田中寿美子らの呼びかけにより 1975 年に設立された。

98 ハウス食品工業が指摘されたテレビコマーシャルの中止を決定。

99 炊事：寮母・賄婦、掃除：清掃婦・雑役、裁縫・編み物：洋裁師、育児・教育：託児所保母、洗濯・買物・世話・その他：家事手伝い。

と捉える視点には希薄であった。

2－3－2　日本政府の取り組み

政府は、「第 4 回世界女性会議」を契機として本格的に家事労働を含む無償労働の貨幣評価の取り組みを始めた。しかしながら、家事労働の評価に関心をもったのは今回が初めてではなく、1970 年代に一度取り組みを行っている。

政府の経済審議会に 1971 年に設置された NNW 開発委員会は、国民福祉の増大を目標とすべきであるとの見地に立ち、国民所得フレームを補完し国民福祉をよりよく表す手法－「貨幣的」指標－として Net National Welfare（以下「NNW」国民福祉指標）を示した（経済審議会 NNW 開発委員会編 1973）。この取り組みは、前述したように「新家庭経済学」の理論的背景がある[100]。

NNW の背景には GNP の拡大と消費水準の上昇によって引き起こされたマイナス面－大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害、人々の欲求を加速的に増大し消費者物価の上昇、企業の経営効率化による単調労働の強制による労働者の疎外感など－が表面化したことがあり（浅野 1971）、NNW は「生活の質」を適切に把握するためのひとつとして試案された（経済企画庁国民生活局国民生活調査課編 1975）[101]。

NNW は、次の 9 項目で構成されている（経済審議会 NNW 開発委員会編 1973）。

①NNW 政府消費
②NNW 個人消費
③政府資本財サービス
④個人耐久消費財サービス
⑤余暇時間
⑥市場外活動
⑦環境維持経費
⑧環境汚染
⑨都市化に伴う損失

③～⑨：擬制的評価項目

従来国民所得の中で評価されていなかった項目についても擬制的に消費と見なして導入し、⑦、⑧、⑨はマイナス項目として計上された。「市場外活動」は主婦の家事労働を計上している。その理由として、市場外活動が国民生活に便益を与えていることを挙げ、そのなか

100 第 2 章第 1 節。

101 経済企画庁国民生活局（当時）は、「生活の質」の指標のひとつとして「生活時間」の測定を実施した（1972 年愛媛県松山市）。この調査は国際調査と比較するという目的もあった。この国際調査は 1964～1966 年にかけて、ハンガリーのザライを中心としたグループが 12 カ国で実施した、国民の生活の質を意識した生活時間調査である。各国が同一条件の枠組みのもとで実施し、労働時間・家事時間・生理的必要時間・自由時間・マスコミ接触時間・対人接触・場所の 7 つ生活時間を検討している（経済企画庁国民生活局国民生活調査課編 1975）。

でも家事労働が最も重要であると述べている（同上書）。主婦の家事労働の評価は、15 歳以上の女性非労働力人口のうち家事従事者を対象とし[102]、市場での女性の平均時間給に 1 週間の主婦の家事労働時間を乗じている[103]。その試算によれば、「市場外活動」が NNW 全体に占める割合の 14.4%であり（昭和 45 年）[104]、昭和 30 年の 12.3%よりも高くなっている。家事労働が見えない経済にいかに貢献しているかが伺える。

主婦の家事労働は「支払われない労働」（同上書：77）と記述されているが、市場労働を行っている主婦の家事労働は評価対象としなかった。つまり、市場労働に従事する主婦の家事労働は GNP にも NNW にも計上されず経済的に評価されなかった。さらに、評価方法においては、市場における女性の平均時間給を適用しているため、市場の男女間の賃金格差を反映し評価額は低く見積もられることになる。しかし、1970 年代に政府が福祉経済の観点から主婦の家事労働評価を実施していたことは注目すべきことであろう。

しかしながら、この試みは 1973 年秋の第一次石油危機を契機として、政府が福祉充実、生活環境改善などの「福祉社会の建設」[105]から「日本型福祉社会」[106]－家庭基盤の充実を基本とした女性の性別役割強化体制[107]－への転換により継続されることはなかった。

政府が本格的に無償労働の測定を実施する契機となったのは「第 4 回世界女性会議」である。政府は「男女共同参画ビジョン」（1996 年）を答申し、それを受けて策定した「男女共同参画 2000 年プラン」（1996 年）の中で「無償労働の数量的把握の推進」を掲げた。施策の基本的方向として、「あらゆる政策に男女平等に関する視点を盛り込む際の基礎資料とするため、女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報等の収集・整備・提供を行う。その際、女性がその大部分を担っているいわゆる無償労働が数量的に十分に把握されておらず、そのことが女性の担う役割への過小評価等につながっていることに留意する。」と、ようやく政策課題として無償労働が取り上げられた。

それを受け、経済企画庁（当時）は 1996 年に「無償労働に関する研究会」を発足、翌年 1997 年には生活時間調査である「社会生活基本調査」（旧総務省）を使用した『あなたの家事の値段はおいくらですか？無償労働の貨幣評価について』[108]を発表した。その報告書では「無償労働（アンペイド・ワーク）」は収入を伴わない無給の労働と定義された。測定した無償労働の範囲は「家事（炊事、掃除、洗濯、縫物・編物、家庭雑事）[109]」、「介護・看護」、

---

102 「労働力調査」。

103 平均時間給は「毎月勤労統計調査総合報告書」、家事労働時間は「NHK 国民生活時間調査」。

104 NNW に占める割合が最も高い項目は「NNW 個人消費」74.1%であり、次が「市場外活動」である。

105 昭和 45 年版『経済白書』には、「経済活動の究極の目的は、国民福祉の向上である」とあり、昭和 46 年版から昭和 48 年版『経済白書』には福祉国家の建設が記述され、昭和 47 年度は「福祉元年」とされた。

106 『日本型福祉社会』（自由民主党 1979：190－206）では、女性の社会進出を「人生の安全保障システムとしての家庭を弱体化するのではないか」との記述されている。

107 「配偶者の民法上の法定相続分の引き上げ」（1980 年）、「税制改正によるパート所得の特別減税」（1984 年）、「年金の第 3 号導入による主婦年金権」（1985 年）など。

108 「社会生活基本調査」の 1981 年、1986 年、1991 年のデータ使用。

109 「社会生活基本調査」は「家事」の分類であるため、「国民生活時間調査」（NHK）の家事「炊事、掃除、洗濯、縫物・編物、家庭雑事」を按分している。

「育児」、「買物」、「社会的活動（ボランティア、献血、婦人活動、消費者活動、住民運動など)」の 4 項目であった。その貨幣評価は第三基準[110]によって行われた。その方法は、①「機会費用法：Opportunity cost method」[111]（以下「OC 法」)、②「代替費用法：Replacement cost method」(以下「RC 法」）であり、「代替費用法」は「Replacement cost-special」[112]（以下「RC・S 法」)、「Replacement cost- generalist aproach」[113]（以下「RC・G 法」）の 2 種類であった。「OC 法」で使用された基礎資料は「賃金構造基本調査」の産業（性別、年代別）の平均賃金であり、「RC・S 法」の基礎資料は「賃金構造基本調査」の職種別男女平均賃金、「RC・G 法」の基礎資料は「一般在宅勤務者の賃金実態調査」((財) 日本臨床看護家政協会)」であった。

この結果による無償労働の年間評価額は「OC 法」約 98.9 兆円、国内総生産比 21.6%であり、女性の無償労働は年 160.7 万円、男性は 29.2 万円であることが報告された（経済企画庁経済研究所国民経済計算部編 1997)。

政府の報告書は次のような問題点が指摘された。「無償労働に関する研究会」のメンバーの北沢洋子らは、経済企画庁の評価方法に不満を表明した（日本経済新聞 1997)。その問題点は、評価の基礎となる労働時間は、「ながら労働」を把握できないー例えば、炊事と洗濯を一度にするー、貨幣評価の基準となる「RC・S 法」は「炊事」は調理師見習、「清掃」はビル清掃員の賃金となっており、これらの職種はもともと賃金が低く評価は無償労働の質の高さを見落としており、無償労働の価値が二重に低く抑えられている、ことであった。また、日本の根強い性別役割分業を背景として、この試算は専業主婦の価値についての評価である、と国民に誤解を招くことも指摘された（久場・竹信 1999)。

貨幣評価方法をめぐっては次のような課題があげられた。斎藤らは、「OC 法」は市場における男女の賃金格差を反映し、「RC－G 法」は低く抑えられている家事使用人の賃金を適用することで家事労働が低く見積もられると批判した（斎藤他 2001)。角間（土田）らは、貨幣評価が「性別・年齢別」の平均賃金を使用することを問題視し、「男性賃金・年齢別 」を用いて貨幣評価の試算を行った（角間 （土田） 2004)。その結果、男女間の無償労働の評価額差、割合の偏りが増加しており、「RC 法」を使用した貨幣評価は未だ十分でないことがわかった。

政府の評価方法を検証する動きの一方で、アンペイド・ワークの新たな評価方法として職務評価に注目した試みがある。天野らは、夫婦を対象に「家族の世話・介護」、「食事の準備」などの家事労働[114]が、5 つのファクター（「知識・技能」、「責任」、「判断力と観察力」、

---

110 そのサービスを提供する主体とそのサービスを享受する主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供されうる活動（経済企画庁経済研究所国民経済計算部編 1997)。

111 家計が無償労働を行うことにより、市場に労働を提供することを見合わせたことによって失った賃金（逸失利益）で評価する方法（同上書)。

112 家計が行う無償労働を、市場で類似のサービスの生産に従事している専門職種の賃金で評価する方法（同上書)。

113 家計が行う無償労働を、家事使用人の賃金で評価する方法（同上書)。

114 家事労働項目として他に「育児・教育」、「食事の後片付け」、「掃除・住生活管理」、「洗濯・衣生活管

「精神的負担」、「肉体的負担」）を必要としているかどうかを、職務評価ファクター[115]を援用し測定した[116]（天野他 2004）。その結果では、「家族の世話・介護」および「育児・教育」は、「食事の準備」や「食事の後片付け」などの家事よりも高い評価点となっており、この傾向は妻も夫も同様であった。家事は育児や介護と比較して知識や能力、精神的負担を必要としない労働と考えられている。このような認識は、家事が社会的に労働と見なされ難い要因のひとつであろう。

政府は「社会生活基本調査」－1996 年、2001 年、2006 年、2011 年－の結果発表を受けて、貨幣評価を継続的に実施している。直近の結果は『家事活動等の評価について－2011 年データによる再推計－』としてまとめられている（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 2013）。その報告書では、無償労働の範疇は「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買物」、「社会的活動」の 5 領域であり、貨幣評価の基礎資料も従来どおり「賃金構造基本調査」の産業（性別、年代別）などを使用している。プリコード方式の推計では、「OC 法」で 138.5 兆円、「RC-S 法」で 108.2 兆円、「RC-G 法」で 97.4 兆円となっている。アフターコード方式の統計表を用いた推計では、「OC 法」で 179.1 兆円、「RC-S 法」で 145.7 兆円、「RC-G 法」で 125.3 兆円であり、すべての推計でプリコード方式での結果よりも大きい。いずれにおいても女性の方が男性に比べて圧倒的に評価額は高く、プリコード方式の推計（「OC 法」）では、女性が 192.8 万円、男性が 51.7 万円という結果であり、相変わらず女性が家事労働を担っている実態が再確認された。

政府が無償労働の貨幣評価を継続的に実施することは、家事労働の社会化や法律分野－例えば専業主婦の逸失利益算定、離婚時の財産分与、遺産相続の妻の寄与分－における家事労働の評価を考慮する際の資料となり得る。

しかしながら、貨幣評価の方法論をめぐる問題点は解消されたとは言い難い。これは、家事を含む無償労働が正当な評価をされていないことを意味する。

第 3 節では、国際婦人年以降の国内における家事労働をめぐる理論の展開と実証研究の動向、および政府の動向を振り返った。理論研究は欧米の文献の紹介を契機として、経済学や社会学、家族社会学など諸領域で活発に議論されるようになった。政府は、「第 4 回世界女性会議」の「行動綱領」を受け、本格的に家事労働を含む無償労働の測定・評価に取り組み始めた。このような動向は家事が無償労働であり、市場労働での女性の低賃金と密接に結びついていることを社会に認識させる契機となった。しかし、課題とされている貨幣評価の手法は、未だ改善されておらず新たな方法論も提示されていない。

理」、「親・親戚とのもてなしを伴う家事・つきあい」。社会的活動項目として「資源のリサイクル運動」など 11 項目を設定。

115 第 5 章で詳細を述べる。

116 評価方法は「あまり必要でない」（1 点）、「やや必要である」（2 点）、「とても必要である」（3 点）の 3 段階。

小括

第 2 章では、国際婦人年以降の家事労働をめぐる国内外の動向を整理した。国際的には、途上国における女性の見えない労働への関心の高まりと評価の必要性が主張された。一方では、欧米のフェミニストによる家事労働への注目とその不公平さへの申し立てがあった。双方の論点は国連のなかで議論や調査を積み重ねることで、女性の見えない労働を経済的に評価すべきとする国際的な政策へと向かうことになった。「第 4 回世界女性会議」の「行動綱領」のなかで、無償労働の測定・評価を加盟国に要請したことは大きな成果と言える。

「行動綱領」は、日本の家事労働をめぐる理論や実証研究、政策にも大きな影響を及ぼした。従来、家事は再生産労働として捉えられていたが、経済的な労働との認識には希薄であった。しかしながら、「行動綱領」の採択は、政策として家事労働の測定・評価を実施させ、社会学や経済学領域において、理論や実証研究を促した。残念なことは、前述した主婦論争[117]が欧米に先駆けた家事労働論であったにもかかわず、家事の経済的議論があたかも新たな論点として政策上にあがったことである。

このように、日本は国際的な議論や拘束力によって、家事を経済的な労働と認識することになったと言える。この背景には、経済活動中心の社会であること、インフォーマルセクターを含めた女性の労働を考慮する視点が希薄であることが考えられる。

次章では、このような理論研究や政府の動向を踏まえ、家事労働をめぐる近年の実証研究を検討する。

[117] 第 1 章第 4 節。

第 3 章　近年における家事労働の研究動向

家事労働の実証研究への取り組みは、国際婦人年を契機として従来以上に実施されるようになった。しかしながら、その背景には進行する少子高齢化問題がある。労働力不足への懸念は、女性の労働市場への参入を強く要請し、その足かせとされる家事労働への関心が高まった。そのため、家事の実証研究は夫の家事参加や家事の外部化に焦点が当たることとなった。本章では、国際婦人年以降の国内の家事労働をめぐる実証研究を検討する。第 1 節では家政学、家族社会学、社会学領域における比較的小規模な実証研究を振り返る。それらの研究は、夫婦の家事実態の実証研究や家事の外部化の検討を中心に実施され、夫の家事の実態や家事労働の軽減の方向性が模索された。第 2 節では、近年実施された大規模調査を取り上げ、それらの調査の変遷と課題を整理する。最後に、現状調査では家事を労働と捉える視点が未だ十分ではないことを指摘し、新たな調査の必要性を述べる。

第 1 節　家政学、家族社会学、社会学領域における家事労働の実証研究

家事労働をめぐる実証研究は、家政学、家族社会学に加えて社会学領域においても実施されるようになった。それらの研究は、主に夫婦の家事実証研究と家事労働の外部化の検討の 2 つに大きく分類できる。さらに、家事実証研究は夫婦間の家事分担・頻度調査、時間調査に分類できる。本節では実証研究の成果と課題を検討する。

3－1－1　夫婦の家事実態の実証研究

夫婦の家事分担・頻度調査は、主に家族社会学領域を中心に取り組まれてきた経緯がある。その関心は家族役割としての家事遂行であり、家事分担が妻に偏っていることは問題としてこなかった。しかし、国際婦人年以降の夫婦の家事実証研究の視点は、夫婦間の分担割合、つまりジェンダー配分に注目することで従来の役割研究とは異なると言える。

雇用職業総合研究所は、共働き世帯と専業主婦世帯を対象に家事遂行調査を実施した[118]（雇用職業総合研究所 1986）。調査結果からは、妻がすべての調査項目（「家計管理」、「部屋の掃除」、「洗濯」、「料理」、「食事の後片付け」、「ごみを出す」）において高い割合であることが報告されている。特に「洗濯」、「料理」、「食事の後片付け」の３項目における妻の分担割合は高く、妻は日常的に不可欠な家事を担っていると言える。一方夫の分担割合が最も高い家事は、妻の就業形態にかかわらず「ごみを出す」ことであった。この調査は、妻が手をかけている家事／省略している家事を尋ねている[119]。その結果では、有職の妻は掃除を省略し食事作りに手をかけており、無職の妻は食事作りに手をかけ省略している家事

---

[118] 家事分担は妻および夫を対象とし、項目は「家計管理、「部屋の掃除」、「洗濯」、「料理」、「食事の後片付け」、「ごみを出す」(回答枠は「もっぱら妻」、「主に妻」、「夫と妻が同じ位」、「主に夫」、「もっぱら夫」)。家事頻度は妻のみを対象とし、項目は「洗濯」、「アイロンかけ」、「クリーニングの利用」、「居間・台所等の掃除」、「トイレの掃除」、「風呂場の掃除」、「ガラスみがき」(回答枠は「1 日に 2 回以上」、「ほぼ毎日（週 6～7 回)」、「だいたい毎日（週 3～5 回)」、「ときどき（週１～２回)」、「たまに（月２～３回)」、「ほとんどしない（月１回以下)」、「しない」)。

[119] 妻のみ対象とし、「すべて省略」、「食事作り」、「洗濯」、「掃除」、「その他」、「特になし」の 6 択。

は「特になし」と回答する傾向にあった。また、家事４項目（「家計管理」、「部屋の掃除や整頓」、「衣類の洗濯や整理」、「食生活」）の満足度も尋ねている[120]。すべて項目において、夫は妻よりも各家事の満足感が高かった。有職の妻は無職の妻に比べて、「部屋の掃除や整頓」に不満感を示す割合が高いことが特徴であった。

兵庫県家庭問題研究所は、共働き世帯の家事分担の変化を探るため、夫の家事に焦点を当てた[121]（兵庫県家庭問題研究所 1989）。夫が行う家事の特徴は、その場を受け持てばすむものーゴミ捨てや掃除、食事の後片づけなどーに偏っており、前後の連続性を把握する必要のあるものー朝食づくり、夕食づくり、家計管理ーの遂行は低く、家事は妻が圧倒的に担っていた。この調査では、家事に対する評価を自身（妻又は夫）および配偶者（夫又は妻）に尋ねている。その回答枠は、①「妻（夫）は家事をやっているほうだと思う／家事をやっているほうだとはいえない」、②「自分は家事をやっているほうだと思う／家事をやっているほうだとはいえない」の 2 択に設定されている。その結果では、妻は自身が家事を「やっている」と回答した割合が 59.5%、夫が妻に対する家事の評価は「やっている」85.1%であった。妻は自身の家事に対する評価を低く見積もっていることが伺える。これは、オークレーが指摘した「自分で家事の基準を決定する」[122]という家事の性格と関連があると考えられる。妻は夫よりも圧倒的に家事を担っていても、妻自身の基準に到達しなければ、自身の家事評価を低く見積もってしまう。

妻が自身の家事評価を低く見積もることは他の調査でも報告されている。原らは母親が就業する家庭と専業主婦の家庭の実態調査を実施した[123]。そこでは、夫、妻、子どもに対して、「家事が行きとどいている」か否かを尋ねている（天野 1987）。その結果は妻の就業形態（常勤、パート、無職）にかかわらず、妻の回答が最も低かった[124]。

永井暁子は共働きの妻がどのように家事をやりくりしているかに注目し、4 つの領域ー家事の省略（繰延可能家事[125]／繰延不能家事[126]）、合理化（電気機器の所有）、外部化（外食産業の利用頻度と家政婦等の雇用）、代替（夫が行う）ーから検討を行った。その結果では、夫は家事よりも育児をより行っていること、繰延可能家事はもちろん、食事のしたくや食

---

120 妻のみ対象とし、４項目について「非常に満足」、「満足」、「不満」、「非常に不満」の４択。

121 家事分担は「食料・日用品の買物」、「部屋の掃除・片付け」、「ふろの掃除」、「ごみ捨て」、「近所づきあい・自治会活動」、「日常の家計管理」、「親の世話」（回答枠は「ほとんど私」、「私と夫（妻）で」、「私と夫（妻）で同程度している」、「補助的に私」、「私はほとんどしない」、家事頻度は「朝食づくり」、「夕食づくり」、「食事の後片づけ」、「洗濯（洗濯機を回す）」、「洗濯物を干す」、「洗濯物を取り入れる」）。

122 第 2 章第 1 節。

123 家事項目として、食事・料理、食卓のセット・あと片づけ、食器洗いなど、家の掃除、洗たく、日用品の買物、力仕事の手伝い、大工仕事、その他軽い仕事、小学校入学前の子どもの世話、趣味を兼ねた手伝い、の分担を尋ねている。

124 妻常勤：子 51%、妻 41%、夫 55%、妻パート：子 62%、妻 51%、夫 56%、妻家事専業：子 76%、妻 69%、夫 79%。

125 はき掃除、ふき掃除、整理整頓、トイレ掃除、風呂掃除、洗濯・干す・取り込む、アイロンがけ、衣類の収納、ごみすて、蒲団のだしいれ、裁縫、家計簿つけ、家族の世話。

126 食事のしたく、配膳、食器をさげる、食器あらい、食器の収納、日用品の買物、風呂の準備、介護・世話。

器あらいなど、繰延不能家事でさえもほとんど行っていないこと、妻は家事を省略することにより一人で家事を処理していることが示された（永井 1992）。

「福岡・女性と職業研究会」は国際的な性別分業撤廃の動きに対して、政府が男性の家事への促進を実施しないことに異議を唱え、男性の家事・育児に焦点を当てた。その調査結果は、①夫は家事と比較して子供の世話（おむつの取りかえや子どもの入浴）に関する項目の分担度が高く、②子どもの入浴は専ら夫が行っており、③家事は風呂や部屋の掃除、食事の後片付け、ごみ処理など短時間で片付く家事の分担度が高いことを報告している。しかし、食事の準備・調理という最も日常的でまとまった時間が必要な家事は妻が担っていることが示された（福岡・女性と職業研究会編 1982）。

直井道子らは、社会学の視点から家事を労働と捉え、職業と同じ枠組みで分析を試みた（直井編 1989）。直井らは、職業及び家事の扱う仕事を「もの」（家事においては手（体）や道具や機械を使ってする仕事）、「ひと」[127]（同様に人に接する仕事、来客の接待など）、「データ」（同様に文書を読んだり書いたりする仕事）の 3 領域にわけ、仕事の自己裁量度（仕事の複雑性[128]、管理の厳格性、単調性）、仕事の圧力を尋ねた[129]。その結果では、家事は妻が一人で担い、内容は「もの」の仕事、つまり料理や掃除、洗濯などが中心であることが報告されている。この結果は、家事が作業中心であることを示している。しかしながら、家事は前後の連続性を把握する必要性がある労働であることが見落とされている。他には、職業及び家事の偶発性、社会的有用性に関する意識を尋ねている[130]。偶発性の結果では、「その日の仕事（家事）にどんなことがおこるか正確にわかる」[131]と回答した割合は有職妻 24.8%、主婦 6.5%であった。家事は予期せぬ出来事－たとえば夫を車で駅まで迎えに行く－に対処しなければならない点である。社会的有用性の結果では、「いまの仕事（家事）が世の中のために非常に役に立っている」[132]と回答した割合は、有職妻 22%、主婦 11.5%であった。主婦が自身の家事をあまり評価していないことが伺える。このような意識は、社会全体が家事を労働と認識していないことに起因していると考えられる。

山根真理らは家事概念を拡大することを試みた。この視点は、直井らの調査の課題－家事は前後の連続性を把握する労働－を明らかにするものと考えられる。調査では、食事のあとかたづけやゴミを出す等、家事の行動の側面[133]に加えて、家族内外の人間関係に気を配

---

127 育児、介護以外の「ひと」と設定している。

128 例えば家事における料理の場合は、単純作業から複雑作業とは、「ふつうの料理」＜「手のこんだ料理」＜「特別な料理」である。

129 妻対象。

130 有職の妻には職業について、主婦には家事について尋ねている。

131 「その日の仕事（家事）にどんなことがおこるか前もってわかるか」、回答枠は「正確にわかる」、「だいたいわかる」、「わかったりわからなかったり」、「よくわからない」、「まったくわからない」。

132 「いまの仕事（家事）がどのくらい世の中のために役に立っていると思いますか」、回答枠は「非常に役に立つ」、「少し役に立つ」、「あまり役立っていない」、「役立ってもいないし害も及ぼしていない」。

133 フィジカルな家事（モノ対象）として 6 項目、「掃除機をかける」、「食品、日用品を買いに行く」、「食事を作る」、「食事のあとかたづけ」、「ゴミを出す」、「銀行や郵便局でお金の出し入れをする」。フィジカルな家事（ヒト対象）として 3 項目、「家族が病気になった時、病院に連れていく」、「家族の一員である乳幼

ったり、心を働かせたりするメンタルな家事[134]－例えば「トイレットペーパーの買い置きがあるかどうか」－の実態を夫婦それぞれに尋ねた。その結果では、行動としての家事同様にメンタルな家事も妻に偏っていること、妻も夫もこのメンタルな家事を労働とは評価していないことがわかった。また、メンタルな家事を積極的に行っている回答者ほど、それを労働として評価すべきと考えていることが報告されている（コープこうべ・研究機構編 1997）。この家事概念の拡張の試みは、家事には作業としての側面だけでなく感情労働が含まれていることを示唆している。その感情労働は人の世話に限定されるわけではなく、家事を遂行する場合にも生じるものと考えられる。

これらの実証研究からは次のことが言える。①家事労働は妻の就業形態にかかわらず妻に偏っている。②夫が行う主な家事はゴミ出しや食事の後片付けである。大工仕事が家庭の中から消滅していくことにより、夫の主たる家事はゴミ出しや食事の後片付けへと変化したと言えるだろう。服部は、夫が炊事、洗濯、掃除という汚れを伴う部分には主体的には手を出さないと述べている（服部 1991）。ならば、ゴミ出しや食事の後片付けは、汚れを伴わない労働であろうか。この点については検証すべきである。つまり、妻が汚れを伴う部分を引き受けており、ゴミ出しや食事の後片付けにジェンダー分業が隠されている可能性があるからだ。③妻は自身の家事労働の評価や満足感が低い。④家事労働はメンタルな要素が含まれている。家事労働のメンタルな要素は、従来調査では家事を労働とみなす視点が希薄であったために、関心が低かったと考えられる。⑤家事の特徴として偶発性があげられる。これも家事労働から生じる負担と言えよう。前述したように、家事の偶発性は戦前から既に指摘されていた。しかし、それは家事の特徴にすり替えられ未だ調査対象となっていない。

時間調査は稲葉ナミの実証研究[135]を引き継いでいるため、主に家政学領域で取り組まれている。

伊藤らは家事を労働と位置づけ、家庭生活における男女平等を生活時間から明らかにすることを目指し調査を実施した（伊藤 1984）[136]。従来の生活時間調査は、農村女性や賃労働者中心であり生活時間のジェンダー配分を問題とはしていなかった。したがって、伊藤らの視点は国際婦人年を反映した新たな調査と言える。

生活時間は、①労働力の再生産時間（生理的生活時間、社会的文化的生活時間）、②家庭責任を遂行する時間（収入時間＝労働権の平等な保障、家事的生活時間[137]＝生活主体として

児の日常的な世話をする」、「家族の一員である高齢者や障碍者の日常的な介護をする」。

134 メンタルな家事（モノ対象）として 2 項目、「トイレットペーパーの買い置きがあるかどうか」、「ゴミを出す日はいつか」。メンタルな家事（ヒト対象）として 5 項目、「家族の一週間の予定はどうなっているか」、「親戚とのつきあいがうまくいくかどうか」、「自分の調子が悪いときでも、夫（妻）の前で不機嫌な顔を見せないよう努める」、「夫（妻）が不機嫌なとき、機嫌をとったり元気づけたりする」、「夫（妻）のちょっとしたことでも、ほめたりする」。

135 第 1 章第 5 節。

136 対象は同一世帯の夫雇用者で妻常勤・パート・無職、1980 年実施。

137 炊事、掃除、洗濯、裁縫・編物、買物、育児・教育、世話、その他の 8 項目。

の自立の平等な保障）の 2 つに大きく分類している。この結果から家事労働は妻が無職の場合は勿論、妻がフルタイムやパートで働いている場合も依然として妻によって担われていることが再確認された。その後も、ジェンダー視点からの時間調査は 1985 年[138]、1990 年[139]、1995 年[140]（伊藤他 1989、天野他 1994、伊藤他 2001）と継続的に実施された。2000 年調査[141]の結果では、「食事の準備」、「食事の後片付け」という「食事に関する家事」において夫たちの行為者率は高まっている。しかしながら、世帯家事時間（平日）の夫が占める時間割合は妻常勤 19.2%、妻パート 7.3%、妻無職 3.3%であり、家事労働のジェンダー配分は大きく変化していなかった（伊藤他 2005）。

大竹美登利らは生活時間調査を利用し、妻の「細切れ的生活実態」を検討した（大竹他 1980）。調査方法は、家庭での生活時間において、一連続につながっている生活行動の数を求め、この行動の 1 回当たりの平均時間量を算出することで、どれくらい行動が寸断されるかを測定している。その結果では、家事労働は偶発性、頻発性があるために生活行動が寸断される傾向にあり、子どもの年齢が低い方が寸断される割合が高いことが報告されている。妻はこま切れに家事を行うことを余儀なくされ、それは妻に不規則な労働を強いていると言える。

夫婦の家事実証研究は、妻が作業としてもメンタルな側面としても家事を一手に引き受けているかを再認識することでもあった。

3－1－2　家事労働の外部化の検討

育児や介護の外部化、特に社会サービスの検討は、戦後から実証研究が蓄積され、育児休業、介護休業、介護保険など不十分ながら法整備されてきた。しかしながら、家事の学部化に焦点を当てた実証研究は少なく[142]、十分な議論や対策は講じられていない[143]。

家事労働の外部化には、1）市場における私的社会化－クリーニングや掃除の代行など－、2）国や行政による家事サービスなどの公的社会化、3）地域での助け合いなどの相互扶助がある。近年の実証研究は、主に市場からの購入である私的社会化の側面から検討されている[144]。

---

138 家事的生活時間（11 項目）：調理、食事の片づけ、住生活管理、衣生活管理、裁縫・編物、買物、育児・教育（私的）、育児・教育（社会的）、世話、家政管理、その他。

139 家事的生活時間（7 項目）：調理・片付け、掃除・住生活管理、洗濯・衣生活管理、裁縫・編物、世話・介護、育児・教育、買物。

140 家事的生活時間（9 項目）：調理、食事の後片付け、掃除・住生活管理、洗濯・衣生活管理、裁縫・編物、世話・介護、親・親戚・もてなし家事、育児・教育、買物。

141 家事的生活時間（8 項目）：食事の準備、食事の後片付け、掃除・住生活管理、洗濯・衣生活管理、世話・介護、親・親戚とのもてなしを伴う家事・つきあい、育児・教育、買物。

142 浦辺は女性解放視点から家事軽減の必要性を述べ、家事を分担、家事をしやすいように住宅を合理化、家事労働を合理化、地域での家事労働の共同化（共同炊事、共同洗濯）する必要があると主張した（浦辺 1957）。

143 政府は国家戦略特別区域法（2013 年）を制定し、女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から国家戦略特別区域内において家事支援外国人受入事業に取り組み始めた。

144 戦後、政府は女性解放のひとつとして家事労働軽減に取り組んだ。議論の中心は重労働からの解放で

田中智子らは仕事をもつ妻の家事実態を調査し、妻は家事を外部化するよりも家族員の分担を選択していると分析する（田中 1983）。

壁谷沢万里子らは、家事サービスの外部購入を妻に尋ねている[145]（壁谷沢他 1988）。家事サービス 30 項目のなかで利用平均値が最も高かったのは「インスタントかつおだし」(2.75) であり、「ワイシャツクリーニング」（2.57）、「インスタントラーメン」・「セータークリーニング」（2.5）と続いている。逆に平均値が最も低かった項目は「布団乾燥」（1.0）であり、「ディナーサービス」（1.06）、「業者による住まいの手入れ」（1.08）となっている。「よく利用する」が 4 点であることを踏まえれば、「ワイシャツクリーニング」さえも「よく利用する」とは言い難い。

渡辺照美らは食の外部化の実態を妻に尋ねた[146]（渡辺他 1992）。その結果では、「出前」や「市販弁当」の利用頻度は「年に数回」および「利用しない」の合計が 8 割を占め、「とんかつ」や「ハンバーグ」は「材料から作る」と回答した割合が 8 割を超えていた。

堀内かおるらは、家事労働の外部化に関する意識を妻および夫に質問した[147]。その結果では、家事を「業者にしてもらうこと」に抵抗があると回答した割合は妻の就業形態（常勤・パート・無職）にかかわらず妻より夫の方が高く、「家族にしてもらうこと」に抵抗がないと回答した割合は妻の就業形態にかかわらず、妻より夫の方が高いと報告されている（堀内 2001）。夫は業者やヘルパーに家事を依頼することに消極的であることが伺える。

これらの研究からは次のことが言える。家事労働の市場からの購入は、食事に関する出前や市販弁当でさえも積極的に利用されておらず、掃除についてはほとんど利用されていない。さらに、日常的な家事代行に金銭を支払うことには積極的ではなかった。したがって、市場からの購入は経済的な問題に加え世帯員が抵抗感をもっていることを踏まえれば、利用できる世帯は限定的と考えられる。

では、家事労働の軽減にはどのような方向性が考えられるだろうか。

あり、合理化や効率化であった（労働省婦人少年局 1950）。

145 項目は、「調理済み冷凍食品」、「素材冷凍食品」、「漬物」、「そうざいの揚物・ハンバーグ」、「そうざいのサラダ」、「そうざいの寿司」、「レトルトカレー・シチュー」、「インスタントラーメン」、「インスタントめんつゆ」、「インスタントかつおだし」、「半調理フライ・ハンバーグ」、「店屋物出前」、「市販弁当」、「家族との外食」、「ディナーサービス」、「セータークリーニング」、「ワイシャツクリーニング」、「シーツクリーニング」、「寸法直し」、「リース式化学ぞうきん」、「市販ぞうきん」、「業者による住まいの手入れ」、「カタログ販売」、「TV ショッピング」、「分割払の銀行振替」、「マッサージ・あんま」、「家政婦・看護婦」、「布団乾燥」、「御用聞き」、「生協などの共同購入」。選択枠は「よく利用する」（4 点）、「ときどき利用する」（3 点）、「利用したことがある」（2 点）、「利用したことがない」（1 点）。

146 項目は、「出前」、「市販弁当」、「家族との外食」（3 項目の回答枠は「週に 1 度以上」、「月に 1 度以上」、「年に数回」、「利用しない」）、「とんかつ」、「カレールー」、「ハンバーグ」（3 項目の回答枠は「完成調理品」、「半調理品」、「材料から作る」）、「みそ汁のだし」、「めんつゆ」（2 項目の回答枠は「完成つゆ」、「インスタントだし」、「両方」、「だしをとる」）。

147 回答枠は、「金銭を支払い専門家（業者・ヘルパー等）に、してもらう」ことに、「まったく抵抗がない」、「あまり抵抗がない」、「少し抵抗がある」、「非常に抵抗がある」。項目は 19 項目（「日常的な調理」、「食器洗い」、「茶・コーヒーなどを入れること」、「特別な食事の準備」、「保存食作り・フリージング」、「ゴミ収集日のゴミ出し」、「家の修理」、「洗濯」、「洗濯物干し」、「ボタン付け」、「裁縫・編み物・手芸」、「家計の管理」、「郵便局・銀行・区役所等へ行くこと」、「子どもの身体的な世話」、「子供の相手をして遊んだり勉強を見たりすること」、「家族の日常的な介護」）。

上野は家事労働の減少は、①子どもがいないこと、②母親または義母が同居あるいは近くにいること、③家事労働を商品サービスとして購入すること、④徹底的なホームオートメーション化、であるとし、夫との対等な家事労働分担はもっとも期待できないと論じる（上野 1990）。他には、育児や介護は税や社会保障で評価すべきだが、一般的家事は男女それぞれがすればよい（塩田 1993）、1 日の生活時間を従来の二分法－労働と余暇－から三分法－労働と余暇と家事労働－に替える（竹中 2009）、という方法などが提案されている。

しかしながら、育児や介護の公的支援が不十分な現状を踏まえれば、家事の公的社会化は現実的とは言えない。各世帯の生活時間の不均等や人間関係など多様な諸事情を考慮すれば、相互扶助がすべての世帯において実現できるとは考え難い。さらに、市場労働の時間短縮は改善に向かっているわけではない。

家事労働の外部化の検討をめぐる実証研究を検討した。結果、公的外部化、市場における私的外部化もすぐに実施されるとは言い難い。しかし、家事が女性の労働市場での不公平さに繋がっていることは確かであり、議論の対象とすべきである。そのためには、家事の外部化の検討のための前段階として、現状の家事労働の全貌を明らかにするべきである。つまり、家事は育児や介護と同様に評価されるべき労働であることを明らかにする必要がある。

第 1 節では、近年における比較的小規模な実証研究を検討した。国際婦人年以降は、夫婦の家事分担の不公平さが指摘され、夫の家事参加への関心も高まった。従来の家事の分担・頻度の実証研究にくわえ、や家事概念の拡大や労働視点からの調査など新たな視点からの研究も蓄積された。これらの研究成果は、家事労働の新たな測定方法の登場を予感させるものでもあった。しかしながら、大量のデータを収集・分析する技術の発展は、大規模調査を可能にする一方で、そのデータを分析する方向に傾いていった。そのため、夫が比較的行うゴミ出しや食事の後片付けの過程、家事労働のメンタルな側面などに焦点を当てる視点が見落とされた。これらは、見えるようになった家事労働のなかでも未だ論点とされていない側面である。

第 2 節　大規模調査の現状と課題

本節では、家事の実態を把握できる大規模調査を検討する。取り上げる調査は時間調査として 1)「国民生活時間調査」（NHK）、2)「社会生活基本調査」（総務省）、家事遂行頻度の調査として 3)「全国家庭動向調査」（国立社会保障・人口問題研究所）、4)「全国家族調査（NFRJ）」（日本家族社会学会）、5)「社会階層と社会移動全国調査（SSM 調査[148]）」（社会階層と社会移動調査研究会）の 5 つである。

3－2－1　「国民生活時間調査」

[148] Social Stratification and Social Mobility

「国民生活時間調査」は、NHK が放送番組の編成・制作のための資料にすることを目的とし、1960 年から 5 年ごとに実施しており、日本で最も早くから継続的に実施されている生活時間調査である[149]。この調査は、時系列で国民の生活時間の変化を把握できる国際的にも数少ない調査である。

家事関連項目は、「炊事・掃除・洗濯」、「買い物」、「子どもの世話」、「家庭雑事」[150]の 4 項目となっている。調査方法は、1995 年調査以降、アフターコード方式からプリコード方式に変更された[151]。この理由は、コーディング作業に膨大な時間と費用がかかること、コーダー[152]の確保が困難になってきたこと、放送の現場から調査結果をもっと早く出して欲しいという要請があったためである（三矢 1995）。

直近の調査は2015年に実施されており、その対象は10歳以上の12,600人（回収率62.6%）となっている（表 1）。

表 1「「国民生活時間調査」家事関連時間（2015 年調査：成人）」

項目	女性	男性	（分）
「炊事・掃除・洗濯」	141	15	
「買い物」	36	14	
「家庭雑事」	50	19	

表 1 の結果に見るように、女性が圧倒的に家事を担っている。休日の家事関連合計時間は、女性 245 分、男性 85 分であり、女性も男性も平日よりも長い[153]。さらに、平日の主婦の家事時間は、「炊事・掃除・洗濯」206 分、「買い物」53 分、「家庭雑事」76 分と成人女性の平均家事時間よりもかなり長い。

1995 年調査の結果は、「炊事・掃除・洗濯」（女性 151 分、男性 8 分）、「買い物」（女性 33 分、男性 8 分）、「家庭雑事」（女性 53 分、男性 12 分）となっている。2015 年調査と比べると、男性の家事時間は若干増加しているものの、女性の家事時間は大きく減少しているわけではない。

「国民生活時間調査」は、同じ項目設定により実施しているため、時系列で家事時間の変化を把握できる長所はあるが、項目設定が大きく詳細な家事行動が掴みきれない短所がある。

149 戦前は 1941 年に一度実施されている。

150 日曜大工、庭仕事、銀行・役所の用事、子ども以外の家族の世話・介護・看病など。

151 アフターコード方式は調査相手が調査票に自由に記入した行動を、コーダーが後で一定の基準により分類すること。プリコード方式は調査相手があらかじめ行動名が印刷された調査票の「該当行動欄」の「該当の時間帯」に線を引くこと（NHK 放送文化研究所編 2016）。

152 自由記入された行動の内容を、あらかじめ決められた基準に沿って分類する専門に訓練を受けたひと。

153 休日の家事時間は「炊事・掃除・洗濯」（女性 143 分、男性 23 分）、「買い物」（女性 50 分、男性 33 分）、「家庭雑事」（女性 52 分、男性 29 分）。

3－2－2　「社会生活基本調査」

「社会生活基本調査」は、総務省が国民生活の実態を総合的に捉えるための調査として1976年から実施しており[154]、「国民生活時間調査」（NHK）と並び日本における代表的な生活時間調査である。

1976年から1996年までの「社会生活基本調査」は行動分類が全20項目しかなく、無償労働を把握できる項目は、「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の4項目しかなかった。そのため、家事の詳細な行動を把握することが困難であり、「移動」全体を無償労働の範囲に含めていなかったことから、家事に伴う「移動」時間が把握できないという欠点もあった。

このような反省を踏まえ、2001 年の調査では、従来の調査票（A票）に加えてアフターコード方式[155]による調査（B票）を実施した。生活行動分類を全62区分に分類し、無償労働に関する行動も19項目が設けられた。これにより家事行動をより正確に測定できるようになった。またEUの統一生活時間調査[156]の結果と比較可能に設計されている。2006年調査では「移動」が詳細に分類され、「家事関連に伴う移動」が設定された。

直近の調査は2011年に実施されており、その対象は10歳以上で規模は約20万人となっている。この調査では無償労働を「本人又は自家の収入を目的としない仕事（物の生産及びサービスの提供）」と定義し、アフターコード調査票の分類は 90 区分となり、無償労働も「家事」、「育児」、「買い物・サービスの利用」、「家事関連に伴う移動」、「ボランティア活動関連」と分類され27項目に設定されている。項目一覧とその結果が表2、表3である。

表2「「社会生活基本調査」無償労働項目一覧（2011年調査）」

家事	1）食事の管理	育児	15）乳幼児の介護・看護	買い物・サービスの利用	22）買い物
	2）菓子作り		16）乳幼児の身体の世話と監督		23）公的サービスの利用
	3）園芸		17）乳幼児と遊ぶ		24）商業的サービスの利用
	4）住まいの手入れ・整理		18）子供の付き添い等		25）家事関連に伴う移動
	5）衣類等の手入れ		19）子供（乳幼児以外）の教育	ボランティア活動関連	26）ボランティア活動
	6）衣類等の作製		20）子供の送迎移動		27）ボランティア活動に伴う移動
	7）建築・修繕		21）子供（乳幼児以外）と遊ぶ		
	8）乗り物の手入れ				
	9）世帯管理				
	10）子供（乳幼児以外）の介護・看護				
	11）家族（子供以外）の介護・看護				
	12）子供（乳幼児以外）の身の回りの世話				
	13）家族（子供以外）の身の回りの世話				
	14）その他の家事				

154 経済企画庁国民生活局（当時）は、生活を経済指標からではなく社会指標から捉える目的で、国際比較が可能な大規模生活時間調査を、1972年に愛媛県松山市で初めて実施した。この調査が「社会生活基本調査」へと引き継がれた。

155 アフターコード方式とは，調査票に記入者自身が個々の行動を日誌のように記入し、集計の段階で行動分類に対応させる方式。一方、プリコード方式は、調査票にあらかじめ記載された行動分類を記入者自身が選択する方式（「社会生活基本調査」（2001年度））。

156 Eurostat（EU統計局）では2000年に「ヨーロッパ統一生活時間調査に関するガイドライン」を刊行し、EUメンバー国が調査を行う際の指針とし、これに基づいて調査を実施している。（本多2002）

表 3「「社会生活基本調査」家事関連項目の結果（2011 年調査）」

	項目	妻	夫	項目	妻	夫	（分）
家事関連	1）食事の管理	131	9	22）買い物	37	15	
	2）菓子作り	0	−	23）公的サービスの利用	0	0	
	3）園芸	9	11	24）商業的サービスの利用	1	1	
	4）住まいの手入れ・整理	48	10	25）家事関連に伴う移動	18	9	
	5）衣類等の手入れ	38	2				
	6）衣類等の作製	3	0				
	7）建築・修繕	0	2				
	8）乗り物の手入れ	0	1				
	9）世帯管理	1	1				
	10）子供（乳幼児以外）の介護・看護	0	0				
	11）家族（子供以外）の介護・看護	3	1				
	12）子供（乳幼児以外）の身の回りの世話	2	0				
	13）家族（子供以外）の身の回りの世話	1	0				
	14）その他の家事	11	1				
	注）週全体						
	妻、夫は「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子供の世帯」、「夫婦と両親の世帯」、「夫婦とひとり親の世帯」、						
	「夫婦」、子供と両親の世帯」、「夫婦、子供とひとり親の世帯」						

結果では、家事は妻に偏っており、特に「食事の管理」に長い時間を要している。一方夫が最も長い時間を要している家事は「買い物」である。戦後から 1970 年代にかけて夫の家事とされた大工仕事は、「建築・修繕」2 分と非常に短くなっている。したがって、男性の家事は大工仕事から買い物へと変化したと言える。

「社会生活基本調査」はアフターコード調査票の導入によって、「国民生活時間調査」と比べるとかなり詳細な行動が把握できるようになった。しかし、時間調査は量としての時間は測定できるが、時間内の行動に含まれる詳細な構造を見ることは難しい。例えば、「社会生活基本調査」における「食事の管理」の定義は、①食事の準備に関連した行動、②食物の保存に関連した行動、③食事の後片付けに関連した行動、の 3 つと定義されている。そのため、「食事の管理」の回答が食事の準備を行っているのか、食事の後片付けだけを日常的に行っているか、などは不明瞭である。

3－2－3　「全国家庭動向調査」、「全国家族調査」、「社会階層と社会移動全国調査」

時間調査で把握できない詳細な行動を可視化する方法としては、家事行動を頻度として測定する方法がある。この手法は 1990 年代から大規模調査として実施されることで、数多くの実績を蓄積してきた。

代表的なものとしては、①「全国家庭動向調査」、②「全国家族調査」、③「社会階層と社会移動全国調査（以下、SSM 調査）」がある。表 4 は各調査の直近の家事関連の調査項目である。

表 4「①「全国家庭動向調査」、②「全国家族調査（NFRJ)」、③「SSM 調査」家事項目」

①「全国家庭動向調査」	②「全国家族調査（NFRJ)」	③SSM調査
「ゴミ出し」	「食事の用意」	「食事の支度や後かたづけ」
「日常の買い物」	「食事のあとかたづけ」	「掃除や洗濯」
「部屋の掃除」	「食料品や日用品の買い物」	
「洗濯（物干し・取り入れを含む）」	「洗濯」	
「炊事」	「そうじ（部屋、風呂、トイレなど）」	
「風呂洗い」		
「食後の片付け」		

①「全国家庭動向調査」（国立社会保障・人口問題研究所）は、1993 年より 5 年ごとに実施されており、有配偶女性に夫の家事遂行を尋ねている[157]。第 1 回調査では、家事関連項目は「ゴミ出し」、「日常の買い物」、「部屋の掃除」、「洗濯」、「炊事」の 5 項目であったが、第 2 回調査では「風呂洗い」が追加され、第 3 回以降は「食後の片付け」が追加され全 7 項目となり、調査項目が増えることで、より詳細な家事行動が把握できるようになった。家事行動の頻度は「毎日・毎回する」、「週 3～4 回程度する」、「週 1～2 回程度する」、「月 1～2 回程度する」、「まったくしない」の 5 段階を設定している。

直近の調査は 2013 年に「第 5 回全国家庭動向調査」として実施されており、その対象は 12,289 票（回収率 78.4%）となっている。調査結果が表 5 である。

表 5「夫が各家事を「週 1～2 回以上遂行する割合」(2013 年調査)」

項目	夫の遂行	(%)
「ゴミ出し」	40.6	
「日常の買い物」	36.6	
「部屋の掃除」	19.2	
「洗濯（物干し・取り入れを含む）」	26	
「炊事」	21	
「風呂洗い」	29.1	
「食後の片付け」	33.1	

結果からは、夫が日常的な「炊事」、「洗濯」の遂行割合が低く、「ゴミ出し」や「日常の買い物」、「食後の片付け」という単発的な家事の遂行が高いことがわかる。この傾向は、既に検討したように従来調査と同様である。第 1 回調査（1993 年）結果では、夫が各家事を「週 1～2 回以上遂行する割合」は、「ゴミ出し」(25.9%)、「日常の買い物」(25.2%)、「部屋の掃除」(12.8%)、「洗濯」(14.9%)、「炊事」(19.8%) となっており、すべての項目において、「第 5 回全国家庭動向調査」(2013 年) の方が夫の遂行頻度が高くなっており、特に「ゴミ出し」は大きく増加し、男性の家事になったと言えよう。

157 目的は「家庭の出産・育児環境、老親の扶養環境の現状、ならびに家族関係の実態などを把握するため」(厚生省人口問題研究所編 1996：1)。

頻度調査は、「社会生活基本調査」における「食事の管理」では不明瞭な、「炊事」と「食後の片付け」のジェンダー配分が明らかになる長所がある。

この調査を利用した分析研究も実施されている。白波瀬佐和子は「第 2 回全国家庭動向調査」のデータを使用し共働き夫婦における夫の家事参加の要因を分析した[158]。その結果では夫の家事参加の要因は、親同居の有無、妻労働時間、妻職種、夫労働時間、妻の家計貢献度、居住地域であることが示され、夫の家事参加を増やすためには夫の労働時間短縮や妻の就労レベルの向上が必要であると報告している（白波瀬 2002)。西岡八郎は「第 1 回全国家庭動向調査」のデータを使用し、夫の家事遂行を阻害する要因を分析した。その結果、夫の家事遂行を阻害する大きな要因は、夫の通勤時間、帰宅時間といった「環境制約」、親との同居であることを示し、夫個人の属性でなく社会の制度的な問題であると指摘した（西岡 2004)。

②「全国家族調査（NFRJ)」（日本家族社会学会）は 1998 年度より実施されており、有配偶の女性および男性に、自身と夫（妻）の家事遂行を尋ねている。第 1 回調査では、家事関連項目は「食事の用意」、「洗濯」、「風呂のそうじ」の 3 項目であったが、第 2 回（2003 年度)、第 3 回調査（2008 年度）は、「食事のあとかたづけ」、「食料品や日用品の買い物」、「そうじ（部屋、風呂、トイレなど)」が追加、「風呂そうじ」が削除され、合計 5 項目となった。家事行動の頻度は「ほぼ毎日（週 6～7 日)」、「1 週間に 4～5 回」、「1 週間に 2～3 回」、「週に 1 回くらい」、「ほとんど行わない」の 5 段階である。

直近の調査は 2008 年度に「第 3 回全国家族調査（NFRJ08)」として実施されており、その対象は 9,400 人（1936 年生まれ～1980 年生まれ：回収率 55.35%）となっており、その結果が表 6 である。

表 6「夫が各家事を「週に 1 回くらい」以上遂行する割合（2008 年度調査)」

	女性回答		男性回答		(%)
項目	本人の遂行	配偶者の遂行	本人の遂行	配偶者の遂行	
「食事の用意」	98.6	25.3	36.2	98	
「食事のあとかたづけ」	98.5	30	43.4	97.1	
「食料品や日用品の買い物」	98.6	45.4	63.7	97	
「洗濯」	97.3	16	25.8	97.2	
「そうじ（部屋、風呂、トイレなど）」	98.4	29.7	43.4	96.3	
注)43歳～52歳					

結果からは、「女性回答」、「男性回答」のいずれの結果においても、妻の家事遂行割合は高く、夫がある程度行っている家事でさえも妻の遂行割合は高いことがわかる。したがって、夫の家事遂行が妻の家事軽減に直接繋がっているとは言い難い。「男性回答」は、自身の家事遂行を高く回答する傾向があり、「女性回答」が夫の家事遂行を低く回答する傾向に

158 変数として、妻年齢・妻学歴・夫学歴・妻職種・夫職種・居住地域（都市かどうか)・親同居の有無・末子年齢・妻労働時間・夫労働時間・妻の家計貢献度。

ある。夫は妻が思っている以上に家事を行っていると考え、妻は夫の家事をそれほど評価していない。

この調査データを利用した研究としては、岩井紀子が「第1回全国家族調査（NFRJ)」データを使用し、高齢夫婦における夫の家事参加を規定する要因を分析している。その結果として、夫の家事参加を規定する要因は、男性の回答と女性の回答で異なること、夫は自身の家事遂行を全般的に高く認知していること、夫の家事参加は家事項目により異なることなどを報告している（岩井 2001)。石井クンツ昌子は「第1回全国家族調査（NFRJ)」データを使用し夫の家事参加の規定要因を分析した[159]。その結果では、夫の回答と妻の回答では有意な項目が異なることが示された。夫の回答は自分の母親、妻の母親が遠くに住んでいるほど、性別分業に否定的なほど夫の家事参加は高くなり、妻の回答は自分の母親が遠くに住んでいるほど夫の家事参加は高くなることが示された（石井 2004)。松田茂樹も同様のデータを使用し、夫の家事参加の規定要因を分析した[160]。その結果から末子年齢、母同居、妻労働時間、夫労働時間、妻の収入割合、性別役割分業意識が夫の家事参加の頻度を規定すると分析した（松田 2004)。松田と石井は同じデータを使用し、夫の家事参加の規定要因を分析した。しかし、投入する変数により分析結果が異なることがわかる。

「全国家庭動向調査」、「全国家族調査」を利用した研究は、家族社会学の視点からの分析と言える。従来研究と比較すると、これらの研究は夫婦の職種や年収など社会との関係性を考慮している。しかし、家事労働そのものへの関心というよりは、少子化を反映した夫の家事遂行への関心と言える。

③「SSM 調査」（社会階層と社会移動調査研究会[161]）は、1955 年より 10 年ごとに実施されている社会学研究者による大規模調査である。しかし、女性が調査の対象となったのは 1985 年以降である。さらに、家事関連の項目は 1995 年調査で初めて設定された。社会学は男性志向であるゆえに性差別的（オークレー1974＝1980）であることの表れである。

1995 年調査（B 票）は 20 歳から 69 歳の 4,032 人（回収率 67.06%）を対象とした。家事関連項目は有配偶者を対象に、「食事の支度や後かたづけ」、「掃除や洗濯」の 2 項目を設定し、有配偶男性には自身の頻度を、有配偶女性には夫の頻度を尋ねている。つまり、この調査は夫の家事遂行に注目している。家事行動の頻度は「いつもする」、「ときどきする」、「ほとんどしない」の 3 段階で設定している。「SSM 調査」は他の 2 つの調査に比べ、家事関連項目が少なく、頻度設定も大枠であり、いかに家事労働に関心が薄いかが伺える。また、2005 年度調査では家事関連項目は設定されていない。

---

159 変数として、家族の援助ネットワーク「自分と自分の母親との住居の距離」・「自分と配偶者の母親との住居の距離」・「自分の両親との経済的以外の援助」・「配偶者の両親との経済的以外の援助」・時間的余裕「夫労働時間・妻労働時間（通勤時間含む)」・「子どもの数」、相対的資源「夫婦の学歴差・収入差」、イデオロギー「性別役割分業観（男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである)」。

160 変数として、家事のニーズ「子どもの有無・末子年齢（6 歳未満・6～18 歳・18 歳以上)・母親同居の有無」、時間的余裕「夫労働時間・妻労働時間」、相対的資源「夫婦合計収入の妻の収入割合」、イデオロギー「性別役割分業意識（男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである)」。

161 2015 年度調査の実施者。

表 7 は 1995 年調査の結果である。

表 7「夫が各家事を遂行する割合（1995 年調査）」

項目	頻度	女性回答	男性回答	(%)
「食事の支度や後かたづけ」	いつもする	14.5	6.5	
	ときどきする	27.4	34.2	
	ほとんどしない	58	59.4	
「掃除や洗濯」	いつもする	14.4	6.4	
	ときどきする	22.5	28.9	
	ほとんどしない	63.1	64.8	

結果からは、「女性回答」、「男性回答」ともに、2 項目の「ほとんどしない」の割合はほぼ同じである。しかし、同様に「いつもする」は「女性回答」と「男性回答」では、結果に開きがある。妻は夫の家事を高めに評価し、夫は自身の家事をそれほど評価していなとも考えられる。また、「いつもする」、「ときどきする」という回答枠の設定にも課題が残るであろう。

岩井紀子らは 1995 年度「SSM 調査」データを使用し、夫の家事参加の平均値を比較した。結果として、夫の職種により夫の家事参加の度合いが異なること、高齢期の夫婦の家事分担は夫が退職し家におり妻が就業している場合でしか増加しないことをあげ、夫の家事参加を促進するためには状況整備が必要であると報告している（岩井・稲葉 2000）。

「全国家庭動向調査」、「全国家族調査（NFRJ）」を使用した実証研究は頻度を数値に置き換え、①家事の量、②代替資源（親などの代替者）、③時間的余裕、④夫婦の相対的資源（学歴・収入など社会的・経済的資源）、⑤性別役割意識などを変数とし、家事遂行の統計による要因分析を可能にした[162]。その分析対象は少子化[163]を背景に夫の家事参加の規定要因に集中する傾向があった。しかし、その成果は家庭生活の視点から労働市場の課題を提起したことー例えば、夫（男性）の長時間労働の見直し（松田 2006）などー、家事労働問題が政策課題の俎上に上がるための統計的根拠を示したことがあげられる。

しかし、松田・鈴木が指摘するように家事の規定要因に関する研究は、各研究単独では家事の規定要因の全側面を明らかにすることはできない（松田・鈴木 2002）。また、投入する変数によって分析結果も変わるため、面接調査などによる質的データによる家事内容や家事観などの検討も併用することが必要であろう（石井 2004）。

「全国家庭動向調査」、「全国家族調査」、「SSM 調査）」は、時間調査と比較すると調査項目がより具体的に設定され、改善を重ねている。しかし、その枠組みは従来の家族社会学の視点であり、役割としての家事である。そのため、家事の過程ー例えば、「食事の後片付け」に含まれる食器を流しに運ぶ、食器を洗うーには関心を示さない。また、時間調査の行動分類では区分されている家事ー育児や介護に含まれる家事ーが見落とされる傾向にあ

162 他にも家事遂行要因研究として「消費生活に関するパネル調査」の利用（永井 1999）、「現代核家族調査」の利用（永井 2001）などがある。

163 1989 年の合計特殊出生率が 1.57 となったことを機に、政府は少子化対策（「エンゼルプラン」（1994 年）、「新エンゼルプラン」（1999 年）、「少子化社会対策基本法」（2003 年）など）を策定。

る。

第 2 節では、近年実施されている代表的な大規模調査、およびそれらを利用した研究を検討した。

「社会生活基本調査」は無償労働を把握するために改善が重ねられ、家事時間の行動がより詳細に把握できるようになった。「全国家庭動向調査」、「全国家族調査（NFRJ)」は、家事項目の数を増やすことによって、より具体的な家事を頻度で示すことが可能になった。

しかし、「社会生活基本調査」を補完すべき「全国家庭動向調査」や「全国家族調査(NFRJ)」でさえも、家事の過程に含まれる行動には関心を示していない。つまり、家事を労働と捉える視点は未だ希薄である。

大規模調査を使用した研究は、統計手法の発展を背景に複雑な要因分析が可能となり、その課題を提示することで政策提言へと繋がった。しかしながら、それらの関心は夫の家事参加に傾倒したと言える。

小括

本章では近年実施されたの実証研究および代表的な大規模調査を検討した。

実証研究は、主に夫婦の家事実態や時間調査として取り組まれた。それらの結果は、夫婦間の家事分担の不公平さを指摘し、夫の家事がゴミ出しや食事の後片付けに限定されていることを示した。大規模調査は、国際的なジェンダー主流化を踏まえ、家事の行動分類や項目の改善が重ねられた。しかし、時間調査は量としての時間は測定できるが、行動に含まれる詳細な内容を見ることは難しい。一方で分担・頻度調査は、時間調査に比べより具体的な家事を測定することができる。しかしながら、従来の家族社会学の役割の視点を脱却しておらず、労働の視点が希薄であるために、家事の過程に関心を示していない。

繰り返しになるが、「育児や介護以外の家事」は労働である。したがって、現状調査では対象とされていない側面、①労働としての家事の性格や特徴、②感情労働、③家事の過程に焦点を当てた実証研究が必要と考える。

労働としての家事の主な性格や特徴は、明治以降繰り返し指摘されている精神的負担や偶発性、時間の不規則性である。精神的負担は、時代と共にその内容は移り変わっている。戦前は、家事労働の合理化による新たな設備や道具への対応が妻を精神的に追い込んだ。戦後は、家電製品の普及などによる家事労働の質の向上により、妻自身が家事の基準を高めに設定し精神的に追い込まれていると考えられる。家事の偶発性や時間の不規則性は、世帯員の要求に応じる労働であるため、家電製品の普及や家事の外部化によって完全に解決されるわけではない。これらの性格や特徴は従来調査でも指摘されていたが、量的に測定されることはなかった。

感情労働は、従来専ら有償労働において実証研究が蓄積されてきた。特に、介護や看護領域では感情労働は重要視されている。しかしながら、感情労働は従来家事労働において、

家族の要求に応えるため、あるいは不規則な労働として行われ、現在も無償で行われている。つまり、家事労働において注目すべき感情労働が有償労働で研究されている。したがって、家事労働における感情労働を見える労働にすることは不可欠である。

家事の過程への関心は、各家事が調査項目のひとつという視点からの実証調査であったため、注目さえされなかった。しかし、家事が労働であることを踏まえれば、その過程に焦点を当てるべきである。

そこで、上記の課題の解明に向けて新たな枠組みの調査の実施を試みる。第 4 章では、家事の過程が詳細に把握できる家事項目を設計した調査を実施する。第 5 章では、職務評価ファクターを援用した調査を実施する。それにより、感情労働を含めた家事労働が、労働者にもたらす負担を明らかにすることを目指す。いずれも夫婦を対象とする。

第 4 章　家事労働のなかの「見えない家事」-夫婦の家事遂行調査-

本章では家事の過程、家事に含まれる詳細な行動に焦点を当て、従来調査において未だ可視化されていないと考えられる労働実態を明らかにすることを試みる。第 3 章で検討したように、夫の家事遂行頻度は高くなってきているが、妻の家事遂行頻度が低いわけではない。そこで、本調査では夫が比較的行っている家事に注目することで、夫の家事の過程も明らかにできると考える。

第 1 節では、調査の概要を述べる。第 2 節では、家事項目の詳細分類による夫婦間の家事の実態調査を量的に行うことにより、労働としての家事にどのような作業が含まれているかを検証する。第 3 節では、家事が育児の基盤となっていることを第 2 節同様に量的に検証する。第 4 節では、回答者の自由記述から家事に含まれる負担を整理、検討する。

これらを検証することで、従来調査では把握しにくい家事労働負担を明らかにすることを目指す。

第 1 節　調査概要

本節では、調査の概要と回答者の属性を報告する。

4－1－1　概要

本調査の回答者は大阪府内にある女子大学の卒業生であり、名簿提供には同窓会理事長および役員・事務の方の協力を得て、2007 年 7 月に郵送にて発送し返信封筒にて回収した。705 通発送して回収・有効回答は 284 票であった（回収・有効回答率 40.3%）。回答は卒業生である本人に、本人自身および同居者について調査した。調査目的が夫婦の家事分担であるということを考慮して、30 代後半から 40 代を対象に卒業年を選定している。項目は、①年令、②婚姻状況、③同居者、④子どもの有無、⑤回答者の就業形態、⑥配偶者の就業形態、⑦家事・育児遂行状況、⑧自由記述（「負担と感じている家事」、「家事についての自由記述」）、である[164]。

4－1－2　回答者の基本属性

年齢分布は 35 歳から 44 歳が全体の 99%を占めており、45 歳以上が 1%となっている。婚姻状況は、既婚 83%、未婚 14%、離別・死別 3%である。同居状況は、未婚・ひとり暮らし 36.6%、未婚・家族と同居 63.4%。既婚・配偶者または配偶者・子どもと同居 87%、既婚・配偶者または配偶者・子ども・父母等と同居 13%。子どもの有無は、未婚者で子どもを持つ人はおらず、既婚者 235 人中 194 人に子どもがいる。就業形態[165]は、未婚・正規雇用 78%、未婚・非正規雇用 12.2%、未婚・無職 7.3%、未婚・自営従事者 2.4%。既婚・無職

---

164 調査は「家事時間に関する調査」として実施。調査票、度数分布表は資料に添付。

165 正規雇用（正規の職員・従業員）、非正規雇用（派遣労働者、パートタイム・アルバイト、契約社員、委託販売）、自営従事者（自営業、自営手伝い、内職）、無職（家事・育児に専念、学生、無職、産休・育休中、療養中）。

42.3%、既婚・正規雇用 27.4%、既婚・非正規雇用 19.2%、既婚・自営従事者 11.1%である。1 日の労働時間（通勤時間含む）は、未婚・10 時間以下 21%、未婚・10～12 時間 53%、未婚・12 時間以上 26%。既婚・10 時間以下 70%、既婚・10～12 時間 22%、既婚・12 時間以上 8%である。

第 2 節　夫婦の「家事」の検証

本節では、夫婦の「家事」の検証の対象者の属性および調査項目の設定を述べ、調査結果を報告する。

4－2－1　対象者の基本属性

妻の就業形態は、正規雇用 27.4%、非正規雇用 19.2%、自営従事者 11.1%、無職 42.3%であり、夫の就業形態は、正規雇用 89.5%、非正規雇用 0.4%、自営従事者 9.7%、無職 0.4%である。夫婦の就業形態による組み合わせは、夫正規・妻無職の組み合わせが 40%、夫正規・妻正規 25%、夫正規・妻非正規 20%、夫正規・妻自営 6%、夫自営・妻自営 5%、夫自営・妻正規 2%、夫自営・妻無職 2%となっている。夫の 1 日の労働時間は、10 時間以下 14%、10～12 時間 38%、12 時間以上 48%。また全体の 19.4%が 14 時間以上の労働時間であり、男性の長時間労働が顕著に現れている。家族構成は、核家族が全体の 87%を占めている。子どものいる夫婦は 82.6%で、子どもの人数は 2 人 60%、1 人 27%、3 人 13%。そのうち末子年齢が 12 歳未満の子どもを持つ夫婦は 94%となっている。なお、調査目的が夫婦の家事労働であるため、婚姻状況に関係なく配偶者と同居している 229 組を対象とし、配偶者と同居していないケースは除外している。

4－2－2　調査項目の検討

家事項目設定のために、先行調査結果を整理し、男性が比較的行っている家事を検討する。検討する調査は「社会生活基本調査（2001 年）」（総務省）、「国民生活時間調査（2005 年）」（NHK）、「全国家庭動向調査（2003 年）」（国立社会保障・人口問題研究所）の 3 つの大規模調査である[166]。表 8 は、その結果である[167]。

166 各調査の詳細は第 3 章で検討。

167 調査当時（2007 年）における直近の調査結果。

表 8「大規模調査の検討」

1「社会生活基本調査」注1	2「NHK国民生活時間調査」	3「全国家庭動向調査」
家事関連時間	家事時間注4	夫の家事遂行割合注5
＜女性＞：3時間56分注2 「食事の管理」1時間39分 「住まいの手入れ・整理」41分 「買い物」35分	＜女性＞：4時間27分 「家庭雑事」53分 「買い物」35分 「炊事・掃除・洗濯」2時間24分 「子どもの世話」49分	「ゴミ出し」37% 「日常の買い物」33% 「部屋の掃除」18% 「洗濯」18% 「炊事」16% 「風呂洗い」26% 「食後の片付け」24%
＜男性＞：49分注3 「買い物」16分 「住まいの手入れ・整理」11分 「食事の管理」8分	＜男性＞：46分 「家庭雑事」18分 「買い物」12分 「炊事・掃除・洗濯」11分 「子どもの世話」6分	
注1）4,000世帯対象（アフターコード方式）「調査票B」分類における主行動別総平均時間 注2）時間の長い項目上位3項目 注3）同上 注4）成人の平日の平均時間 注5）夫が各項目を「週1～2回以上」行う割合		

「社会生活基本調査」、「国民生活時間調査」において、夫の時間が長いのは「買い物」である。「社会生活基本調査」では、次いで「住まいの手入れ・整理」、「食事の管理」となっている。「全国家庭動向調査」では「ゴミ出し」、「日常の買い物」、「風呂洗い」、「食後の片付け」が高い割合を示している。そこで、調査項目を「食事の後片付け」、「ゴミ出し」（そうじ含む）、「買い物」の 3 項目に絞った。

次に、各家事に含まれる詳細を明らかにするために、1「食事の後片付け」、2「ゴミ出し」（そうじ含む）、3「日常の買い物」をさらに詳細に分類し、①「食器を流しに運ぶ」、②「食器を洗う」、③「洗った食器を片付ける」、④「自分の部屋以外のそうじ」、⑤「トイレそうじ」、⑥「ゴミ出しのための準備」、⑦「ゴミを所定の場所に持っていく」、⑧「商品を選ぶ」、⑨「買い物に付き添う」[168]、⑩「買ってきた商品を整理する」の 10 分類とした（以下「家事詳細項目」）。家事の頻度は、「毎日・毎回する」、「週 3～4 回くらい」、「週 1～2 回くらい」「月 1～2 回くらい」「まったくしない」の 5 段階で質問した。その一覧が表 9 である。

168 「複数で買い物に行った時に、商品を選ぶことなく付き添っている状態」（質問票に記載）であり、「買い物に付き添う」という主体性のない行動が、どのように遂行されているかを探るためにこの項目を設定した。

表 9「家事詳細項目」

「食事の後片付け」	①「食器を流しに運ぶ」
	②「食器を洗う」
	③「洗った食器を片付ける」
「ゴミ出し」(そうじ含む)	④「自分の部屋以外のそうじ」
	⑤「トイレそうじ」
	⑥「ゴミを所定の場所に持っていく」
	⑦「ゴミ出しのための準備」
「日常の買い物」	⑧「商品を選ぶ」
	⑨「買い物に付き添う」
	⑩「買ってきた商品を整理する」

まず、本調査と「全国家庭動向調査」(以下「動向調査」)の傾向を比較する(図 1)。「動向調査」の妻年齢は、本調査の対象年齢を考慮し 35 歳から 44 歳を抽出している。調査項目は、7 項目①「ゴミ出し」、②「日常の買い物」、③「部屋のそうじ」、④「風呂洗い」、⑤「洗濯」、⑥「炊事」、⑦「食事の後片付け」(以下「家事基本項目」)であり、図 1 は各項目を「週 1～2 回以上」行なう割合である。「動向調査」は夫の遂行状況のみを調査しているが、本調査では夫・妻の遂行状況を調査している。

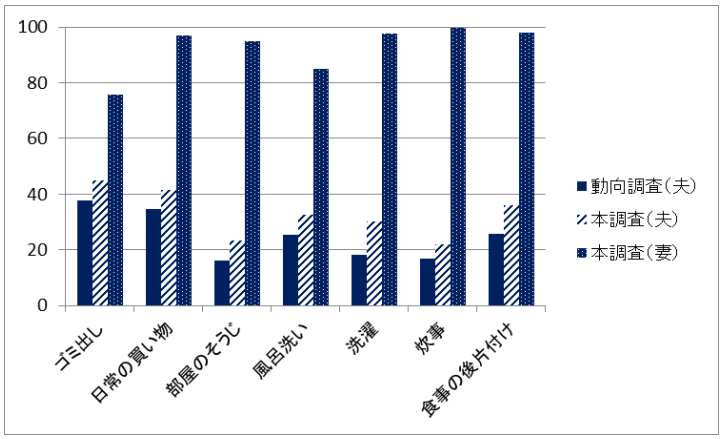

図 1「「動向調査」と本調査の比較:家事(各家事を週 1～2 回以上遂行する割合(%))」

「動向調査」と本調査は、調査対象者の抽出方法、調査票の配布・回収方法等が異なっているため、完全に比較することは不可能ではあるが、夫の家事遂行状況の傾向において大きな違いがあるとはいえない。

妻はすべての項目において高い遂行状況であり、先行調査同様に妻の家事負担の高いことが再確認できた。

4－2－3　調査結果と分析

1）まず、本調査の特徴であるより詳細な分類による結果を報告する。

各項目について見てみよう。図 2－5 は各項目を「週 1～2 回以上」行う割合であり、各グラフの一番左（基本）が「動向調査」に準じた項目である。

＜食事の後片づけ＞

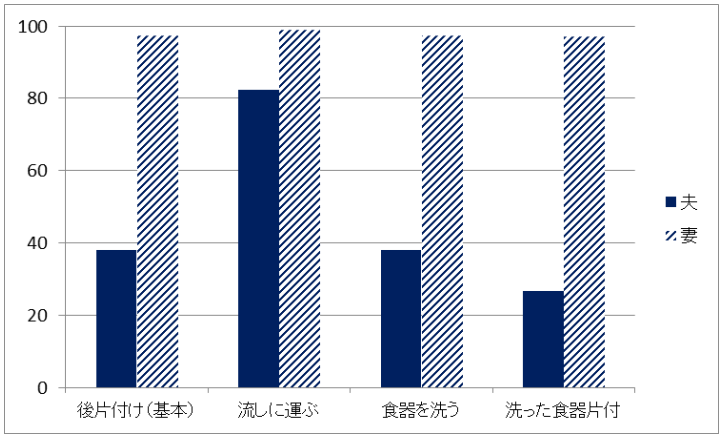

N=192

図 2「食事の後片づけ（週 1～2 回以上遂行する割合（%））」

図 2 が示すように、妻は「家事詳細項目」の各項目における遂行割合が非常に高い。妻は「食器を流しに運ぶ」99.0%、「食器を洗う」97.4%、「食器を片付ける」97.0%であり、「食事の後片づけ」（基本）のあらゆる過程を高い割合で行っている。一方夫は、「食器を流しに運ぶ」82.3%、「食器を洗う」38.0%、「食器を片付ける」26.6%となっている。食事の後片づけとは、食器を流しに運び、皿洗いをし、それを片付けるという一連の作業であるが、夫は食事の後片づけの一部－「食器を流しに運ぶ」－を担当しているにすぎない。しかし、「動向調査」の結果では、夫が「食事の後片付け」のあらゆる作業を遂行しているかのように見える。

＜ゴミ出し＞

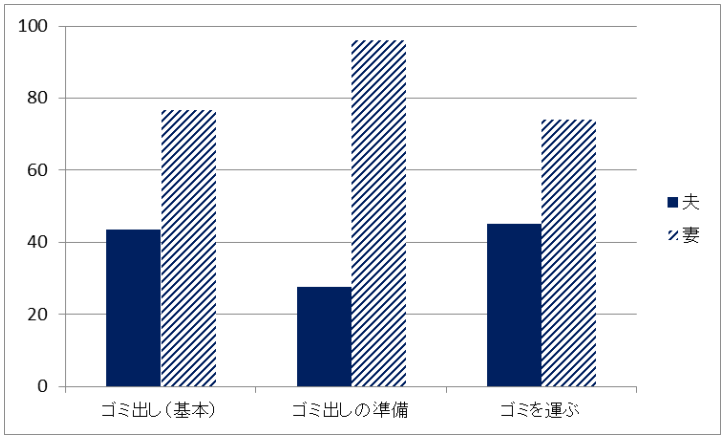

N=193

図 3「ゴミ出し（週 1～2 回以上遂行する割合（%））」

妻の遂行割合は「ゴミ出しの準備」95.9%、「ゴミを所定の場所に運ぶ」74.1%であり、どちらの項目も高い割合で遂行している（図 3）。一方夫は、「ゴミを所定の場所に運ぶ」45.1%、「ゴミ出しの準備」27.5%となっている。この結果からは妻がゴミ出しの準備を行い夫がゴミを運ぶ、という傾向が伺える。しかし、妻が「ゴミを所定の場所に運ぶ」ことに関わっていないというわけではない。妻が主に担っているゴミ出しの準備は、各部屋のゴミや台所の三角コーナー、庭の落ち葉などを集約するという作業であり、ゴミ袋を所定の場所に運ぶためには必要不可欠な労働である。それにもかかわらず、「ゴミ出し」（基本）の結果は夫の遂行割合が高くなっているため、夫はゴミ出しをよくやっている、という評価に繋がる。妻が主に担っている「ゴミ出しの準備」は、測定も評価もされていない。

＜そうじ＞

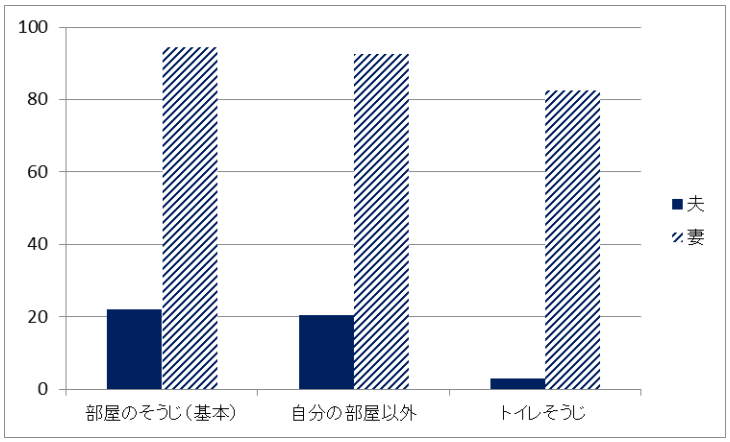

N=199

図 4「そうじ（週 1～2 回以上遂行する割合（%））」

妻は「自分の部屋以外」92.5%、「トイレそうじ」82.4%であり、どちらも高い割合で遂行している。一方夫は「自分の部屋以外」20.6%、「トイレそうじ」3.0%であり、特に「トイ

レそうじ」の割合は非常に低い（図 4)。前述したように、夫は汚れを伴う家事に手を出さないと指摘されている。夫は、「トイレそうじ」を家事のなかで最も汚れを伴う家事と認識していると言える。

＜日常の買い物＞

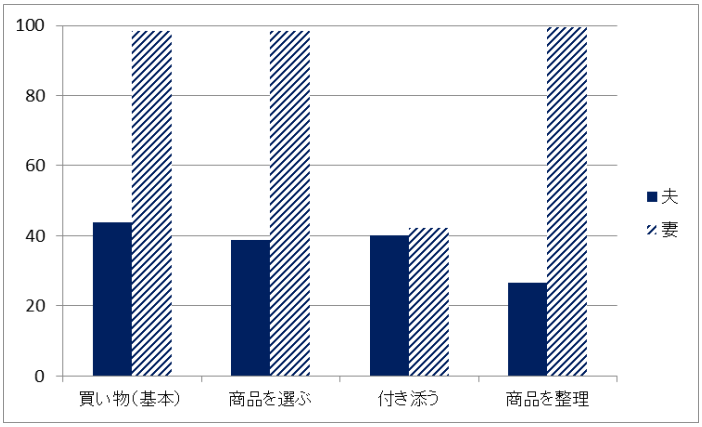

N=185

図 5「日常の買い物（週 1～2 回以上遂行する割合（%))」

妻は、「商品を選ぶ」98.4%、「買い物に付き添う」42.2%、「商品を整理する」99.5%となっている（図 5)。日常の買い物は、冷蔵庫や家にあるものを考えながら商品を選び、買った商品を仕分けする、という一連の作業である。妻はこの一連の作業を高い割合で担っている。一方夫は、「商品を選ぶ」38.9%、「買い物に付き添う」40.0%、「商品を整理する」26.5%となっており、日常の買い物そのものの関与が低く、「商品を整理する」ことは「商品を選ぶ」ことよりも割合が低い。つまり、買い物に行って商品は選ぶが、買ってきた商品の整理は妻に任せるということであろう。

「買い物に付き添う」割合は妻とほぼ同じ割合である。夫は「買い物に付き添う」という主体的ではない行動の割合は高いことが伺える。

2）次に、属性による結果を報告する。

①妻の就業形態、②子どもの有無、③末子年令、②妻の労働時間[169]、③夫の労働時間による家事詳細項目の遂行割合をみる。夫の約 90%が正規雇用者のため、夫が正規雇用者を対象とする。表 10－11 は各項目を「週 1～2 回以上」行う割合である。

169 1 日の労働時間を累積パーセントにより 3 等分した。夫の労働時間も同様。

表 10「妻の家事遂行（週 1～2 回以上遂行する割合）」

		妻就業形態			子ども有		末子年齢			妻労働時間			夫労働時間			(%)
家事項目		妻・正規	妻・非正規	妻・無職	子ども有	子ども無	3歳未満	6歳未満	12歳未満	400分以下	400分超－580分超		660分以下	660分超－800分超		
食事の後片付け	流しに運ぶ	100.0	97.3	98.7	100.0	94.1	100.0	100.0	100.0	96.4	100.0	100.0	100.0	100.0	96.0	
	食器を洗う	93.3	97.3	98.7	98.5	91.2	96.9	100.0	98.6	96.4	97.1	93.1	100.0	98.4	94.4	
	洗った食器片付	95.6	91.9	98.7	97.8	91.2	96.9	100.0	98.6	96.4	91.2	97.0	95.9	100.0	94.0	
そうじ	自分の部屋以外	81.2	97.3	97.5	95.1	82.9	91.2	93.3	97.2	100.0	80.0	86.7	84.0	95.4	98.2	
	トイレそうじ	58.3	89.2	90	83.2	74.3	85.3	73.3	84.7	96.7	60.0	66.7	68.6	81.5	93.0	
ゴミ出し	ゴミ出しの準備	93.5	92.1	97.4	96.4	91.4	90.9	93.1	100.0	93.5	87.9	100.0	90.0	100.0	96.0	
	ゴミを運ぶ	50.0	71.1	83.3	73.4	68.6	57.6	69.0	80.0	77.4	53.1	58.6	56.0	77.8	80.4	
日常の買い物	商品を選ぶ	97.8	97.1	100	99.2	97.1	100.0	100.0	98.5	100.0	93.7	100.0	96.0	100.0	100.0	
	付き添う	31.1	47.1	44	42.1	47.1	33.3	44.4	44.8	51.9	40.6	33.3	43.7	42.4	41.8	
	商品を整理	100.0	100	100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

表 11「夫の家事遂行（週 1～2 回以上遂行する割合）」

家事項目		妻就業形態			子ども有		末子年齢			妻労働時間			夫労働時間			(%)
		妻・正規	妻・非正規	妻・無職	子ども有	子ども無	3歳未満	6歳未満	12歳未満	400分以下	400分超－580分超		660分以下	660分超－800分超		
食事の後片付け	流しに運ぶ	86.7	83.8	79.2	81.0	85.3	81.2	86.2	81.2	82.1	79.4	93.1	85.7	85.7	72.2	
	食器を洗う	57.8	35.1	29.9	33.6	55.9	43.9	55.2	21.7	14.3	47.1	72.4	40.8	39.7	35.2	
	洗った食器片付	44.4	27	18.2	27.0	29.4	34.4	34.5	21.7	7.1	41.0	55.2	36.7	25.0	22.2	
そうじ	自分の部屋以外	39.6	24.3	7.5	18.2	34.3	20.6	16.7	16.7	10.0	45.7	40.0	29.0	21.5	14.0	
	トイレそうじ	0.0	2.7	3.8	4.2	0.0	8.8	3.3	1.4	3.3	2.9	3.0	5.9	3.1	2.0	
ゴミ出し	ゴミ出しの準備	52.2	26.3	14.1	23.7	45.7	30.3	24.1	21.4	19.4	46.0	55.2	36.0	29.0	19.6	
	ゴミを運ぶ	69.6	52.6	30.8	43.2	57.1	63.6	41.4	32.9	32.3	72.7	72.4	58.0	41.3	39.3	
日常の買い物	商品を選ぶ	53.3	26.5	36	34.6	52.9	39.4	40.7	29.9	22.2	40.6	60.0	43.7	39.0	34.5	
	付き添う	40.0	32.4	48	42.9	32.4	51.5	48.1	37.3	33.3	43.7	26.7	35.4	42.4	41.8	
	商品を整理	35.6	35.5	18.7	24.1	38.2	27.3	25.9	22.4	22.2	43.7	36.7	31.2	32.2	18.2	

＜食事の後片づけ＞

妻は属性にかかわらず、すべての項目を日常的に行っている。一方夫は属性にかかわらず、「食器を流しに運ぶ」ことを、「食器を洗う」、「食器を片付ける」よりも高い割合で行っている。夫は妻正規の方が妻無職よりも、末子年齢が 3 歳未満の方が末子年齢 12 歳未満よりも、妻の労働時間が長い方が短いよりも、それぞれ「食器を洗う」割合が高い傾向にある。しかし、妻は夫以上にそれらの家事を遂行している。

＜ゴミ出し＞

妻は属性にかかわらず「ゴミ出しの準備」を高い割合で行っているが、それに比べると「ゴミを所定の場所に運ぶ」の割合は低い。夫は属性にかかわらず「ゴミ出しの準備」よりも「ゴミを所定の場所に運ぶ」の割合が高い。しかし、妻の労働時間が長い方が短いよりも、末子年齢が 3 歳未満の方が 12 歳未満よりも、より「ゴミ出しの準備」を遂行している。

＜そうじ＞

妻は自身の就業形態が無職の方が正規よりも、子ども有の方が子どもなしよりも、「自分の部屋以外」、「トイレそうじ」を高い割合で行っている。これは、妻が繰り延べ可能家事を調整している、という永井の分析を支持するものである[170]。一方夫は、妻の労働時間が長い方が短いよりも、高い割合で「自分の部屋以外のそうじ」を行っている。しかし、「トイレそうじ」の遂行割合は属性にかかわらず非常に低い。

＜日常の買い物＞

妻は属性にかかわらず、「商品を選ぶ」、「商品を整理する」を高い割合で行い、主体性のない「買い物に付き添う」の割合は低い傾向にある。一方夫は「商品を整理する」割合は他の 2 項目に比べて低いが、「買い物に付き添う」割合はほぼ妻と同じくらいであり、特に末子年齢が 3 歳未満の場合は、約半数の夫が週 1 回は買い物に付き添っている。

第 2 節では、家事の過程を探るために、従来の家事項目を詳細に設定し調査を実施した。以上の調査結果から次のことがいえる。

第 1 に、妻は属性にかかわりなく、「買い物に付き添う」という主体性のない家事以外の遂行割合が非常に高い。「食器を流しに運ぶ」、「食器を洗う」、「洗った食器を片付ける」、「ゴミ出しのための準備」、「商品を選ぶ」、「買ってきた商品を整理する」の 6 項目を「週 1～2 回」以上行っている割合は 90%以上である。

第 2 に、妻は日常生活に不可欠な各家事の少なくとも一部分にほとんど関わっている。夫が比較的行っているとされている家事項目でさえ、夫が行っているのは比較的見えやす

170 第 3 章参照。

い、評価されやすい部分である。逆に、妻の担っている部分は、夫が行う前後の作業であり、妻の下支えがあってこそ夫の家事は成立している。これは、「目に見える成果ではない部分の仕事が多い」、「家族の後始末の仕事に多くの時間が費やされている」、といった回答者の自由記述からも推測できる。夫の家事遂行割合が高くなっても妻の家事遂行割合が減少しない要因のひとつと考えられる。

第3に、「トイレそうじ」は妻が専ら担当している。天野は、日本はトイレ（厠）が産育習俗と結びつく伝承が各地で残っており、それが女性のトイレ掃除を正当化する象徴的な役割を果たしたと言う（天野 1992)。社会的に見ると、学校教育ではトイレ掃除は教育の一環として捉えられる傾向があり[171]、企業では社員教育、あるいは企業理念のひとつとして掲げられている[172]。そこには産育習俗は存在しないが、トイレ掃除が労働であるという視点もない。家事のなかでもトイレ掃除は、より奉仕的な側面をもつのかもしれない。つまり、家事のなかでも奉仕的で汚れを伴う家事は、専ら妻に配分されていることになる。妻は、見えにくい家事のなかでも、より労働と認識され難い家事を引き受けている。

第 4 に、妻は繰り延べ可能な家事ートイレ掃除や自分の部屋以外のそうじーを妻自身で調整する傾向にあり、これは従来調査の結果と同様であった。

第3節　夫婦の「育児」の検証

本節では、家事が育児の基盤であることを検証する。対象は第2節の分析対象者のうち3歳未満の子どもをもつ妻とその夫50組である。

4－3－1　調査項目の検討

調査項目は第2節同様に「全国家庭動向調査」（以下「動向調査」）に準拠し、1「遊び相手をする」、2「風呂に入れる」、3「食事をさせる」、4「おむつを替える」、5「泣いた子をあやす」、6「寝かしつける」とした（以下「育児基本項目」)。これら 6 項目をさらに詳細に分類し、①「一緒に遊ぶ」、②「遊んだおもちゃを片付ける」、③「お風呂から上がった子どもの世話」、④「子どもの食事の準備」、⑤「子どもに食事を食べさせた後の片付け」、⑥「替えたおむつの処理をする」、⑦「夜中に泣いた子をあやす（授乳以外)」、⑧「夜中以外に泣いた子をあやす」、⑨「夜、子どもを寝かしつけた後にもう一度起きて家事などをする」、⑩「夜、子どもを寝かしつけながら一緒に眠る」の 10 分類とした（以下「育児詳細項目」)。

まず、本調査と「動向調査」の傾向を比較する（図6)。

---

171 例えば、江嵜和子、辻井勝（2007)「トイレ掃除を通して地域で育てる子どもの心とからだ--「京都市掃除に学ぶ便きょう会」の活動（特集 子どもの発達と環境とのかかわり）--（<排泄>の環境)」発達 28(111)、38-45、ミネルヴァ書房。

172 例えば、分林保弘（2008)「分林保弘の M&A 体験記(新連載・第1回)どんな組織でもトップ一人の力で変わります。再生社長がトイレ掃除から仕事を始め、全員の気持ちを一つにまとめた好例があります」財界 56(13)、74-77、財界研究所。

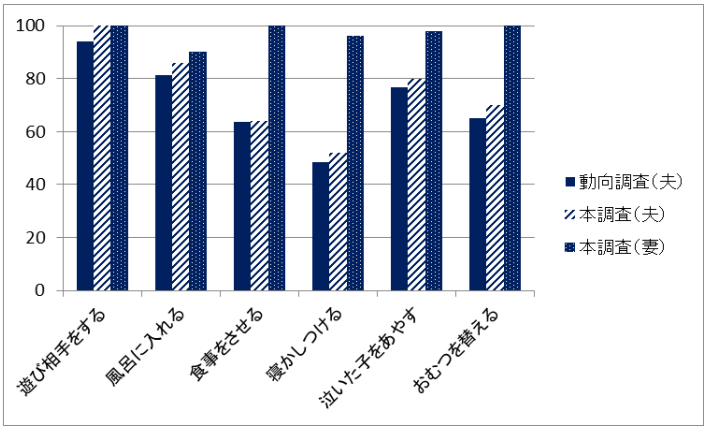

図 6「「動向調査」と本調査の比較：育児（週 1～2 回以上遂行する割合（%））」

妻はすべての項目において高い割合で遂行している。また、第 2 節の図 1「「動向調査」と本調査の比較：家事」と比較すると、夫は家事よりも高い割合で育児を行っていることがわかる。これは従来調査と同じ結果である。

4－3－2　調査結果と分析

図 7－9 は各項目を「週 1～2 回以上」行う割合であり、各グラフの一番左（基本）が「動向調査」に準じた項目である。

＜遊び相手をする＞

妻は「一緒に遊ぶ」、「遊んだおもちゃを片付ける」をほぼ毎日行っている。一方夫は、「一緒に遊ぶ」98.0%と高いが、「遊んだおもちゃを片付ける」は 74.0%と少し低い割合になっている（図 7）。

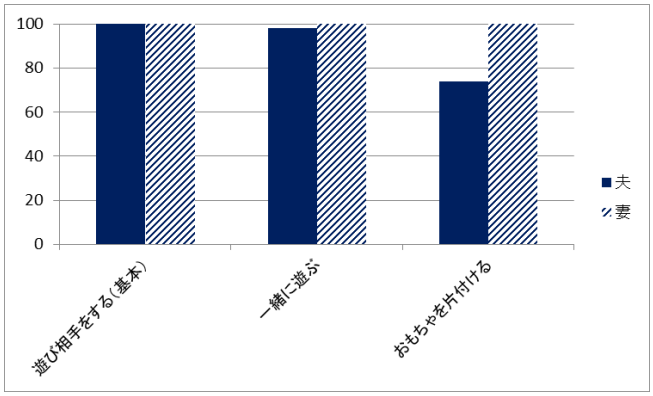

N=50

図 7「遊び相手をする（週 1～2 回以上遂行する割合（%））」

＜風呂に入れる＞

妻は「お風呂から上がった子どもの世話」をほぼ毎回行っている。妻は子どもと一緒に風呂に入り、その後の子どもの世話ー体を拭き、服を着せるーという一連の作業を行っている（図 8)。一方夫は、先行研究の結果同様に「風呂に入れる」割合に比べ、「お風呂から上がった子どもの世話」は低い傾向にある。「風呂に入れる」ことは、夫ひとりで完結する行動ではなく妻のサポートを必要としていることが伺える。

＜食事をさせる＞

妻は「子どもの食事の準備」、「子どもに食事を食べさせた後の片付け」をほぼ毎日行っている(図 8)。一方夫は、子どもに食事をさせる割合は高いが、「子どもの食事の準備」22.0%、「子どもに食事を食べさせた後の片付け」28.0%と非常に低い。つまり、子どもの食事に関わる準備と後始末は妻に配分されており、これは家事である。

＜おむつを替える＞

妻は「おむつを替える」、「替えたおむつの処理」を高い割合で行っている。一方夫は、「おむつを替える」70.0%、「替えたおむつの処理」62.0%となっている（図 8)。夫は子どもに直接かかわる作業は行うが、その後の作業は低くなる傾向にある。

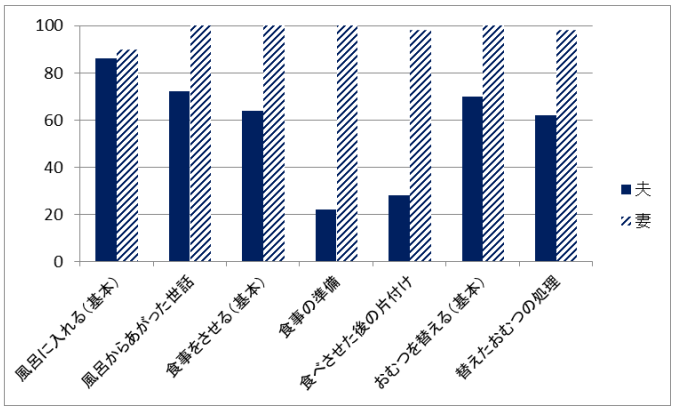

N=50

図 8「子どもの世話①（週 1～2 回以上遂行する割合（%))」

＜泣いた子をあやす＞

「夜中以外泣いた子をあやす」は妻 93.9%、夫 68.0%であるが、「夜中泣いた子をあやす」は、夫と妻の差が大きく、妻 79.6%、夫 18.0%である。妻が泣いた子どもをあやすために、自身の睡眠時間を削っていることがわかる（図 9)。「泣いた子をあやす」（基本）の妻の割合が 98.0%、夫 80.0%であることを踏まえれば、「動向調査」では、妻が夜中に泣いた子どもをあやしている実態が見えてこない。

＜寝かしつける＞

「夜、子どもを寝かしつけた後にもう一度起きて家事などをする」は、妻 78.0%、夫 28.0%である（図 9）。また、「夜、子どもを寝かしつけながら一緒に眠る」は妻 70.0%、夫 34.0%となっている。夫は、その場を受け持てば終わる家事を担っているため、家事のためにもう一度起きることはなく、子どもと一緒に眠ることが可能になると考えられる。

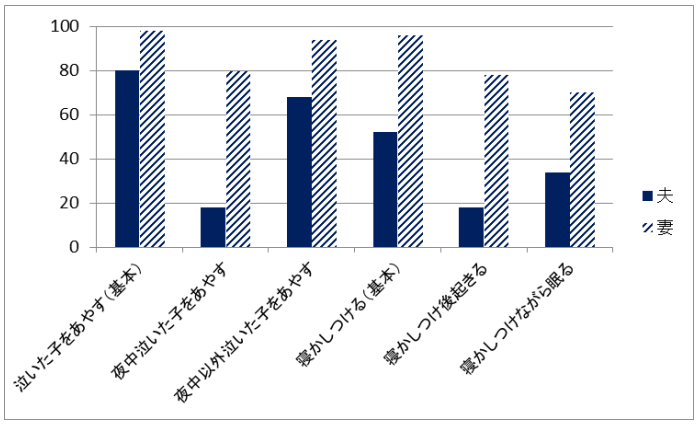

N=50

図 9「子どもの世話②（週 1～2 回以上遂行する割合（%））」

第 3 節では、育児が家事の基盤であることを検証した。調査結果をまとめると次のことが見えてくる。

第 1 に、妻は子どもの生存に関わる部分を担っている。妻は、「子どもの食事の準備」、「子どもに食事を食べさせた後の片付け」、「替えたおむつの処理をする」の 3 項目、を「週 1～2 回以上」行う割合がほぼ 100%となっている。妻は育児のなかでも日常的に子どもの生存にかかわる部分、つまり家事を担っていることがわかる。

第 2 に、育児とみなされている前後の部分－食事の準備や食べさせた後の片付け－は主に家事であり、それは妻が担っている。

第 3 に、育児には家事が不可欠であり、育児と家事を厳密に区分すること－例えば、「社会生活基本調査」では、おもちゃを片付けることは、「住まいの手入れ・整理」に分類されている－は難しい。しかし、家事が育児の基盤となっていること、それを妻が担っていることは見落とされがちである。

第 4 に、乳幼児をもつ妻は自身の睡眠時間が細切れになる可能性がある。妻は夜中に泣いた子どもをあやしており、これは妻の睡眠時間が分断されていることを意味する。このような実態は、時間調査に反映されているとは考えにくい。

調査結果からは以上のことが明らかにできたが、家事の担い手がどのような負担を感じているかは解明することができなかった。そこで、第 4 節では回答者の自由記述から家事の負担感を検討する。

第 4 節　家事分担調査の質的分析－妻の家事負担感の検討－

本調査では、回答者に「あなたが負担と感じる家事はなんですか」（以下「妻が負担と感じる家事」）と尋ねた。記述は任意としたが、有効回答のうち記述がなかったのは１名のみであり、大多数が家事に対して何らかの負担を感じていることが伺える。

本節では、妻が家事のどのような部分に負担を感じているかを回答者の自由記述から検討する。

4－4－1　対象者の属性

分析対象は、家事の負担が大きい有配偶女性のなかで、より負担が大きいとされている子どもをもつ有配偶女性とする[173]。なお、子どもをもつ回答者の末子年齢は 12 歳未満 94.7%であり、夫正規雇用者 89.3%であることを踏まえ、末子 12 歳未満であり夫が正規雇用者である妻 156 人を分析の対象とする。

妻の就業形態は、正規雇用 23.7%、自営従事者（家族従事含む）7.7%、非正規雇用 17.9%、無職 50.6%。妻の労働時間（通勤時間含む）は、600 分以下 81.3%、601 分～720 分 14.7%、721 分以上 4%であり、夫の労働時間（通勤時間含む）は、600 分以下 11%、601 分～720 分 40.3%、721 分以上 48.7%。末子年齢は 3 歳未満 26.3%、6 歳未満 22.4%、12 歳未満 51.3%だった。

4－4－2　自由記述の検討

まず、自由記述の分類方法を述べる。回答者の記述を項目ごとに分類し、同義とみなすことができる項目は次の 3 項目に分類した。①「食事の準備」（食事の用意、炊事、料理、食事の支度など）、②「そうじ」（そうじ、トイレそうじ、整理、整頓、片づけなど）、③「食事の後片付け」（皿洗い、食事の片付け、食器洗いなど）。それ以外は「庭掃除」、「風呂洗い」、「洗濯」、「アイロン」、「お弁当作り」、「献立」などが比較的多く記述されていた。他には布団干し、鉢植え、お金の管理、年末の大掃除、子どもの学校の準備、子どもの送迎、子どもと遊ぶこと、介護、家事すべて、などがあった。

上記の方法により分類した結果が図 10 である。回答者が該当項目を記述している割合を示している。

---

173 「平成 23 年度社会生活基本調査」によると、夫婦のみ世帯の妻の家事時間 182 分、子どもをもつ世帯の妻の家事時間 210 分（共働き、平日）。

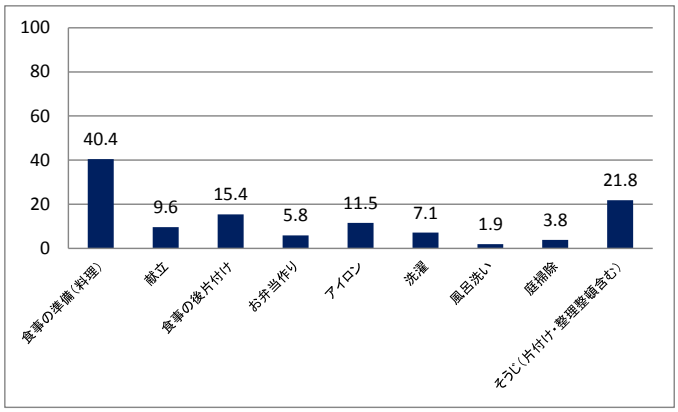

複数回答

図 10「妻が負担と感じる家事」

記述の多い項目は、「食事の準備」40.4%、「そうじ」21.8%、「食事の後片付け」15.4%であった。

「食事の準備」は、従来調査や第 2 節の結果においても、時間調査や家事分担・頻度調査においても妻に偏っていることが報告されている。食に関わることはおふくろの味、かあさんの味など、資本がもたらす生活破壊に抵抗する側面－外食産業の増加による健康面や日本の文化の継承－がある一方で、女性が家制度のなかで従属的地位に甘んじながら引き受けてきた歴史がある(伊藤 1981b)。この両面のどちらを重視しようとも、「食事の準備」を担うことは、妻に負担を生じさせる労働であることがわかる。

「そうじ」の記述には整理、整頓、片付けの記述があった。回答者は、汚れを取り除く－ゴミが落ちているので掃除機をかける－だけでなく、快適で清潔な空間を求めていると考えられる。また、「そうじなどすればきりがなく」、「細かいところまで行き届かない」、「片付いていないと嫌なのでそうじがとても気になる」、「すぐに汚れきりがない」といった記述からは、回答者には自身の「そうじ」の基準があることが伺える。

「食事の後片付け」の記述も多かった。この項目は従来調査において夫が比較的行っている家事である。しかし、第 3 節で検証したように夫が遂行しているのは食器を流しに運ぶことであり、食器を洗ったり片付けたりの遂行割合は低い。したがって、妻が夫の「食事の後片付け」の下支えをすることにより負担を感じていると考えられる。

「庭掃除」が少数ながらも「妻が負担と感じる家事」として記述されている。これは、「庭掃除」が妻の仕事となっていると推測される。前述したように、夫が主体的に行う家事の代表的なものは修理や大工仕事であった。しかし、「庭掃除」が妻の仕事であるということは、「庭掃除」が力や複雑な工具を必要としない家事になったということである。家電製品の普及や住居設備の進歩は、妻にあらゆる家事をひとりで完結できるようにした。一方で、それは妻をより家事労働に縛り付ける役目を果たしてしたとも言える。

「アイロン」も「妻が負担と感じる家事」である。この結果は、市場の外部化－クリー

ニングーには完全に移行していないことが考えられる。洗濯の外部化は、世帯の経済状況により家庭に残るものもあればクリーニングとして外部化されるものもある。それは、妻の洗濯の負担を左右すると言えるであろう。

4－4－3　夫の家事遂行と「妻が負担と感じる家事」の結果と分析

次に、夫の家事遂行と「妻が負担と感じる家事」の関係を検討する。

分析対象は、「妻が負担と感じる家事」で記述の多かった①「そうじ」、②「食事の後片付け」と、それに対応する「家事詳細項目」[174]として、①「自分の部屋以外のそうじ」、②「トイレそうじ」、③「ゴミ出しのための準備」、④「ゴミを所定の場所に持っていく」、⑤「食器を流しに運ぶ」、⑥「食器を洗う」、⑦「洗った食器を片付ける」とする。表 12 は、夫の家事遂行の頻度と妻が「そうじ」を負担と感じる割合である。

＜そうじ＞

表 12「夫の家事遂行頻度と妻が「そうじ」を負担と感じる割合」

家事項目	夫の家事頻度	妻が負担と感じる割合 (%)
「自分の部屋以外」	ほとんどしない	23.2
	週1～2回	16.0
	週3回以上	0.0
「トイレそうじ」	ほとんどしない	22.8
	週1～2回	0.0
	週3回以上	0.0
「ゴミ出しのための準備」	ほとんどしない	22.7
	週1～2回	20.8
	週3回以上	17.6
「ゴミを所定の場所に持っていく」	ほとんどしない	22.1
	週1～2回	24.2
	週3回以上	18.2

注)「ほとんどしない」は「まったくしない」と「月1～2回くらいする」の合計、「週3回以上」は「週3～4回くらいする」と「毎日・毎回する」の合計。

「自分の部屋以外のそうじ」、「トイレそうじ」の 2 項目は、夫が「週 3 回以上」遂行することにより、妻が「そうじ」を負担と感じる割合が減少する傾向にある。前述したように、この 2 項目は妻が高い割合で遂行し夫の遂行が低い項目である。夫が「自分の部屋以外のそうじ」、「トイレそうじ」を高い割合で行うことは、妻の「そうじ」の負担を減少させる可能性がある。

「ゴミ出しのための準備」、「ゴミを所定の場所に持っていく」の 2 項目は、夫の遂行頻度の違いは、妻の「そうじ」を負担と感じる割合に大きく影響しているとは言い難い。妻が負担と感じている「そうじ」は、「ゴミ出しのための準備」、「ゴミを所定の場所に持っていく」というよりは、片付けや整理整頓という清潔さや快適さであると考えられる。

＜食事の後片付け＞

174 第 4 章第 2 節。

表 13「夫の家事遂行頻度と妻が「食事の後片付け」を負担と感じる割合」

家事項目	夫の家事頻度	妻が負担と感じる割合	(%)
	ほとんどしない	19.2	
「食器を流しに運ぶ」	週1～2回	11.4	
	週3回以上	15.6	
	ほとんどしない	17.0	
「食器を洗う」	週1～2回	16.7	
	週3回以上	8.8	
	ほとんどしない	15.9	
「洗った食器を片付ける」	週1～2回	15.8	
	週3回以上	11.5	

注)「ほとんどしない」は「まったくしない」と「月1～2回くらいする」の合計、「週3回以上」は「週3～4回くらいする」と「毎日・毎回する」の合計。

表 13 は、夫の家事遂行の頻度と妻が「食事の後片付け」を負担と感じる割合である

「食器を流しに運ぶ」、「洗った食器を片付ける」の夫の遂行頻度の違いは、妻の「食事の後片付け」を負担と感じる割合に大きく影響しているとは言い難い。一方夫の「食器を洗う」遂行頻度の違いは、妻の「食事の後片付け」を負担と感じる割合を減少させる傾向にある。前述したように、夫は「食器を流しに運ぶ」ことは高い割合で遂行しているが、「食器を洗う」ことの遂行割合は低く、妻が専ら行っている。したがって、妻は食事の片付けのなかでも「食器を洗う」ことが負担になっており、それを夫が遂行することは妻の負担の軽減につながることを示唆している。

第 4 節では、妻が負担に感じている家事を回答者の自由記述から検討した。その結果、次の知見が得られた。

第 1 に、夫が比較的行っている食事の後片付けでさえも、妻は負担を感じている。食事の後片付けにおける「食器を流しに運ぶ」、「洗った食器を片付ける」は、夫が「週 3 回以上」遂行しても、「ほとんどしない」場合でも妻の負担は大きく変わらない。ゴミ出しにおける「ゴミ出しのための準備」、「ゴミを所定の場所に持っていく」も同様である。夫がゴミ出しの一部だけを担うことは、妻の負担感を大きく減少させるとは言い難い。

第 2 に、妻が負担が大きいと感じている家事は、夫の遂行頻度が高まることで、妻の負担の軽減につながる可能性がある。夫が「食器を洗う」、「自分の部屋以外のそうじ」、「トイレそうじ」を遂行する割合が高くなれば、妻の負担－「そうじ」、「食事の後片付け」－の割合は減少する傾向にある。

小括

本章では、家事項目を詳細に設定し、家事の過程に含まれる労働に焦点を当てることで、家事労働の一層の可視化を目指した。

その結果次の知見が得られた。1）ひとつの家事には多様な労働が含まれ、それらは一連の作業である。妻は一連の作業を日常的に遂行しているが、夫は部分的に参加するに留まっている。つまり、従来の調査結果以上に妻は家事を行っており、夫は結果ほど家事を行っておらず、妻の「下支え」を必要としている。2）妻の「下支え」は、ゴミ出しの準備や

食器洗い、トイレ掃除といった汚れを伴う労働である。3）従来調査は家事が妻に配分されていることは示した。しかしながら、夫が高い割合で遂行する家事でさえも、妻の遂行割合が高いことには興味を示さなかった。それは、家事労働における「見えない労働」を軽視することとなった。4）育児において、「食事の準備」や「風呂からあがった世話」など、子どもの生命維持にかかわる部分は圧倒的に妻が担っている。つまり家事は育児の基盤であり、再生産労働の基本と言える。5）「日常の買い物」における夫の遂行割合が高い項目は「買い物に付き添う」という主体性のない項目である。「社会生活基本調査」[175]における「買い物」の定義は、①住居、車、家具、家電製品等の資本財や食物、雑誌等の消費財の購入やレンタルのための外出、②店、フリーマーケットなどを見て歩き、品定めをする、③電話・インターネット及び注文書による商品の注文の及び予約、となっている。つまり、商品を買うか否かは問題ではないが、あくまでも主体的な行動としている。ならば、「買い物に付き添う」とは「家事関連の移動」だろうか。それとも、子どもの買い物に付き添うならば育児に分類されるのだろうか。このような主体的ではない行動が夫の「家族サービス」と呼ばれる要因と言えるであろう。夫が比較的行っている「買い物」の実態は主体的とは言い難く、分担・頻度調査においても時間調査においても明らかにすることは難しい。「買い物」の分類や定義は今後の課題である。6）妻は食事の準備、そうじを負担と感じる傾向が大きい。7）妻が高い割合で担っている食器洗いやトイレそうじは、夫の遂行頻度が増加することで、妻の負担が減少する傾向にある。

175 2011 年調査。

第5章　「見えない家事」の可視化に向けて-職務評価ファクターを援用した家事労働測定の試み-

近年の家事労働をめぐる実証研究は、家事のジェンダー配分の不公平さの指摘や、労働視点を踏まえた研究などが活発に実施されている。しかし、前述したように家事の性格や特徴、感情的負担など、家事の見えない部分は労働として量的に測定されていない。

本章では、感情的負担を含む家事労働がもたらす家事の総合的な負担の可視化を試みる。第1節では、職務評価ファクターを家事労働の測定に援用することを検討する。第2節では、調査の概要を述べ、第3節では、職務評価ファクターを援用した家事労働の測定の調査を実施する。

第1節　職務評価ファクター援用の検討

本節では、まず職務評価の概要を述べる。次いで、家事の精神的負担や時間の不規則性、感情労働を量的に測定するための手法として、職務評価ファクターを援用することを検討する。

5－1－1　職務評価の概要

職務評価とは、労働者ではなく労働を評価するための手法である。ILO（国際労働機関）は、職務評価を次のように述べている。労働の相対的価値を確認するためのツールであり、対応する賃金が公正であるかどうかを決定し、同一価値労働同一賃原則実現には、職務評価が最適な方法である（チチャ 2014）[176]。職務評価は、異なる仕事に従事する労働者の仕事の価値が同等であるかを評価することが可能であり、性に中立な手法とされている。今日では男女間の賃金格差是正だけでなく、正規雇用と非正規雇用労働者の賃金格差是正のための有効な手段とされている[177]。

職務評価は評価要素として、「知識・技能」、「負担」、「責任」、「労働条件」の4つの基本要因を必ず含み、「負担」には身体的な負担に加え精神的・感情的負担も含まれている（同上書）。4つの基本要因は、企業の特性を考慮し、いくつかの二次要因（サブ・ファクター）に分解される。表14は4つの基本要因と二次要因の評価項目及び配点の具体例である（ILO2016）。

---

[176] ILOは、第100号「同一価値労働の男女労働者に対する同一報酬条約」（1951年）を採択。日本は1967年批准。旧EEC（ヨーロッパ経済共同体）は「男女同一賃金原則指令」（1975年）を採択している。

[177] 職務評価の方法は、企業が内部に同一価値労働同一賃金実現のための委員会を組織し職務評価項目を設定・作成後、その質問票を労働者各自が回答、その後使用者が格差是正に取り組むという手順になっている。

表 14「測定表の例」

基本要因と二次要因		ウエイト（%）	ポイント数値
知識・技能		32	320
	職務知識	12	120
	コミュニケーション	10	100
	身体的スキル	10	100
負担		19	190
	感情的負担	5	50
	心的負担	8	80
	身体的負担	6	60
責任		39	390
	人への責任	12	120
	モノへの責任	12	120
	財務責任	15	150
労働条件		10	100
	身体的環境	5	50
	心理的環境	5	50
全体		100	1000

評価要素における「負担」は、従来肉体労働に関連する身体的負担が中心であり、感情的負担－特に女性が多く占める職種－は見落とされる傾向があった。さらには、身体的負担に関しても、例えば、秘書の職務において文書の箱を持ち上げたり、動かしたりすることが肉体的に強度ではないと見られる傾向にある。前述したように、感情的負担は、1980年代にホックシールドが提唱した感情労働の概念である。スタインバーグは、この感情労働を職務評価のなかで評価する手法を、看護師の職務評価制度を開発する過程において提唱した（森 2005）。この手法は、感情労働を職務特性と捉え、感情労働の価値が正当に評価されていないことを問題とする（西川 2006）。

5－1－2　職務評価援用による家事労働の測定

日本では、1990 年初頭から職務評価をめぐる研究が本格的に取り組まれるようになった[178]（森 2005、森・浅倉 2010）。特に、非正規雇用率が高い小売業、飲食店、社会福祉・介護事業において、感情労働を含む職務評価の実証研究が実施されている[179]。これらの研究において、感情労働は職務特性の視点から測定されている。

特に、介護職は家事労働の延長と見なされ労働者の賃金が低い傾向にある。そのため、職務評価によって男女間、正規雇用と非正規雇用間の賃金格差是正が不可欠とされている。大概は看護師、施設介護職員、ホームヘルパー、診療放射線技師の 4 職種の職務の価値と賃金について検討した。その結果、施設介護職員は現在の賃金より約 26～34%、ホームヘ

178 森によれば、はじめて同一価値労働同一賃金原則を提起したのは、女性労働問題研究会が主催した国際シンポジウム「雇用平等の最前線」である（森 2005）。

179 厚生労働省はパートタイム労働者と正社員の均等・均衡待遇を目的として、「職務分析・職務評価導入支援マニュアル」（2010 年）、「パートタイム労働者の納得度を高め能力発揮を促進するために～要素別点数法による食評価の実施ガイドライン～」（2013 年）を発表している。

ルパーの場合は約 30～36%上がった賃金が妥当であることを示した（大槻 2010）。

均等待遇アクション 21 京都は、ケアワーカーの低賃金の是正に長年取り組んできた[180]。職務評価項目は、表 15 のように設定されている（均等待遇アクション 21 京都 2011）。

表 15「職務評価の項目」

基本要因	二次要因
負担	肉体的負担
	精神的負担
	感情的負担
労働環境	不快さ
	危険
	労働時間
技能	技術
	コミュニケーション技能
	感情管理技能
	問題解決力
	知識
責任	対人責任
	運営責任
	管理監督責任

二次要因は次のように定義されている。「精神的負担」は自分の中のストレス、「感情的負担」は他者との対応でのストレス、「感情管理技能」は、例えば自分の感情をコントロールして相手に対応できること。特に、「感情的負担」や「感情管理技能」はケアワークに特徴的な要因だと指摘している。

繰り返しになるが、職務評価は仕事そのものを評価するものであり、本来労働者の能力や負担を評価する方法ではない。しかしながら前述したように職務評価システムの評価ファクターを用い、アンペイドワークの評価に援用する試みもある[181]。したがって、職務評価ファクターを援用し、家事労働が必要とする能力や負担を測定できると考える。

そこで、均等待遇アクション 21 京都の職務評価の 4 つの基本要因及び二次要因を参考に次のように項目を設定した。

180 ケアワーカーは何らかの理由により他人の援助を必要とする人に対して、必要な援助を提供する人。
181 第 2 章第 3 節。

【負担】①肉体的負担（無理のある姿勢、子どもを抱っこする等）、②精神的負担（限られた時間内で家事や育児をしなければならない等自分の中のストレス）、③感情的負担（配偶者や子どもなど対人関係でのストレス）
【労働環境】④不快さ（トイレ掃除や汚れ物の処理等）、⑤労働時間（時間が不規則だったり、休みがなかったりする等）
【技能】⑥技術・知識（家事や育児の技術や知識等を持っている）、⑦コミュニケーション技能（配偶者や子どもの話を聞いたり、人との人間関係をつくれる）、⑧感情管理技能（笑顔をつくったり、自分の感情をコントロールできる）
【責任】⑨対人責任（家族の健康管理や子どもの教育等）、⑩運営責任（家計や生活全般）

これらの 10 項目を「家事ファクター」とする。「家事ファクター」は、従来調査で労働とみなされなかった家事の特徴や性格などの労働を測定できると考えられる。家事労働から生じる精神的負担や感情労働の具体的な実態を明らかにするには、負担、労働環境、技能、責任の 4 つの基本要因だけではなく二次要因レベルが必要と考えた。

第 2 節　職務評価ファクターを援用した夫婦の家事労働の測定

本節では、第 1 節の「家事ファクター」を使用し調査を実施する。それにより、従来家事の性格、特徴とされていたものを、家事労働から生じる負担であることを明らかにすることを目指す。

5－2－1　調査概要

2015 年 3 月、「共働き夫婦の家事実態調査」をインターネット調査により実施した[182]。回答者は共働き夫婦（夫 : 正規雇用者、妻 : 雇用者の組み合わせ、30 代～40 代）で夫婦のみ、もしくは夫婦と子どもで暮らしている女性 250 名、男性 250 名である（有効回答数は女性 250 名、男性 250 名）。回答者に、本人自身および配偶者について回答してもらった。質問項目は、①居住地、②年齢、③最終学歴、④就業状況（就業形態、年収、1 日の労働時間[183]）、⑤子ども（有無、末子年齢）、⑥性別役割分業意識、家事に関する項目として、⑦家事遂行、⑧「家事ファクター」、とした。回答者の基本的属性は表のとおりである（以下、女性回答を「妻回答」、男性回答を「夫回答」と表記する）[184]。表 16 は本調査における回答者の属性である。

182 調査はマイボイスコム社に委託した。
183 休憩、残業、通勤時間を含む。
184 調査は「日常生活についてのアンケート」として実施。調査票、度数分布表は資料に添付。

表 16「基本属性」

	「女性回答」	「男性回答」
①居住地	北海道・東北8.8％、関東46.8％、北陸・中部16.4%、近畿19.6%、中国・四国・九州8.4%	北海道・東北7.6％、関東46.8％、北陸・中部16.4%、近畿14.4%、中国・四国・九州14.8%
②最終学歴（本人）	中学校0%、高等学校24%、短期大学23.6%、大学35.2%、専門学校14.4%、大学院2.8%	中学校0.4%、高等学校16%、短期大学2%、大学58%、専門学校12.4%、大学院11.2%
③ 夫婦の就業形態	夫正規・妻正規34.8%、夫正規・妻非正規65.2%	夫正規・妻正規44%、夫正規・妻非正規56%
④ 年収（本人）	200万円未満64.4%、200万円～400万円台28%、500万円～700万円台6%、800万円台以上1.6%	200万円未満0%、200万円～400万円台36.4%、500万円～700万円台45.2%、800万円台以上18.4%
⑤1日の労働時間（休憩、残業、通勤時間含む）	6時間未満36.1%、6時間～8時間未満23.5%、8時間～10時間未満31.3％、10時間～12時間未満8.1%、12時間以上1%	6時間未満0%、6時間～8時間未満3.2%、8時間～10時間未満47.3％、10時間12時間未満34%、12時間以上15.5%
⑤子どもの有無	子ども有50%、子どもなし50%	子ども有50%、子どもなし50%
⑥末子年齢	3歳未満14.4％、6歳未満16.8％、12歳未満25.6%、12歳以上43.2%	3歳未満14.4％、6歳未満14.4％、12歳未満32.8%、12歳以上38.4%

5－2－2　家事遂行平均値の比較検討

まず、回答者の家事遂行を報告する。

家事項目は「全国家庭動向調査」[185]（国立社会保障・人口問題研究所）に準じ、①「ゴミ出し」、②「日常の買い物」、③「部屋の掃除」、④「風呂洗い」、⑤「洗濯（物干し・取り入れ含む)」、⑥「炊事」、⑦「食後の片付け」の 7 項目とし、回答者に自分自身の家事頻度を尋ねている。回答枠は「毎日・毎回」（4 点)、「週 3～4 回くらい」（3 点)、「週 1～2 回くらい」（2 点)、「月 1～2 回くらい」（1 点)、「まったくしない」（0 点）の 5 つの回答枠とし、それぞれ 0～ 4 の得点を付与した。図 11 は子どもの有・無別の妻および夫の家事遂行の平均値である。

185 2013 年実施。

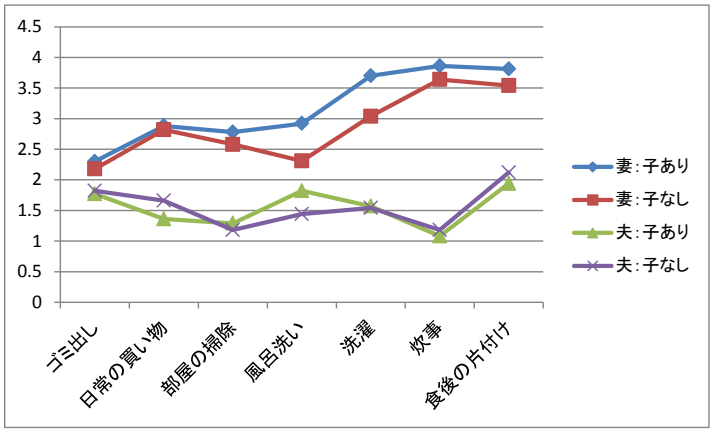

		ゴミ出し	日常の買い物	部屋の掃除	風呂洗い	洗濯	炊事	食後の片付け
妻	子ども有	2.3	2.88	2.78	2.92	3.7	3.86	3.81
	子ども無	2.18	2.82	2.58	2.31	3.04	3.64	3.54
夫	子ども有	1.77	1.36	1.29	1.82	1.57	1.08	1.94
	子ども無	1.82	1.66	1.18	1.44	1.54	1.18	2.12

図 11「家事遂行平均値」

妻は夫に比べてすべての家事の平均値が高く、特に子どもをもつ妻の平均値は高い。妻は家事のなかでも日常的に不可欠な食に関わる「炊事」、「食後の片付け」の平均値が特に高くなっている。

夫は炊事の平均値が最も低く、日常的に炊事にかかわっていないことが伺える。夫の平均値が高い項目は、「ゴミ出し」、「風呂洗い」、「食後の片付け」であり、これらの結果は従来調査と同様である。

5－2－3　「家事ファクター」平均値の比較検討

「家事ファクター」項目は、①肉体的負担、②精神的負担、③感情的負担、④不快さ、⑤労働時間、⑥技術・知識、⑦コミュニケーション技能、⑧感情管理技能、⑨対人責任、⑩運営責任[186]とし、回答枠を「強く感じる」、「感じる」、「感じない」、「ほとんど感じない」（技術・知識、コミュニケーション技能は「技術がとてもある」、「技術がある」、「技術があまりない」、「技術がほとんどない」）の 4 つとした。それぞれに 1～4 の得点を付与した。（「強く感じる」（4 点）、「感じる」（3 点）、「感じない」（2 点）「ほとんど感じない」（1 点）、「技術がとてもある」（4 点）、「技術がある」（3 点）、「技術があまりない」（2 点）、「技術がほとんどない」（1 点））。図 12 は「家事ファクター」の平均値（性別、子どもの有無）である。

[186] それぞれの項目について回答者自身に「あなたが家事や育児を行うとき、どのように感じていますか」と質問。

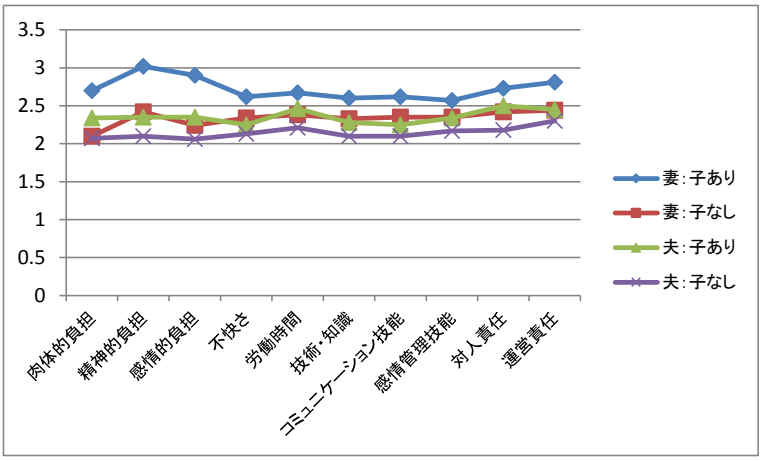

		肉体的負担	精神的負担	感情的負担	不快さ	労働時間	技術・知識	コミュニケーション技能	感情管理技能	対人責任	運営責任
妻	子ども有	2.7	3.02	2.9	2.62	2.67	2.6	2.62	2.57	2.73	2.81
	子ども無	2.1	2.42	2.24	2.34	2.38	2.33	2.35	2.35	2.42	2.44
夫	子ども有	2.34	2.35	2.35	2.25	2.46	2.28	2.25	2.34	2.5	2.45
	子ども無	2.07	2.1	2.06	2.13	2.21	2.1	2.1	2.17	2.18	2.3

図 12「家事ファクター平均値」

すべての「家事ファクター」において、子どもをもつ妻の平均値が最も高く、子どもをもたない夫の平均値が最も低い。特に子どもをもつ妻の精神的負担、感情的負担の平均値は他に比べて高い。妻は子どもをもつことによって、妻自身のなかのストレスや家族との関係の中でのストレスが増すことが示された。このような負担は、従来愛情や優しさなどと見なされ、労働とは捉えられていなかったものである。子どもをもつ夫と子どもをもたない妻の各「家事ファクター」の平均値には大きな差がない。しかし、家事遂行の平均値の両者の違いほど「家事ファクター」の違いは大きくはない。

「家事ファクター」に示す値は、回答者に「あなたが家事や育児を行うとき、どのように感じていますか」と尋ねた結果である。そのため、この値が家事によって生じているのか、育児に伴う家事によるものか、あるいは育児の対人関係によるものかが不明瞭である。そこで、「家事ファクター」と家事遂行頻度の関係をみる。

5－2－4　「家事ファクター」と家事遂行（本人）の結果と分析

本人の家事遂行頻度と「家事ファクター」間の関連を検証する。手法は相関分析[187]を行う。相関関係は、異なる変数（項目）を量的に測定した場合、変数間に関係があるか否かを解析する手法である。表 17 は、本人及び配偶者の家事遂行と「家事ファクター」の基本統計量である。

[187] ピアソンの相関係数使用。相関係数 r は理論的には$-1 \leq r \leq 1$の値をとり、0 の値ならば無相関、−1 または 1 に近いほど相関が高い（山内光哉（1998）『心理・教育のための統計法＜第 2 版＞』サイエンス社）。

表 17「基本統計量」

			女性回答				男性回答			
		項目	平均値	標準偏差	最小値	最大値	平均値	標準偏差	最小値	最大値
家事遂行	**本人**	①ゴミ出し	2.24	1.222	0	4	1.80	1.240	0	4
		②日常の買い物	2.85	0.840	1	4	1.51	1.038	0	4
		③部屋の掃除	2.68	0.974	0	4	1.23	0.941	0	4
		④風呂洗い	2.62	1.247	0	4	1.63	1.284	0	4
		⑤洗濯	3.37	0.832	0	4	1.56	1.292	0	4
		⑥炊事	3.75	0.603	1	4	1.13	1.200	0	4
		⑦食後の片付け	3.67	0.737	0	4	2.03	1.468	0	4
	配偶者	①ゴミ出し	1.44	1.393	0	4	1.99	1.251	0	4
		②日常の買い物	1.02	1.047	0	4	2.55	0.927	0	4
		③部屋の掃除	0.74	0.901	0	4	2.26	1.050	0	4
		④風呂洗い	1.09	1.232	0	4	2.12	1.257	0	4
		⑤洗濯	0.90	1.150	0	4	2.89	1.127	0	4
		⑥炊事	0.81	1.065	0	4	3.44	0.900	0	4
		⑦食後の片付け	1.23	1.366	0	4	3.29	1.055	0	4
家事ファクター		①肉体的負担	2.40	0.860	1	4	2.21	0.810	1	4
		②精神的負担	2.72	0.915	1	4	2.22	0.820	1	4
		③感情的負担	2.57	0.934	1	4	2.21	0.805	1	4
		④不快さ	2.48	0.851	1	4	2.19	0.802	1	4
		⑤労働時間	2.52	0.870	1	4	2.34	0.859	1	4
		⑥技術・知識	2.46	0.832	1	4	2.19	0.782	1	4
		⑦コミュニケーション技能	2.48	0.851	1	4	2.18	0.745	1	4
		⑧感情管理技能	2.46	0.797	1	4	2.25	0.784	1	4
		⑨対人責任	2.57	0.815	1	4	2.34	0.817	1	4
		⑩運営責任	2.62	0.823	1	4	2.38	0.856	1	4

＜子ども有＞

まず、子ども有の「家事ファクターと家事遂行」の相関分析の結果が表 18 である。

表 18「「家事ファクターと家事遂行の相関」（子ども有）」

＜妻＞ 家事項目	肉体的負担	精神的負担	感情的負担	不快さ	労働時間	技術・知識	コミュニケーション技能	感情管理技能	対人責任	運営責任
ゴミ出し	.052	-.036	.035	.064	-.087	.070	.072	.058	.021	.029
日常の買い物	.078	.025	.027	.123	.013	.048	.051	.071	.062	.077
部屋の掃除	.029	-.070	-.093	.095	.069	.052	.155	.131	.038	.029
風呂洗い	.024	.031	-.021	.113	.060	.016	.049	.032	.036	.051
洗濯	-.128	-.087	-.098	-.105	-.101	-.056	-.047	-.047	-.093	-.094
炊事	.021	.089	-.052	.055	.096	.117	.122	.135	.127	.111
食後の片付け	-.101	-.041	-.079	.030	-.146	-.146	-.071	-.061	-.116	-.099

＜夫＞ 家事項目	肉体的負担	精神的負担	感情的負担	不快さ	労働時間	技術・知識	コミュニケーション技能	感情管理技能	対人責任	運営責任
ゴミ出し	.287**	.285**	.181*	.199*	.357**	.253**	.351**	.329**	.225*	.203*
日常の買い物	.203*	.197*	.111	.135	.207*	.274**	.222*	.162	.140	.149
部屋の掃除	.259**	.187*	.202*	.122	.230**	.223*	.213*	.182*	.206*	.252**
風呂洗い	.124	.138	.112	.086	.143	.098	.147	.097	.089	.150
洗濯	.193*	.179*	.153	.052	.158	.189*	.123	.096	.060	.075
炊事	.251**	.247**	.212*	.129	.224*	.328**	.290**	.253**	.149	.177*
食後の片付け	.181*	.137	.092	.042	.131	.160	.188*	.158	.117	.085

*p<.05
**p<.01

妻はすべての変数間において相関が認められなかった。つまり、妻は各家事の遂行頻度が高くなれば、負担や責任感が大きくなるわけではない。この要因のひとつは、伝統的な性別役割分担や通念の強い国では、実際の家事負担の重さが女性の家事分担不公平感に反映されにくい（不破・筒井 2010）という特徴が本調査対象者層にも当てはまると考えられる。

一方夫は、多くの家事変数と「家事ファクター」変数の間に正の相関が認められた。夫は家事遂行頻度が高くなれば、負担や責任感が大きくなる傾向があると言える。これは、妻の場合とは反対に、日本社会の、少なくとも本調査対象者層が夫の家事を当たり前としていないことが背景にあると言える。次に、各家事と各「家事ファクター」の相関を見る。

【ゴミ出し】

妻はすべての「家事ファクター」と、すべての家事変数の間で相関が認められなかった。しかし、妻は「ゴミ出し」の頻度が高くなれば精神的負担が低くなる傾向にある。妻の「ゴミ出し」は、「ゴミを出さなければいけない」という精神的なプレッシャーを伴っていると考えられる。これは、主体的に「ゴミ出し」を担うことからの責任感と言えよう。

一方夫は、すべての「家事ファクター」変数との間で正の相関が認められた。「ゴミ出し」は、夫が比較的遂行している家事である。しかしながら、「ゴミ出し」をすることは、精神的な負担や感情管理を伴う労働となっている。これは、夫が主体的に「ゴミ出し」に関っていないとも考えられる。

【日常の買い物】

妻はすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかったが、すべてにおいて正の相関であった。妻は「日常の買い物」の頻度が高くなれば、肉体的負担や精神的負担などが大きくなる傾向にある。買い物は、一般的に娯楽的な要素が強い家事と捉えられがちであるが、妻の「家事ファクター」の結果からは、そのように断言することはできない。

一方夫は、肉体的負担、精神的負担、労働時間、技術・知識、コミュニケーション技能に相関が認められた。夫は「日常の買い物」の頻度が高くなれば、技術・知識やコミュニケーション技能を備えると考える傾向にある。「日常の買い物」は、妻の結果同様にレジャーではなく、ある程度の知識を必要とする労働と言える。さらに、夫は「日常の買い物」を通して妻や子ども、あるいは店員との会話を要求されることになる。したがって、妻は日常的に「日常の買い物」を行うことにより、自然と会話能力を身につけているとも考えられる。

【部屋の掃除】

妻はすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかった。妻は部屋の掃除の頻度が高くなれば精神的負担、感情的負担が低くなる傾向がある。従来調査の結果では、妻は掃除を繰り延べ可能な家事と認識し、その一方で掃除が行き届かないことに不満

感をもっていた。したがって、「部屋の掃除」を遂行することは、妻自身の精神的なストレスの軽減に繋がるのである。

一方夫は、不快さを除くすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められた。夫は、「部屋の掃除」をすることがあらゆる負担に繋がり、家庭責任を果たすことになるとも考えているようだ。

【風呂洗い】

妻、夫ともにすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかった。妻は「風呂洗い」の頻度が高くなれば、感情的負担が小さくなる傾向にある。妻にとって「風呂洗い」は、妻自身のストレスの対象とならないが、「風呂洗い」をしていないことは、家族に対して申し訳ないという感情を引き起こすのかもしれない。「風呂洗い」は、自分のペースというよりは、家族の都合－例えば20時までに終了しなければならない－に合わせて遂行する家事とも考えられる。

【洗濯】

妻はすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかった。しかし、すべての「家事ファクター」変数と負の関係にある。妻は、「洗濯」の頻度が高くなれば、精神的負担や運営責任などが小さくなる傾向がある。「洗濯」は自動洗濯機の導入により、最も合理化が進んだ家事と言える。そのため、妻自身も家族も、そして社会が、「洗濯」は簡単で、誰でも出来る家事と認識している。しかし、「洗濯」は、洗濯機の設定をする、洗濯機から洗濯物を取り出す、干す、取り入れる、たたむ、収納するという労働があり、現状では、そのすべてが自動であることは皆無である。つまり、妻はそのほとんどの作業を一人で担い、「しなければならない」という責任感をもち、精神的負担を抱えることになる。

一方夫は、肉体的負担、精神的負担、労働時間、技術・知識との間に相関が認められた。夫は、「洗濯」の頻度が高くなれば、技術や知識があると考える傾向にある。洗濯機は機械であり操作が必要となる。妻は、日常的に洗濯機を操作するため、操作方法を身体で覚えている。しかし、夫はその方法－簡単かも知れないが－を覚える必要がある。

【炊事】

妻はすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかった。妻は「炊事」の頻度が高くなれば、感情的負担が小さくなる傾向にある。妻は「炊事」をすることで、夫や子どもへの義務を果たそうとしているとも考えられる。

一方夫は、不快さ、対人責任を除くすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められた。夫にとって「炊事」は、感情管理技能をも必要とする。つまり、夫が一人で「炊事」を行っているというよりは、妻や子どもと一緒、あるいは妻の下支えのもとで行っていることが示唆できる。

【食後の片付け】

妻はすべての「家事ファクター」変数との間で関連が認められなかった。しかし、食後の片付けは、不快さを除くすべての「家事ファクター」変数と負の関係にある。つまり、

妻は食後の片付けをする頻度が高くなれば、「食後の片付け」の責任を果たすことにより、精神的な負担が小さくなると考えられる。しかし、妻は食後の片付けの頻度が高くなれば、不快さが大きくなる傾向にある。妻が遂行する食後の片付けには不快さが伴うことが考えられる。これは、第 4 章で検証したように、妻の食後の片付けが食器を流しに運ぶだけではなく、食器を洗うことを含んでいるためである。

一方夫は、肉体的負担とコミュニケーション技能に相関が認められた。「食後の片付け」は、夫が比較的遂行している家事である。しかしながら、夫は「食後の片付け」の頻度が高くなっても、負担や責任は減少するわけではない。つまり、夫は「食後の片付け」を比較的日常的に行っているが、主体的とは言い難い。第 4 章で検証したように、夫の「食後の片付け」は食器を運ぶことが中心である。子どもがいることを踏まえれば、食器を何度も流しに運ぶことにより、肉体的な負担が増すとも言える。

＜子どもなし＞

次に子どもなしの「家事ファクターと家事遂行」の相関関係の結果が表 19 である。

表 19「「家事ファクターと家事遂行の相関」（子どもなし）」

＜妻＞	家事項目	肉体的負担	精神的負担	感情的負担	不快さ	労働時間	技術・知識	コミュニケーション技能	感情管理技能	対人責任	運営責任
	ゴミ出し	.096	-.025	-.040	.034	-.081	.181*	.053	.218*	.098	.109
	日常の買い物	.146	.004	.139	.091	.078	.183*	.116	.192*	.149	.155
	部屋の掃除	-.022	-.079	-.005	-.035	-.111	.011	-.046	.014	-.014	-.022
	風呂洗い	.072	.019	-.003	.023	-.067	-.015	-.045	.027	.055	.040
	洗濯	-.006	-.102	.009	-.063	-.053	.061	.036	.143	.068	.090
	炊事	.062	-.025	.065	.028	-.116	.010	-.041	.094	.105	.200*
	食後の片付け	.044	-.005	.080	-.105	-.143	-.034	-.084	.017	.059	.063

＜夫＞	家事項目	肉体的負担	精神的負担	感情的負担	不快さ	労働時間	技術・知識	コミュニケーション技能	感情管理技能	対人責任	運営責任
	ゴミ出し	-.004	.062	.061	.051	.040	.018	.060	.006	.072	.070
	日常の買い物	.140	.220*	.158	.124	.064	.166	.244**	.161	.130	.170
	部屋の掃除	.350**	.247**	.334**	.220*	.149	.329**	.245**	.309**	.222*	.175
	風呂洗い	.192*	.229*	.239**	.198*	.048	.237**	.218*	.208*	.157	.208*
	洗濯	.241**	.153	.179*	.161	-.001	.188*	.172	.077	.076	.043
	炊事	.155	.209*	.194*	.189*	.145	.314**	.260**	.185*	.207*	.216*
	食後の片付け	.020	-.010	.029	.021	-.067	.050	.105	.064	.083	.168

*p<.05

**p<.01

妻は、家事の頻度が高くなれば「家事ファクター」の値が必ずしも大きくなるわけではない。夫は、家事遂行頻度が高くなれば「家事ファクター」の値が高くなる傾向がある。

【ゴミ出し】

妻は、技術・知識と感情管理技能の間で相関が認められた。「ゴミ出し」は第 4 章で検証したように、妻がゴミ出しの準備を行い、夫がゴミを所定の場所に運ぶという構図である。したがって、妻は夫に対して感情管理を行い、夫にゴミを所定の場所に運ぶことを指示していることが示唆できる。家事の分業は、感情管理を必要とする。妻はゴミ出しの頻度が増えれば、より技術や知識あると感じている。今日のゴミ出しは、ゴミをゴミ袋にいれるだけではなく、食品トレイや卵パックなどを分類しなくてはならないという必要性が生じており、それらはゴミ出しに新たな知識を要求していることを示唆できる。また、妻は子どもがいないことで、家事の基準を引き上げる。これは、社会が子どもをもたない妻に対し、より完璧な家事を要求しているからではないだろうか。

一方夫は、すべての「家事ファクター」変数との間で関連が認められなかった。しかし、夫は「ゴミ出し」に頻度が高くなれば、「家事ファクター」の値が小さくなるわけではない。つまり、夫は主体的に「ゴミ出し」を遂行しているとは言い難い。

【日常の買い物】

妻は技術・知識と感情管理技能の間で相関が認められた。「日常の買い物」は、店員にとっては感情労働であるが、妻にとっても感情のコントロールを要する労働と考えられる。また、「日常の買い物」は、商品の価格や家族の嗜好、冷蔵庫の在庫などを考慮することも要求される。そこには、楽しみという要素よりも知識が必要となる。

一方夫は、精神的負担とコミュニケーション技能に相関が認められた。夫にとって「日常の買い物」は、人との会話を必要とする労働と言える。

【部屋の掃除】

妻はすべての「家事ファクター」変数との間で関連が認められなかった。妻は、技術・知識と感情管理技能を除く「家事ファクター」変数と負の関係にある。妻にとって「部屋の掃除」をすることは、「しなければならない」という精神的なストレスを減少させることになる。

一方夫は、労働時間を除くすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められた。「部屋の掃除」は夫にとって、負担や責任を生じさせる家事と言える。

【風呂洗い】

妻は、すべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかった。

一方夫は、労働時間、対人責任を除くすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められた。「風呂洗い」は夫が日常的に行う頻度が低い家事である。そのため、夫は「風呂洗い」の頻度が高くなれば、より負担や責任を感じることになる。

【洗濯】

妻はすべての「家事ファクター」変数との間で関連が認められなかった。しかし、妻は「洗濯」の頻度が高くなれば、精神的負担が小さくなる傾向がある。妻は、「洗濯」をして当たり前という社会からの精神的なストレスを抱えている。

一方夫は、負担（肉体的、感情的）、技術・知識との間に相関が認められた。夫にとって、「洗濯」は肉体的な負担を生じさせるものであり、ある程度の知識を必要とする家事と言える。

【炊事】

妻は運営責任との間で相関が認められた。家庭の運営責任が強ければ炊事の頻度が高くなるのか、炊事の頻度の高さが家庭運営の責任を生じさせるのかという因果関係は不明だが、子どもをもたない妻にとって家庭運営責任と炊事は関連がある。

一方夫は、肉体的負担、労働時間を除くすべての「家事ファクター」変数との間で関連が認められた。

【食後の片付け】

妻、夫ともにすべての「家事ファクター」との間で関連が認められなかった。妻は「食後の片付け」の頻度が高くなれば、精神的負担が小さくなる傾向にある。

一方夫は、「食後の片付け」の頻度が高くなれば精神的負担や時間の不規則性を感じることが小さくなる傾向にある。しかし、それ以外の「家事ファクター」は、大きくなる傾向にある。「食後の片付け」は夫が比較的行っている家事である。したがって、夫は「食後の片付け」を主体的に行っているとは言い難い。

＜考察＞

以上の分析結果から次のことがいえる。

第 1 に、妻は家事遂行と「家事ファクター」の間に関連－家事遂行の値が大きくなれば「家事ファクター」の値が大きくなるという正の相関－があるとはいい難い。この傾向は、子どもありの分析と同様に、調査対象者層の妻が、妻が家事を担うことを当たり前と考えていることを反映している結果と言える。

第 2 に、妻はゴミ出し、部屋の掃除、洗濯、食後の片付けの家事頻度が高くなれば、精神的負担が小さくなる傾向にある。これらの家事を滞らせることは、比較的汚れが目につきやすい。つまり、清潔さや快適さと関係が深い家事である。今日の日本社会では清潔性や快適さが家庭に求められている。そのため、妻は掃除や洗濯に関する基準を妻自身のなかで設け、それに達しなけば自責の念にかられ、精神的な負担を抱えることになる。妻の精神的な負担は、属する社会の家事に対する価値や期待と密接に関係している。

第 3 に、夫は各家事を行う頻度が高くなれば「家事ファクター」の値が大きくなる傾向がある。夫は家事遂行頻度が低く、日常的に家事を行っているわけではない。そのため、遂行頻度が高くなればあらゆる負担や責任をより感じることに繋がる。それは、現状の家

事分担の不公平さが大きく影響している。

5－2－5　「家事ファクター」と家事遂行（配偶者）の結果と分析

次に、妻および夫ともに「家事ファクター」の値が高い子どもありのケースにおいて、配偶者の家事遂行頻度と本人の「家事ファクター」変数の相関分析を行う。その結果が表20である。

表 20「「家事ファクター」と配偶者の家事遂行の相関」

		妻の家事ファクター									
＜妻＞	夫の家事遂行	肉体的負担	精神的負担	感情的負担	不快さ	労働時間	技術・知識	コミュニケーション技能	感情管理技能	対人責任	運営責任
	ゴミ出し	.210*	.130	.114	-.016	.177*	.129	.071	.064	.141	.148
	日常の買い物	.076	.129	.124	.041	.211*	.032	.022	.014	.042	.021
	部屋の掃除	.054	.066	.043	.040	.174	.013	.062	-.020	.031	.009
	風呂洗い	.138	.006	-.005	-.128	-.067	-.028	.011	.044	.059	.049
	洗濯	.228*	.140	.039	-.086	.087	.032	-.039	-.035	.113	.149
	炊事	.039	-.031	.058	.034	.042	-.070	-.048	-.129	-.098	-.131
	食後の片付け	.189*	.063	.039	.069	.125	.059	-.038	.010	.144	.101

		夫の家事ファクター									
＜夫＞	妻の家事遂行	肉体的負担	精神的負担	感情的負担	不快さ	労働時間	技術・知識	コミュニケーション技能	感情管理技能	対人責任	運営責任
	ゴミ出し	-.169	-.129	-.095	-.214*	-.214*	-.162	-.246**	-.177*	-.120	-.120
	日常の買い物	.046	.071	.047	.021	.004	.039	-.025	.078	.074	.082
	部屋の掃除	-.095	-.107	-.130	-.151	-.122	-.128	-.111	-.037	-.057	-.123
	風呂洗い	-.048	-.049	-.076	-.102	-.081	-.052	-.077	-.001	-.036	-.068
	洗濯	-.044	-.027	-.035	-.064	-.003	-.068	.003	.075	.006	.083
	炊事	-.143	-.068	-.053	-.068	-.086	-.070	-.027	-.023	-.036	.021
	食後の片付け	.015	.052	.009	.056	.080	.073	.025	.112	.035	.116

*p<.05
**p<.01

妻は、夫の家事遂行頻度が高くなれば「家事ファクター」の値が小さくなるわけではない。夫は、妻の家事遂行頻度が高くなれば「家事ファクター」の値が小さくなる傾向にある。

【ゴミ出し】

妻は肉体的負担と労働時間の間で相関が認められた。妻は、夫の「ゴミ出し」の頻度が高くなっても、必ずしも妻自身の精神的負担や責任が小さくなるわけではない。逆に、肉体的負担や時間の不規則性をより感じることになる。これは、第 4 章で検証したように、夫の「ゴミ出し」がゴミを所定の場所に運ぶことが中心となっていることと関係する。つまり、妻は夫がゴミを所定の場所に運ぶを時間に合わせて、ゴミ袋を準備－各部屋のゴミを集めるなどーしなければならない。

一方夫は、不快さ、労働時間、コミュニケーション技能、感情管理技能との間で相関が認められた。夫は、妻の「ゴミ出し」の頻度が高くなれば、あらゆる負担や責任が小さくなる傾向にあり、特に、コミュニケーション技能は小さくなっている。前述したように、「ゴミ出し」は家事のなかでも夫婦で分業されている傾向にある。そのため、「ゴミ出し」は夫婦間での会話が必要となる。妻の「ゴミ出し」の頻度が高くなることは、ゴミ出しの準備もゴミを所定の場所に運ぶことも妻一人で遂行し、夫婦間での会話の必要性がなくなるのであろう。

【日常の買い物】

妻は労働時間との間で相関が認められた。妻は夫の「日常の買い物」の頻度が高くなっても、精神的負担や責任の値が小さくなるわけではない。逆に、すべてにおいて大きくなっている。第 4 章で検証したように、夫の「日常の買い物」は、買い物に付き添うという行動が多く含まれている。したがって、夫の「日常の買い物」は、主体的でなく買い物すらしていない可能性もある。それは、妻の負担感を増すことに繋がる。

一方夫は、すべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかった。夫は、妻の「日常の買い物」の頻度が高くなれば、精神的負担や責任などすべての「家事ファクター」が大きくなる傾向にある。「日常の買い物」も買い物に付き添うことも、夫にとっては精神的な負担であり、感情管理が必要な家事と言える。

【部屋の掃除】

妻、夫ともにすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかった。妻は夫の「部屋の掃除」の頻度が高くなっても、精神的負担や責任の値は小さくならず、逆に大きくなる傾向にある。これは、ひとつには夫の「部屋の掃除」が妻の下支えなしには成立しないことが考えられる。もうひとつには、妻の家事水準の高さが考えられる。つまり、夫の「部屋の掃除」は、妻の掃除の水準に届かないため、妻が手を加えるということである。

一方夫は、妻の「部屋の掃除」の頻度が高くなれば、すべての「家事ファクター」の値が小さくなる傾向にある。

【風呂洗い】

妻、夫ともにすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかった。妻は、夫の「風呂洗い」の頻度が高くなれば、不快さの値が小さくなる傾向にある。「風呂洗い」は、汚れを伴う家事と考えられる。

一方夫は、妻の「風呂洗い」の頻度が高くなれば、すべての「家事ファクター」の値が小さくなる傾向にある。

【洗濯】

妻は肉体的負担との間で相関が認められた。夫は、すべての「家事ファクター」変数との間で関連が認められなかった。妻は夫の「洗濯」の頻度が高くなれば、肉体的な負担が大きくなる。これは、前述したように「洗濯」も、幾つかの過程によって成立する家事である。夫の「洗濯」は、過程の一部であり、妻もそれに関わることにより、肉体的な負担を感じるのであろう。家事の下支えは、一人で家事を遂行するよりも負担感が増すことも考えられる。

一方夫は、妻の「洗濯」の頻度が高くなれば、「家事ファクター」の値が小さくなる傾向にある。

【炊事】

妻、夫ともにすべての「家事ファクター」変数との間で相関が認められなかった。妻は夫の「炊事」の頻度が高くなることによって、精神的な負担や責任感が小さくなる傾向にある。

一方夫は、妻の「炊事」の頻度が高くなれば、「家事ファクター」の値が小さくなる傾向にある。

【食後の片付け】

妻は肉体的負担との間で関連が認められた。夫はすべての「家事ファクター」変数との間で関連が認められなかった。妻は夫の「食後の片付け」の頻度が高くなっても、精神的負担や責任感が小さくなるわけではない。夫の「食後の片付け」は主に食器を流しに運ぶことであり、食器は専ら妻が洗っている。したがって、夫の「食後の片付け」の頻度が高くなっても、妻の下支えとしての食器洗いは残り、それが肉体的な負担に繋がっていると考えられる。

一方夫は、妻の「食後の片付け」の頻度が高くなっても、「家事ファクター」の値が小さくなるわけではない。子どものいる家庭であることを踏まえれば、夫は子どものために何回も食器を流しに運ぶことが考えられる。それは夫にとって負担となる家事となっている。

＜考察＞

以上の結果から次のことが言える。

第 1 に、妻は夫の家事遂行頻度が高くなれば、自身の「家事ファクター」の値が小さくなるわけではない。これは第 4 章で検討したように夫が遂行している家事でさえも、妻がその下支えを日常的に行っているため、精神的負担や感情的負担、運営責任などが小さくならないと考えられる。

第 2 に、妻は夫が炊事をより遂行することで、妻自身の精神的負担や対人責任、運営責任などが小さくなる。炊事は家事のなかでも妻が最も担う割合が大きい家事である。そのため、夫が多少なりとも炊事を担うことは、妻自身のストレスや家庭責任の軽減につながる可能性が示唆できる。

第 3 に、夫は妻の家事遂行頻度が高くなることで、自身の「家事ファクター」の値が小さくなる傾向にある。妻は、自身の家事遂行頻度が高くなれば、家事のより多くの過程を一人で遂行すると考えられる。

第 4 に、ゴミ出しは、妻の遂行頻度が高くなれば夫の「家事ファクター」の値が小さくなる。これは、妻の遂行頻度が高くなれば、妻がゴミ出しの準備とゴミを所定の場所に運ぶことを遂行すると考えられる。そのため、夫自身の不快さや時間的な制約を軽減されると考えられる。

小括

本章では、従来の家事労働研究では見落とされていた家事の特徴や性格および感情労働を量的に測定することを目指した。

その結果次の知見が得られた。1）家事担い手は時間調査や分担・頻度調査では測りきれない負担（肉体的、精神的、感情的）、不快さ、不規則な労働時間、技術・知識やコミュニケーション・感情管理技能、責任（対人、運営）を感じている。この負担こそが従来研究では対象としなかった労働－家族の要求に応じる仕事、偶発的で時間に追われる、際限ない－と言える。ただし、これらが家事に限定した労働から生じるかどうかは不明である。しかし、第 4 章で検証したように家事は育児の基盤となっていることを踏まえれば、子どもがいる、いないにかかわらず、家事は精神的な負担や感情管理などを伴う労働であると考えられる。2）妻は、子どもの有無に関らず自身の家事遂行が高くなれば、一律に精神的負担や責任が大きくなるわけではない。家事労働の負担感は日常的に家事を担うことによって強まるのではなく、逆に家事が「当たり前」の日課として日常化した状態は負担感を変化させにくい。また、第 3 章で検討したように妻は妻自身の家事遂行を低く評価する傾向にある。そのため、本調査においても妻自身の精神的負担や不快さ、自身の技能などを低く見積もっている可能性がある。3）家事のなかでも、特に掃除については妻の負担から家事の期待水準の高さがみてとれる。これは、妻の個人的な意識ではなく、社会が間接的に妻に要求することにより、妻の家事基準が上昇することによると考えられる。4）夫婦・子ども同居世帯において、夫の家事遂行頻度が高くなれば妻の精神的負担、感情的負担等が小さくなるわけではない。つまり、夫が家事をする際には何らかの形で妻が関わり－例

えば、ゴミ出しの準備、買い物の整理ー、それは妻の精神的負担や時間の拘束感をより大きくする。5）家事に伴う肉体的な負担は存在する。家電製品の導入により、ほとんどの世帯では、自動洗濯機や掃除機などが使用されている。そのため、家事労働は戦前のような重労働ではなくなっている。しかし、市場労働とは異なる肉体的な負担ー例えば、立ったり座ったり、かがんだり中腰になるーがある。強度な肉体的な負担は、負担と認識されやすいが、このような負担は生理的側面からも肉体的な負担と認められ難い。これは、前述した職務評価における秘書の肉体的負担が、評価され難いのと同じである。

従来研究は主に家事の行動としての側面を測定してきた。そのため主たる担当者としてのマネジメント責任の精神的負担や感情管理は、生理的な疲労や愛情にすり替えられ労働と認識されることもなかった。それは、夫の下支えとしての家事を遂行することで、減少するどころか大きくなる傾向にある。妻は時間、内容共に家事労働を十分に担っているが、それに加えて目に見えない負担や責任までも配分されている。

終章

本稿では、家事労働研究において注目度が低く、国民の意識調査でも評価が低い「育児や介護以外の家事」に焦点を当て、従来研究では関心が希薄であった側面を労働と捉え、実証調査を実施した。それは、家事の過程、家事の特徴や感情的負担を調査対象とすることで、無償労働のなかでも見えにくい領域の解明を通じて、家事が政策課題の俎上にあがるための一助になることを目指した。

第 1 章では、明治期から 1970 年代までの日本における家事労働をめぐる理論、政策と実証研究を検討した。家事労働論は明治期に萌芽し、1970 年代以降に繋がる論点が議論されていた。戦前の家事労働論は、女性解放論者だけでなく、家政学の家事経済や国民生活からの関心からも論じられた。しかしながら、それらの議論は家事労働に焦点を当てたものではなく、母性保護や経済学、産業労働や国家戦力をめぐる議論の周辺的な部分としての位置づけであった。戦後は、主婦論争や一部の家政学研究者のなかで、経済学の交換価値や再生産労働をめぐる議論が展開された。しかし、政府の経済政策の一環としての家庭科教育は、女性に実用的な家事習得を目的とした。さらに、家政学は科学的な実証研究に偏重し、理論的には男女特性論に傾倒した。明治期から 1970 年代までは、家事労働論の萌芽と停滞の時期であった。

第 2 章では、第二次世界大戦後以降の家事労働論をめぐる国際動向を整理した。産業の発展は公私分離を明確にすることで、女性を家庭領域へと閉じこめた。それは、先進国では家事労働を、途上国では生産労働と家事労働を見えない労働として女性に配分した。先進国の見えない労働への問題提起は、第二波フェミニズによる無償労働の発見に繋がった。一方で途上国のそれは、国連を中心とした国際機関のなかで「開発と女性」として提唱されることとなった。双方が結合され、女性の見えない労働を経済的に評価する必要性が指摘されたのは、1985 年の「第 3 回世界女性会議」であった。この画期的な採択は、1995 年の「第 4 回世界女性会議」において、無償労働の価値を評価し数量的に測定することを勧告した。このような国際的な潮流を背景に、日本国内においても家事労働への関心は広がり、理論的側面や実証研究、政府による無償労働の貨幣評価へと展開した。国際婦人年を契機とした労働概念の拡張、無償労働の経済的評価の必要性の指摘は、家事が測定・評価されるべき労働として認識されたことを示すものである。

第 3 章では、国内における近年の家事労働をめぐる実証研究を検討した。実証研究は、家事を労働と捉え、夫婦間の家事分担の不公平性に注目することで、家事分担が女性に偏重していることを指摘した。その視点は、従来の役割としての家事分担、あるいは生理学的側面からの実証研究とは異なり、ジェンダー主流化を念頭においたものであった。しかしながら、現状調査は「育児や介護以外の家事」を労働と見なす視点が不十分である。そのため、家事の過程が解明されず、家事の特徴や性格が測定の対象となっていない。さらに、市場労働では職務評価に組み込まれている感情的負担は、家事労働では労働と見なされているとは言い難い。これらの課題に取り組むため、実証調査が必要と考え、第 4 章お

よび第 5 章において、独自調査を実施した。

第 4 章では家事の過程を可視化することを目的とし、第 5 章では家事の特徴や性格、感情的負担を量的に測定することを目指した。その結果、次の知見が得られた。1）家事は、ひとつひとつの作業が点として存在しているのではなく線としてつながっている。妻は、そのすべてに主体的に、あるいは夫の下支えとして家事を担っている。2）家事は作業としての側面だけでなく、精神的な負担や感情的な負担を伴う労働である。3）夫婦間における家事の完全な分業は、未だ実現されていない。妻は夫が家事の過程の一部を担うことで、妻自身の精神的負担や時間的な不規則性などが解消されるわけではない。逆に、夫が家事の過程の一部に参加することは、妻の肉体的な負担や時間の不規則性が増すこともある。それは、妻が夫の家事の下支えをするためである。3）家事は、育児の基盤であることが再確認できた。育児の下支えとしての家事は、圧倒的に妻に配分されており、それは育児の陰で見えにくい労働にとどまっている。4）家事は、社会から清潔性や快適性を求められている。それは、妻に家事の水準を高めさせ、妻に精神的な負担を負わせることとなる。5）家事に伴う精神的な負担や感情管理、運営責任などは、労働として測定することが可能である

従来、家事の特徴として挙げられていた時間の不規則性や際限のなさ、家事に対する不満感などは、家事を主体的に担うことによって生じる精神的負担であり、感情的負担、責任であることがわかった。つまり、漠然として量的に測定することがなかった家事の特徴は、職務評価を援用することによりある程度測定可能であることを示すことができた。

家事労働は、行動面を中心に量的な測定が実施されてきた。しかしながら、本調査の結果が示すように、家事労働には精神的な負担や感情管理、家庭を運営する責任などが含まれる。これらの見えない労働は、従来調査では見落とされ、家事の特徴や性格とされてきた。特に、感情的負担は市場労働で職務評価として測定されているにもかかわらず、本来測定されるべき家事労働で測定されていない。これは、日本が市場労働、経済活動中心であり、家事労働が十分に注目されず、未だ周辺的な位置にあることを示している。家事労働は家事の遂行、それに伴う精神的負担や感情管理などの見えない労働を含むべきである。さらに、これらは総合的に家事労働として量的に測定されるべきである。

家事労働の測定と評価は、政府が貨幣評価として、あるいは時間調査として取り組むことにより、さらなる展開の必要性が指摘され難い傾向にある。しかし、現状の家事分担の割合は、育児期だけでなく、あらゆる世代において圧倒的に女性に偏っている。この現状を解決する方向を見出すためには、家事労働を総合的に量的に測定し、家事労働の実態をより詳細にする必要があると考える。

政府は 2007 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を制定し、個々が望む生き方ができる社会の実現を目指している。しかし、家事労働への言及は男性の育児支援にとどまっており、育児の周辺労働としての家事である。さらに、政府は「女性の職業生活における活躍の推進に関する

法律」を 2015 年に公布し、市場労働への女性の参画を推進している。しかし、それは企業に対して女性の活躍を促すものであって、家庭と仕事の両立支援、特に家事労働への視点には希薄である。つまり、政府は少子化のための育児支援の周辺問題として家事時間には注目するが、家事そのものは社会的な問題とは認識していない。日本は明治以降、家事労働を中心的な議論として捉える視点には乏しいと言える。

家事労働は生命と社会を支える重要な労働であり、その負担がジェンダー不均等に配分されていることは労働市場におけるジェンダー平等を著しく阻害する。家事労働のより公平な分担は、労働市場における女性の不平等な地位の改善に不可欠である。さらには、男性も含めたすべての労働者が家庭と仕事を両立するためには、無視あるいは軽視されてきた家事労働の正当な評価によって、労働のありかたを問い直す必要がある。

本稿では、次のことは明らかにできなかった。1）妻が時間的にも精神的にも大部分を担っている食事の準備（料理）は、その過程を検証することができなかった。この課題は、社会が家庭に求める「食育」にも目配せしながら検討する必要がある。2）トイレ掃除は妻が圧倒的に行っている家事であった。しかし、その要因が慣習的なものなのか、あるいは夫婦間の合理性に基づくものなのかは解明できなかった。

新たな課題としては、1）調査項目の設定に関することがあげられる。「買い物」は「社会生活基本調査」では主体的な行動として位置付けられており、「全国家庭動向調査」では質問票に定義や具体的な行動が記載されていない。そのため、回答者も「買い物」に行けば主体的、付き添いのいずれの場合も、回答者自身の行動を「買い物」と認識している可能性がある。家事労働の配分をより解明するためには、定義をはっきりさせることが必要と考える。2）家事労働のなかでも最も負担とされる食事の管理については、手法も含め量的な測定に取り組む必要がある。3）本稿では、日本の家事労働の実証研究に焦点を当てた。そのため、諸外国における実証研究の変遷に目配りすることができなかった。これらは今後の課題としたい。

【参考文献】

青木和夫、田村喜代、岩井弘融「夫婦関係」（1960）小山隆編『現代家族の研究』、弘文堂 121-178

青木茂（1963）「家政学とは何か」『家庭科教育』Vol.38、No.11、12-26

青野守億（2000）「アンペイドワーク統計研究の中間報告について」『統計局研究彙報』58、3-64

浅野義光（1971）『GNP と NNW』日本経済新聞社

旭化成工業株式会社・共働き家庭研究所（1989）『共働き家族・専業主婦家族比較調査調査報告書』旭化成工業株式会社・共働き家庭研究所

足立眞理子（1999）「フェミニスト経済学という可能性」『現代思想』Vol.27（1）105-113

天野晴子、斎藤悦子、伊藤純、松葉口玲子（2004）「評価ファクターを用いたアンペイドワークの社会的評価の可能性」『生活経営学研究』39、53-61

天野寛子（1991）「家事労働－家事・育児・介護」宮崎礼子、伊藤セツ編『家庭管理論新版』有斐閣、180-198

天野寛子、伊藤セツ、森ます美、堀内かおる、天野晴子（1994）『生活時間と生活文化』光生館

天野正子（1992）『「モノと女」の戦後史－身体性・家庭性・社会性を軸に』有信堂高文社

天野正子（1987）「「母親の就業と家族関係」原ひろ子編『母親の就業と家庭生活の変動－新しい父母像創造のための総合的調査研究－』弘文堂、20-40

新井淑子（1990）「高等女学校の成立」高等女学校研究会編『高等女学校資料集成別巻高等女学校の研究　第Ⅱ期・別巻』大空社、87-138

荒又重雄（1972）『価値法則と賃労働：賃労働論研究序説』恒星社厚生閣

飯塚幸子、大井三代子（2007）「下田歌子と家政学」『実践女子短期大学紀要』第 28 号、1-13

生垣琴絵（2016）「森本厚吉の女子経済教育」栗田啓子、松野尾裕、生垣琴絵編『日本における女性と経済学』北海道大学出版会、61-86

石三次郎（1965）「家庭科教育の使命」『家庭科教育』Vol.39、No.4、8-12

石井クンツ昌子（2004）「共働き家庭における男性の家事参加」渡辺秀樹、稲葉昭英、嶋崎尚子編『現代家族の構造と変容　全国家族調査〔NFRJ98〕による計量分析』東京大学出版会、201-214

礒野さとみ（1991）「生活改善同盟会に関する一考察－設立と活動内容に関する研究－」『學苑』621、130-138

磯野富士子（1982a）「婦人解放論の混迷」上野千鶴子編『主婦論争を読むⅡ全記録』勁草書房、2－22、初出『朝日ジャーナル』1960 年 4 月 10 日号

磯野富士子（1982b）「再び主婦労働について」上野千鶴子編『主婦論争を読むⅡ全記録』勁草書房、88-106、初出『思想の科学』1961 年 2 月号

伊藤秋子（1969）「家庭経済学」『家政学雑誌』Vol.20、No.5、352-355

伊藤セツ（1981a）「家事労働論・家事労働研究の系譜」大森和子、好本照子、阿部和子、伊藤セツ、天野寛子『家事労働』光生館、8-45
伊藤セツ（1981b）「家事労働の政治経済学」大森和子、好本照子、阿部和子、伊藤セツ、天野寛子『家事労働』光生館、211-233
伊藤セツ（1984）「生活時間についての事例研究と意識調査－生活様式変革への展望―」伊藤セツ、天野寛子、森ます美、大竹美登利『生活時間：男女平等の家庭生活への家政学的アプローチ』光生館、209-273
伊藤セツ、天野寛子、森ます美、大竹美登利（1984）『生活時間：男女平等の家庭生活への家政学的アプローチ』光生館
伊藤セツ、天野寛子（1989）『生活時間と生活様式』光生館
伊藤セツ（1990）『家庭経済学』有斐閣
伊藤セツ、天野寛子、天野晴子、水野谷武志（2005）『生活時間と生活福祉』光生館
稲田準子（1968）「家事労働の分析　主婦の家事労働についての態度」『家政学雑誌』Vol.19、No.5、394-397
稲葉ナミ（1955）「共稼ぎ夫婦の生活の時間的構造について（第一報）」『家政学雑誌』Vol.6、No.2、64-68
稲葉ナミ（1958a）「共稼ぎ家庭と一般家庭の夫婦の生活の時間的構造について（第１報）」『家政学雑誌』Vol.9、No.1、45-49
稲葉ナミ（1958b）「共稼ぎ家庭と一般家庭の夫婦の生活の時間的構造について（第 2 報）」『家政学雑誌』Vol.9、No.2、99-103
稲葉ナミ、阿部春子、藤原澄子（1972）「主婦の生活時間と疲労の自覚症状（第１報）末子の年令による影響」『家政学雑誌』Vol.23、No.4、259-265
稲葉昭英（1998）「どんな男性が家事・育児をするのか？－社会階層と男性の家事・育児参加―」渡辺秀樹・志田基与師編『階層と結婚・家族』1995 年 SSM 調査研究会（科学研究費補助金特別推進研究（1）「現代日本の社会階層に関する全国調査」成果報告書）、1-42
井上秀子（1982）『復刻家政学叢書 11　家庭管理法』第一書房、初版 1928 年
今和次郎（1971a）「主婦労働の価値」『家政論　今和次郎集　第 6 巻』ドメス出版、337-341、初出『家庭科学』1951 年 11 月
今和次郎（1971b）「愛は最上のレクリエーション」『家政論　今和次郎集　第 6 巻』ドメス出版、344-349、初出 1956 年
伊豫谷登士翁（2001）「経済のグローバリゼーションとジェンダー」伊豫谷登士翁編、竹中恵美子、久場嬉子監修『現代の経済・社会とジェンダー　第 5 巻　経済学のグローバリゼーションとジェンダー』、15-39
岩井紀子（2001）「高年齢層の夫婦における夫の家事参加」岩井紀子（編）『家族生活についての全国調査（NFR98）報告書 No. 2-3: 現代日本の夫婦関係』日本家族社会学会 全国家族調査（NFR）研究会、211-248

岩井紀子・稲葉昭英（2000）「家事に参加する父、しない父」盛山和夫編『日本の階層システム 4 ジェンダー・市場・家族』東京大学出版会、193-215
岩崎辻男（1935）「農家主婦の母性的活動に関する研究 其１ 農村婦人の妊娠、出産、哺育に関する考察」『労働科学　農業労働調査所報告』、第 12 巻（2）301-328
上杉聡彦（1960）「『主婦労働には価値がないか？』によせて」『婦人民主新聞』1960 年 7 月 17 日号
上野千鶴子（1985）『資本制と家事労働』海鳴社
上野千鶴子（1990）『家父長制と資本制：マルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店
上野千鶴子（2011）『ケアの社会学：当事者主権の福祉社会へ』太田出版
氏家寿子（1943）『最新家庭管理』創文社
氏家壽子「家庭労働」（1957）氏家壽子編『家庭管理学』コロナ社、241-287
牛田尹久子（1954）「主婦の生活時間について（その 2）-特に睡眠時間と二、三の考察-」『家政学雑誌』Vol.4、No.2、259-262
浦辺官吏（1957）「家庭における主婦の労働」玉城肇他共編『講座女性３　結婚と家庭』三一書房、37-72
NHK 放送文化研究所編（1996）『日本人の生活時間 NHK 国民生活時間調査 1995』日本放送出版協会
NHK 放送文化研究所編（2016）『データブック国民生活時間調査 2015』NHK 出版
大江スミ（1982）『復刻家政学叢書 7　応用家事教科書上・下』第一書房、初版 1917 年
大江スミ（2002）『近代日本女子教育文献集＜第 1 期＞第 10 巻女房説法鉄砲三ぼう主義』日本図書センター、初出 1917 年
大熊信行（1963）『家庭論』新樹社
大熊信行（1974）『生命再生産の理論－人間中心の思想－』（上）東洋経済新報社
大河内一男（1981a）「「生活刷新」の社会的意義」『大河内一男集第 6 巻　国民生活論』労働旬報社、204-217、初出 1940 年
大河内一男（1981b）「家庭経済とは何か」『大河内一男集第 6 巻　国民生活論』労働旬報社、319-331、初出 1970 年
大沢真理（1993）『企業中心社会を超えて－現代日本を＜ジェンダー＞で読む－』時事通信社
大沢真理（2002）『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版会
大竹美登利、天野寛子、伊藤セツ（1980）「夫妻の生活時間構造の質的検討」『家政学雑誌』Vol.31、No.3、214-222
大竹美登利（1984）「主婦と疲労」伊藤セツ、天野寛子、森ます美、大竹美登利『生活時間：男女平等の家庭生活への家政学的アプローチ』光生館、153-181
大槻奈巳（2010）「医療・介護４職種の職務の価値と賃金」森ます美、浅倉むつ子編『同一価値労働同一賃金原則の実施システム―公正な賃金の実現に向けて―』有斐閣、35-47

大橋若菜、夫馬佳代子（2010）「雑誌『主婦之友』にみられる大正期の生活改善（2）－掲載記事における生活改善運動の影響－」『岐阜大学教育学部研究報告』Vol.59　No.1、101-114
大森和子（1963）「家事労働のエネルギー代謝率測定と動作的分類　家事労働のエネルギー代謝に関する研究（第1報）」『家政学雑誌』Vol.14、No.3、218-223
大森和子（1965）「楽しみの家事労働へ」『家庭科教育』Vol.39、No.10、19-23
大森和子（1969）「家事労働のエネルギー代謝に関する研究（第 6 報）: 調理、あとかたづけ、洗たく、そうじ、裁縫その他の家事について」『家政学雑誌』Vol.20、No.1、69-75
大森和子（1970）「家事労働の診断－その一－」『家庭科教育』Vol.44、No.14、36-42
岡崎文子（1969）「主婦の生活管理能力に関する研究Ⅴ主婦の生活時間の実態について」『家政学研究』Vol.16、No.1-No.2、81-88
岡島暢夫（1939）「東北地方農村の住居と其の生活状態」『労働科学』第13巻（6）、391-448
岡村清子（1989）「有職主婦の家事と無職主婦の家事」直井道子編『家事の社会学』サイエンス社、137－162
落合恵美子（1989）『近代家族とフェミニズム』勁草書房
落合恵美子（1994）『21世紀家族へ』有斐閣
角間（土田）陽子，加藤 千代，草野 篤子（2004）「無償労働の貨幣評価」『日本家政学会誌』Vol.55、No.1、59-70
篭山京（1969）『新版家庭の経営と管理　10版訂正』光生館
篭山京（1984）『篭山京著作集第五巻　国民生活の構造』ドメス出版、初出1943年
梶浦恒男（1968）「「生活科学」論議について」『家庭科教育』Vol.42、No.9、32-35
加瀬裕子（1983）「困窮者調査－救護法制定までー」社会福祉調査研究会編『戦前日本の社会事業調査』勁草書房、72-93
勝木新次（1934）「農村の栄養に関する研究 其の１ 農家の自家用蔬菜及果実に関する調査報告」『労働科学』第11巻（1）、95-117
家庭科の男女共修をすすめる会編（1997）『家庭科、男も女も！－こうして拓いた共修への道』ドメス出版
カナダ女性の地位庁著、矢澤澄子監訳（2000）『アンペイド・ワーク政策評価の枠組みづくりにむけて』神奈川ネットワーク運動「新しい公・共圏をつくる政策・制度研究会」
金子恭子、関川千尋、西垣一郎、今村幸夫（1978）「共働き家庭の家事処理方法に関する研究」『家政学研究』Vol.25、No.2、191-200
壁谷沢万里子、永沢由喜子（1988）「家事サービスの利用要因に関する構造的分析（第1報）基本的属性を視点として」『日本家政学会誌』Vol.39、No.11、1141-1153
上子武次（1979）『家族役割の研究』ミネルヴァ書房
亀高京子、石川寛子監修（1988）『家政学生活学研究基礎文献集　第4巻　生活問題』大空社、初出1920年

貴志倫子、平田道憲（1999）「夫妻の家事労働時間に与える家事労働に関する態度の影響」『日本家政学会誌』Vol.50、No9、915-924
北村君他（1967）「主婦の就労を可能にする条件--女子教員の場合について-5,6-〔家族関係,生活時間と家事労働〕」『家政学研究』Vo.14、No.1、 44-58
均等待遇アクション21京都（2011）『ケアワーカーの職務評価普及版』
久場嬉子（1979）「家事労働と資本―最近のヨーロッパにおける諸研究についてのノート―」『東京学芸大学紀要』３部門　第30集、19-32
久場嬉子（1983）「資本経済と女子労働」竹中恵美子編『女子労働論』有斐閣、1-43
久場嬉子（2002）「ジェンダーと「経済学批判」－フェミニスト経済学の展開と革新－」久場嬉編『現代の経済・社会とジェンダー　第1巻　経済学とジェンダー』17-49
久場嬉子、竹信三恵子（1999）『「家事」の値段とは何か』岩波書店
久保桂子（1985）「家政学原論」家政学方法論研究会『ホーム・エコノミックス－新家政学概論』ドメス出版、41-44
倉元綾子（1993）「戦前家政（学）における家事研究』誌一『家事研究』誌の創刊一」家政学原論部会会報No.27、30-36
黒川喜太郎他（1964）「シンポジウム家政学原論について」『家庭科教育』Vol.38、No.3、138-180
桑田百代、杉浦徳美（1970）「家事労働の負担について（第1報）エネルギー代謝率と心拍増加率との関係」『家政学雑誌』Vol.21、No.6、406-411
経済企画庁経済研究所国民経済計算部編（1997）『あなたの家事の値段はおいくらですか?無償労働の貨幣評価についての報告』大蔵省印刷局
経済企画庁国民生活局国民生活調査課編（1975）『生活時間の構造分析－時間の使われ方と生活の質－』大蔵省印刷局
経済審議会　NNW開発委員会編（1973）『新しい福祉指標NNW』大蔵省印刷局
厚生省人口問題研究所編（1992）『家庭機能に関する研究動向：第5号家庭機能とその変化に関する研究』厚生省人口問題研究所
厚生省人口問題研究所編（1996）『現代日本の家族に関する意識と実態』厚生統計協会
後閑菊野・佐方鎮子（1982）『復刻家政学叢書3　家事教科書上・下』第一書房、初版1898年
コープこうべ・生協研究機構編（1997）『家族多様化時代における家事分担の変容可能性に関する調査研究』コープこうべ・生協研究機構
国際女性の地位協会編（1990）『女子差別撤廃条約：国際化の中の女性の地位』三省堂
国際婦人年大阪の会編（1985）『資料国際婦人年－国連婦人の10年から21世紀へ』創元社
国際婦人年大阪の会編（1989）『資料国際婦人年②－ナイロビ戦略と女性の未来』創元社
国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会（1975）『１９７５年度国際婦人年総括集会討議資料』国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会

国際連合（19992）『世界の女性 1970－1990－その実態と統計』日本統計協会
駒野陽子（1982）「「主婦論争」再考」上野千鶴子編『主婦論争を読むⅡ全記録』勁草書房、231－245、初出『婦人問題懇話会会報』1976 年
小山静子（1991）『良妻賢母という規範』勁草書房
小山隆（1960）『現代家族の研究－実態と調査』弘文堂
小山隆「家族における役割構造分析の意義と方法」小山隆編（1967）『現代家族の役割構造－夫婦・親子の期待と現実』培風館、1-19
小山隆編（1967）『現代家族の役割構造－夫婦・親子の期待と現実』培風館
雇用職業総合研究所（1985）『女性の職場進出と家族機能の変化に関する調査研究報告書』
雇用職業総合研究所（1986）「第Ⅱ章　家事労働の実態と意識」『女性の職場進出と家族機能の変化に関する調査研究報告書（続）－4,5 歳児を持つ父母を対象とした調査から－』、26-52
斎藤悦子、李蓮淑（2001）「家事労働の社会化と評価に関する日韓比較」伊藤セツ、天野寛子、李基栄編『生活時間と生活意識－東京・ソウルのサラリーマン夫妻の調査から－』光生館、67-79
酒井ノブ子（1955）「家庭管理能力の一調査」『家政学雑誌』Vol.5、No.4、451-453
酒井ノブ子（1966）「家庭管理能力測定法の再考察」『家政学雑誌』Vol.7、No.5、320-323
酒井ノブ子（1975）「共働き家庭の家庭管理の問題点」『家政学雑誌』Vol.26、No.4、311-315
佐々木和子（1997）「戦前大阪の都市環境と『家事と衛生』」1997 年家政学原論部会夏期セミナー報告
三東純子（1979）「家庭経済学」『家政学雑誌』Vol.30、No.1、52-55
塩田咲子（1984）「職業と家庭生活の両立について－首都圏の実態調査から－」婦人労働研究会編『女性が働くとき－保護と平等－』、173-188
塩田咲子（1993）「現代フェミニズムと労働論の再編成－税・社会保障をとおしての家事労働の経済的価値」高島道枝編『現代の女性労働と社会政策　社会政策学会年報第 37 集』御茶の水書房、23-41
島田とみ子（2000）「社会保障制度と家事労働の評価」日本婦人問題懇話会会報アンソロジー編集委員会経編『日本婦人問題懇話会会報アンソロジー社会変革をめざした女たち』284-288、1978 年 28 号
嶋田英男（1991）『家政学とは何か』増補、家政教育社
嶋津千利世（1982）「家事労働は主婦の天敵でない」上野千鶴子編『主婦論争を読む　全記録 1』勁草出版、34-47
清水キク（1966）「家政学および家庭科教育の本質について」『家庭科教育』Vol.40、No.9、8-14
下田歌子（1982）『復刻家政学叢書 4　新撰家政学上・下』第一書房、初版 1900 年
下田歌子（1995）『叢書女性論 7　良妻と賢母全』大空社、初出 1912 年

白波瀬佐和子（2002）「少子高齢化と男女共同参画社会」金子勇編『高齢化と少子社会』ミネルヴァ書房、73-98
末政清子（1954）「主婦の生活時間について-山村の農繁期と農閑期の比較-」『家政学雑誌』Vol.5、No.2、382-385
末政清子、香川敦子、太田尚子、安野礼（1958a）「主婦の疲労について１（農閑期農村主婦の場合）」『家政学雑誌』Vol.9、No.6、340-344
末政清子、香川敦子、太田尚子、安野礼（1958b）「主婦の疲労についてⅡ（農繁期に於ける）」『家政学雑誌』Vol.9、No.4、203-206
生活科学調査会編集部（1969）「戦後主婦論の歩みー諸説の展望ー」生活科学調査会編『主婦とは何か　増補改訂版』ドメス出版、3－61
関志比子（1963）「家事分担に関する意識と実態についての一考察」『家政学研究』Vol.10、No.2、21-29
瀬渡章子、湯川利和、鹿住京子、田中智子（1982）「共働きの継続条件」『家政学研究』Vol.29 、No.1、25-33
仙波千代（1965）「女子教育と現代家庭科教育」『家庭科教育』Vol.39、No.6、243-262
高木督夫（1982）「婦人労働における労働婦人と家庭婦人ー磯野論文の問題点」上野千鶴子編『主婦論争を読むⅡ全記録』勁草書房、66－87、初出『思想』1960 年 12 月号
高木葉子（1967）「科学・技術の躍進と家庭科教育」『家庭科教育』Vol.41、No.8、8-11
武井麻子（2001）『感情と看護―人とのかかわりを職業とすることの意味』医学書院
武田一郎（1963）「家庭科教育に思う」『家庭科教育』Vol.37、No.8、8-12
竹中恵美子（1972）『現代の婦人問題』創元社
竹中恵美子（1989）『戦後女子労働史論』有斐閣
竹中恵美子（1995）『女性論のフロンティアー平等から衡平へー』創元社
竹中恵美子編（2001）『現代の経済・社会とジェンダー第２巻　労働とジェンダー』明石書店
竹中恵美子（2002）「家事労働論の現段階ー日本における争点とその特質ー」久場嬉子編『経済学とジェンダー』明石書店、121-152
竹中恵美子、関西女の労働問題研究会（2009）『竹中恵美子の女性労働研究 50 年 ： 理論と運動の交流はどう紡がれたか』ドメス出版
田中智子、湯川利和、瀬渡章子、鹿住京子（1983）「共働き世帯の家庭生活」『家政学研究』Vol.29、No.2、129-135
田中由美子（2002）「「開発と女性」（WID）と「ジェンダーと開発」（GAD）」田中由美子、大沢真理、伊藤るり編『開発とジェンダーエンパワーメントの国際協力』国際協力出版会
田渕裕子（1971）「家事についてー人間を育てる働きとして位置づけよう」『家庭科教育』Vol.45、No.9、18-21
壇原そえ子（1967）「主婦の家庭管理能力測定のための一考察」『家庭科教育』Vol.41、No.9、

18-26
中央産業教育審議会建議（1963）「高等学校家庭科教育の振興方策について」『家庭科教育』Vol.37、 No.1、8-23
塚本はま子（1982）『復刻家政学叢書 5　実践家政学講義』第一書房、初版 1906 年
常見育男（1961）「家庭科教育不振の背後にある歴史性についての分析」『家政学雑誌』Vol.12、No.2、193-197
常見育男（1964）『改稿家政学・家庭管理学』光生館
常見育男（1971）『家政学成立史』光生館
常見育男（1980）『家庭科教育史　増補版』光生館
常見育男（1982）『復刻家政学厳書 12　最新家事教育原論』、初出 1937 年
角村克己（1969）「主婦の家事労働の価値」『立教女学院短期大学紀要』1、231-234
暉峻義等（1939）「農村労働力の現状 -山形県飽海郡北平田村の実状調査-」『労働科学』第 16 巻（1）、6-28
暉峻義等、船石幾久（1936）「農村主婦の家事的労作に関する研究 其２ 台所改善による炊事作業の向上」『労働科学　農業労働調査所報告』、第 13 巻（1）89-99
戸田有一、中坪史典、高橋真由美、上月智晴、諏訪きぬ（2011）『保育における感情労働：保育者の専門性を考える視点として』北大路書房
豊中市人権文化部男女共同参画推進課（2011）『「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート調査」結果報告書』
直井道子編（1989）『家事の社会学』サイエンス社
永井暁子（1992）「共働き夫婦の家事遂行」『家族社会学研究』4、67-77
永井暁子（1999）「家事労働遂行の規定要因」樋口義雄・岩田正美編『パネルデータからみた現代女性』東洋経済新報社、95-125
永井暁子（2001）「父親の家事・育児遂行の要因と子どもの家事参加への影響」『季刊家計経済研究』49、44-53
永井五男（1968）「女性の社会的進出と家庭生活」『家庭科教育』Vol.42、No.1、8-11
中川スミ（1987）「家事労働と資本主義的生産様式－私的・無償労働としての家事労働の性格づけをめぐって－」『高田短期大学紀要』第 5 号、25-53
中嶌邦（1998）「大正期における「生活改善運動」」総合女性史研究会編『日本女性史論集 6 女性の暮らしと労働』吉川弘文館、230-263
長津美代子（1996）「夫婦関係のレビューと課題―1970 年代以降の実証研究を中心に－」野々山久也・袖井孝子・篠崎正美編『家族社会学研究シリーズ①いま家族に何が起こっているのか－家族社会学のパラダイム転換をめぐって－』ミネルヴァ書房、159-186
成田龍一（1990）女性史総合研究会編「衛生環境の変化のなかの女性と女性観」『日本女性生活史第 4 巻近代』東京大学出版会、89-124
西岡八郎（2004）「男性の家庭役割とジェンダー・システム－夫の家事・育児行動を規定す

る要因」目黒依子・西岡八郎編『少子化のジェンダー分析』勁草書房、174-194
西川真規子（2006）「感情労働とその評価」『大原社会問題研究所雑誌』No.567、1-13
西村三郎（1963）「女子教育について」『家庭科教育』Vol.37、No.11、8-11
日本家政学会編（1990）『家政学事典』朝倉書店
日本経済新聞（夕刊）1997 年 6 月 3 日号
日本ペイ・エクイティ研究編（1996）『平等へのチャレンジ ： カナダ・オンタリオ州のペイエクイティ法とその運用』日本ペイ・エクイティ研究会
沼尻幸吉（1951）「労働のエネルギー代謝に関する研究第 1 報動作から見た作業の分類とエネルギー代謝率（其の 1)」『労働科学』第 27 巻（6)、279-288
沼尻幸吉（1965）「家事労働の研究」『労働科学』第 41 巻（11)、531-541
農商務省商工局編（1947）『職工事情第』第 1 巻、第 2 巻、第 3 巻、生活社
野口サキ（1968）「生活科学に関する一私見」『家庭科教育』Vol.42、No.5、19-21
羽江忠彦、信国キスヨ（1971）「家族における夫婦の役割関係（一)」『九州産業大学紀要』九州産業大学教養部紀要 8(1)，15-34
橋場浩子（1997）「婦人雑誌におけるチーズ料理 ： 『婦人之友』と『主婦の友』との比較研究」『日本調理科学会誌』　Vol.30、No 2、161-171
橋本美由紀（2014）「無償労働を評価する」『女たちの 21 世紀』No.77 、24-26
服部良子（1987）「女性と福祉　家事労働との関連性」竹中恵美子・久場嬉子編『家族と福祉の未来』有斐閣、120-135
服部良子（1991）「労働力の女性化－家事労働・家庭責任の視角から－」『大阪市立大学生活科学部紀要』第 39 巻、375-392
服部良子（1994）「家族の変容と家事労働の社会化」竹中恵美子・久場嬉子編『労働力の女性化』有斐閣、105-144
花城梨枝子「家事労働の特徴」（1991）『生活学としての家政学』有斐閣、289-290
原伸子（2016）『ジェンダーの政治経済学：福祉国家・市場・家族』有斐閣
原田浩児（2015）「家事・育児労働に対する妻と夫の評価の比較－無償労働の貨幣評価方法に照らして」『季刊家計経済研究』No.106、29-38
原田皐月（2005）「女性の職責と経済的独立」高良留美子・岩見照代編『女性のみた近代Ⅱ女性観／男性観の変遷　満月会編『婦人問題の諸相』(妙)』、20-26、初出 1925 年
原田一（1966）『家政学の根本問題：解説　家政学言論』家政教育社
原田一（1968）「生活科学とは－深谷浩教授に答える－」『家庭科教育』Vol.42、No.2、19-23
久武綾子（1977）「夫婦の役割分担に対する期待と現実　愛知県における調査」『家政学雑誌』Vol.28、No.2、157-161
久原澄子（1968）「主婦の生活と疲労度」『家庭科教育』Vol.42、No.13、40-44
兵庫県家庭問題研究所（1989）『男性の家事分担に関する調査研究報告書』兵庫県家庭問題研究所

平田道憲（2011）「無職の夫の家事労働時間」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部第 60 号、259-263
平塚らいてう（1983）「現代家庭婦人の悩み」平塚らいてう著作集編集委員会編『平塚らいてう著作集　第 3 巻』、27-34、初出 1919 年 1 月号『婦人公論』
深谷昌志（1998）『良妻賢母主義の教育』黎明書房
福岡・女性と職業研究会編（1982）『家事・育児を分担する男たち』現代書館
藤枝悳子（1982）「解説」下田歌子『復刻家政学叢書 4　新撰家政学上・下』第一書房、3-10
藤田朋子（2009）「無償労働のなかの「見えない」家事－夫婦の家事分担調査からの検証」『女性学』16、101-121
―（2014）「妻の家事負担感と夫の家事遂行－記述回答からの分析－」『女性学研究』21、142-161
―（2016）「共働き夫婦の家事－職務評価ファクターを援用した測定の試み」『女性学研究』23、109-130
藤田美枝（1965）「家事労働と家庭科教育内容」『家庭科教育』Vol.39、No.13、13-18
藤本武（1951）「生活時間の本質とその構造について-生活時間的調査研究　第 1 報告-」『労働科学』第 27 巻（5）、223-232
藤本武（1984）『日本の労働条件』新日本出版社
布施晶子（1967）「都市家族の内部構造の変容に関する一考察」『社会学評論』17（4）、45-71
船橋惠子（1996）「家族研究の現状と課題」上野千鶴子他編『岩波講座現代社会学第 19 巻＜家族＞の社会学』岩波書店、237-256
古田睦美（1997）「マルクス主義フェミニズム－史的唯物論を再構築するフェミニズム」江原由美子・金井淑子編『ワードマップ　フェミニズム』、新曜社、318-339
古田睦美（2000）「アンペイド・ワーク論の課題と可能性」川崎賢子、中村陽一編『アンペイド・ワークとは何か』藤原書店
古谷昭（1967）「夫婦関係における役割構造の分析　1 節夫婦関係役割テストの意義の方法」小山隆編『現代家族の役割構造』培風館、95-100
不破麻紀子、筒井淳也（2010）「家事分担に対する不公平感の国際比較分析」『家族社会学研究』No.22（1）52-63
法政大学日本統計研究所（1993）『統計研究参考資料 No.40　インストローと女性に関する統計』
堀内かおる（2001）「家事労働観と生活時間から見る夫妻のジェンダー関係」伊藤セツ・天野寛子・李基栄編『生活時間と生活意識－東京・ソウルのサラリーマン夫妻の調査から－』光生館、80-91
本多秀司（2002）「ユーロスタットの生活時間利用調査に関するガイドライン」『統計』1 月号
前川当子（1960）「日本家政学会 10 年の研究と発展」『家政学雑誌』Vol.11、No.5、436-439

前川当子(1961)「家事作業のエネルギー代謝に関する研究(第1報)」『栄養学雑誌』19(2)、101-107
前川当子(1962)「家事作業のエネルギー代謝に関する研究(第2報)」『栄養学雑誌』20(5)、157-165
前川当子（1967）「家庭管理」松平友子、桑田百代、前川当子、山東純子『家庭運営』光生館、137-194
松井静子、松井松長（1972）「主婦の家庭電器機器の管理について」『家政学研究』Vol.19、No.1、22-26
松島千代野（1973a）「家事労働の再評価（1）アメリカにおける家事労働研究の概要」『家庭科教育』Vol.47、No.7、39-43
松島千代野（1973b）「家事労働の再評価（2）－生活時間調査の国際比較－」『家庭科教育』Vol.47、No.8、28-32
松島千代野(1973c)「家事労働の再評価(3)－家事労働の作業単位－」『家庭科教育』 Vol.47、No.9、48-52
松田茂樹（2000）「夫の家事・育児参加の規定要因」『年報社会学論集』13、134-145
松田茂樹（2004）「男性の家事参加－家事参加を規定する要因－」渡辺秀樹・稲葉昭英・嶋崎尚子編『現代家族の構造と変容　全国家族調査〔NFRJ98〕による計量分析』東京大学出版会、175-189
松田茂樹（2006）「近年における父親の家事・育児参加の水準と規定要因の変化」『季刊家計経済研究』71、45-54
松田茂樹、鈴木征男（2002）「夫婦の労働時間と家事時間の関係－社会生活基本調査の個票データを用いた夫婦の家事時間の規定要因分析－」『家族社会学研究』No.13（2）73-84
松平友子（1967）「家庭経済」松平友子、桑田百代、前川当子、山東純子『家庭運営』光生館、73-135
松平友子（1982a）『復刻家政学叢書　家事経済学　上』第一書房、初版1925年
松平友子（1982b）『復刻家政学叢書　家事経済学　下』第一書房、初版1925年
松本敏江、疋田洋子、近藤公夫、北村君（1972）「家事労働の社会化に関する研究」『家政学研究』Vol.19、No.1、70-75
松本敏江、疋田洋子、近藤公夫、北村君（1974）「家事労働の実態と意識」『家政学研究』Vol.21、No.1、58-63
マリアローザ・ダラ・コスタ、伊田久美子・伊藤公雄訳（1986）『家事労働に賃金を』インパクト出版会
丸岡秀子（1997）『叢書女性論36　日本農村婦人問題－主婦・母性篇－』大空社、初版1937年
丸山直子（1973）「都市雇用家族夫婦の役割構造－役割テストの調査結果－」『家庭科教育』Vol.47、No.8、33-37

三浦豊彦（1984)『はたらく人の健康学』大修館書店
水田珠枝（1982)「主婦労働の値段－わたしは“主婦年金制”を提案する」上野千鶴子編『主婦論争を読むⅡ全記録』勁草書房、23－43、初出『朝日ジャーナル』1960 年 9 月 25 日号
水野作子（1983)「女子労働の社会環境」竹中恵美子編『女子労働論』211-247、有斐閣
溝上泰子（1969)「家庭科教育を考える（1）－考えの基底を流れるもの－」『家庭科教育』Vol.43、No.13、8-12
三矢恵子（1995)「新しい方式による NHK 国民生活時間調査について」日本放送出版協会『放送研究と調査』10 月号
宮崎礼子（1972)「家事作業を考える」『家庭科教育』Vol.46、No.2、13-17
宮下美智子（1973)「家事労働と疲労」『生活文化研究』17、90-100
むらき数子（1977)「主婦であることへの不安」『思想の科学』、1977 年 5 月号、74-82
村松安子（2005)『「ジェンダー開発」論の形成と展開－経済学のジェンダー化への試み－』未来社
毛利明子（1982)「「労働力の価値」と主婦労働－“出稼ぎ賃金”構造のなかで－」上野千鶴子編『主婦論争を読むⅡ全記録』勁草書房、107-118、初出『朝日ジャーナル』1961 年 4 月 9 日号
森ます美（1984)「生活時間研究と家事労働の金銭的評価」伊藤セツ、天野寛子、森ます美、大竹美登利『生活時間：男女平等の家庭生活への家政学的アプローチ』光生館、182-208
森ます美（2005)『日本の性差別賃金：同一価値労働同一賃金原則の可能性』有斐閣
森ます美、浅倉むつ子編（2010)『同一価値労働同一賃金原則の実施システム―公正な賃金の実現に向けて―』有斐閣
盛田常夫（1975)「時間の希少性と新家庭経済論」『経済評論』Vol.24、No.6、146-151
森本厚吉（1940)『消費経済』大日本図書
もろさわようこ（1970)「歴史からみた女性」『現代婦人問題入門』、31-52
安川悦子（2000)『フェミニズムの社会思想史』明石書店
柳原文一（1963)「家政学および家政科小論」『家庭科教育』Vol.37、No.5、8-12
山川菊栄（1996)「婦人労働問題の一面」『叢書女性論 15　現代生活と婦人』大空社、41-55、初出 1919 年
山川菊栄（2011)「与謝野晶子氏に答う」『新装増補　山川菊栄集　評論編第一巻』岩波書店、223-238、初出『婦人公論』1918 年 12 月号
山崎朋子（1996)「刊行のことば」『叢書女性論 15　現代生活と婦人』大空社
山田昌弘（1989)「家事労働の行方」『社会保障研究』Vol.25、№2、145-155
山田昌弘（1994)『近代家族のゆくえ－家族と愛情のパラドックス』新曜社
山田昌弘（1999)「愛情装置としての家族」目黒依子・渡辺秀樹編『講座社会学 2　家族』東京大学出版会、119-151
山田わか（1982)『近代婦人問題名著選集第 8 巻　現代婦人の思想とその生活』日本図書セ

ンター、初出 1928 年
矢野眞和編（1998)『ゆとりの構造－生活時間の 6 か国比較－』日本労働研究機構
大和礼子（1999)「「家事労働」概念の再検討」『家族社会学研究』№11、113-118
山根真理(1998)「家族社会学におけるジェンダー研究の展開―1970 年代以降のレビュー－」『家族社会学研究』10、5-29
山根真理（2002)『現代家族にみる家事の実態・意味・感情に関する実証研究（質的調査の実施と分析)』(平成 12 年度～13 年度科学研究費補助金研究成果報告書［研究者代表山根真理］）31-55
山室周平（1967)「家族における役割期待とその現実　3 節家事」小山隆編『現代家族の役割構造』培風館、38－47
山本和代（2002）中嶌邦監修『近代日本女子教育文献集＜第Ⅱ期＞解説』日本図書センター、131-142
湯沢雍彦（1967)「夫婦関係における役割構造の分析　2 節夫婦関係役割テストによる一般夫婦の分析」小山隆編『現代家族の役割構造』培風館、100-116
横川つる（1935)「農家主婦の母性的活動に関する研究 其２ 農家に於ける出産準備について」『労働科学　農業労働調査所報告』、第 12 巻（5）697-708
横山源之助（1949)『日本の下層社会』岩波書店
横山シヅ（1971)「就労形態からみた共働き主婦の研究－パートタイマーの場合」『家政学雑誌』Vol.22、No.6、394-401
吉岡金市（1936)「農業経営の進化に関する調査（第１報告)」『労働科学』第 13 巻（2)、251－271
吉田久一（1995)『全訂版日本社会事業の歴史』勁草書房
吉田輝美（2014)『感情労働としての介護労働：介護サービス従事者の感情コントロール
労働省婦人少年局編（1950)『中央婦人問題会議家庭生活委員会　婦人関係資料シリーズ No.5』労働省婦人少年局
労働省婦人少年局編（1950)『婦人労働者並に労働者家庭婦人の工場外生活』労働省婦人少年局
労働省婦人少年局編（1952)『工場労働者家族の生活』労働省婦人少年局
労働省婦人少年局編（1975)『婦人の歩み 30 年』労働法令協会
労働調査論研究会編（1970)『戦後日本の労働調査』東京大学出版会
渡辺照美、直井道子（1992)「家事の外部化の規定要因に関する研究」『東京学芸大学紀要 6 部門』44、143-151
渡辺みよ子，北村君（1966)「家事労働に関する研究－職業別家事労働実態及び家事労働意識－」『家政学雑誌』Vol.13、No.1、No.2、103-107

Becker, G.S.（1971）*Economic theory*（＝1976 宮沢健一・清水啓典（訳)『経済理論：人

間行動へのシカゴ・アプローチ』東洋経済新報社)
Beechey,V.,（1987）*Unequal Work*, London: Verso（＝1993 高島道枝・安川悦子（訳）『現代フェミニズムと労働－女性労働と差別』中央大学出版部)
Braidotti,R.,Charkiewicz,E.,Hausler,S.,Wiereinga,S.（1994）*Women, the environment and sustainable development : towards a theoretical synthesis*,London（＝1999 戸原正法・寿福真美（訳）『グローバル・フェミニズム : 女性・環境・持続可能な開発』青木書店)
Chicha,M.T.,（2008）*Promoting equity : gender-neutral job evaluation for equal pay : a step-by-step guide*（＝2014 林弘子（訳）『衡平の促進 : 性中立な職務評価による同一賃金 : 段階的ガイドブック』一灯舎
Delphy,C.（1984）*Close to home : a materialist analysis of women's oppression* , translated and edited by Diana Leonard, The University of Massachusetts Press（＝1996 井上たか子・加藤康子・杉藤雅子（訳）『なにが女性の主要な敵なのか：ラディカル・唯物論的分析』勁草書房)
Dudern,B.,（1977）*Arbeit Aus Liebe-liebe Als Arbeit* Zur Entstehung der Hausarbeit Im Kapitalismus , in: Frauen und Wissenschaft ,Courage-Verlag,Berlin
（＝1986 丸山真人（編訳）「資本主義と家事労働の起源」『家事労働と資本主義』岩波書店、1-47)
Friedan, B.（1963）*The Feminine Mystique*, New York：Norton（＝1970 三浦富美子訳『新しい女性の創造』大和書房)
Hartmann,H.,（1981）*The unhappy Marriage of Marxism and Feminism:A Debate on Class and Patriarchy*,London:Pluto Press（=1991 田中かず子（訳）『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』勁草書房)
Himmelweit,S.,（1995）*The Discovery of 'Unpaid Work' : The Social Consequence of the Expantion of 'Work'* Feminist Economics,1（2)、1－19（＝1996 久場嬉子（訳）「"無償労働"の発見－"労働"概念の拡張の社会的諸結果」『日米女性ジャーナル』第 20 号、116-136)
Hochschild, A.,(1983) *The Managed Heart : Commercialization of Human Feeling*, London : University of California Press.（=2000 石川准・室伏亜希（訳）『管理される心－感情が商品になるとき』世界思想社)
INSTRAW-United Nations（1987）*WOMEN IN THE WORLD ECONOMY*（＝1987 高橋展子（訳）『世界経済における女性』東京書籍)
Illich,I.,（1981）*Shadow work*（＝1982 玉野井芳郎・栗原彬（訳）『シャドウ・ワーク : 生活のあり方を問う』岩波書店)
Kuhn,A.,Wolpe,A.,(1978)*Feminism and materialism : women and modes of production* ,London（＝1984 上野千鶴子他（訳）『マルクス主義フェミニズムの挑戦』）勁

草書房
Mies,M.,(1983)*Patriarchy and Accumulation on a World Scale: Women in the International Division of Labour,* London: Zed Books. (＝1997 奥田暁子（訳）『国際分業と女性―進化する主婦化―』日本経済評論社)
Oakley, A.,(1974)*The Sociology of Housework*, Martin Robertson & Company.(=1980 佐藤和枝・渡辺潤(訳)『家事の社会学』松籟社)
Oakley,A.,(1974) *Housewife*,London: Martin Robertson & Company.(=1986 岡島芽花（訳）『主婦の誕生』三省堂)
Pigou,A.C., (1932) *Economic of Welfare*, London:Macmillan（＝1953 気賀健三・千種義人（訳）『厚生経済学』Ⅰ東洋経済新報社、61
Pundt,H., (1988) *AHEA A History of Excellenc*:Institute of Human Ecology （＝1988 ヒューマン・エコロジー研究所（訳）『アメリカ家政学会・その卓越した歴史：アメリカン・ライフの創造者たち』ヒューマン・エコロジー研究所)
Smith, P., (1992) *The emotional labour of nursing.* London：Macmillan（＝2000 武井麻子・前田泰樹（訳）『感情労働としての看護』ゆみる出版)
Sokoloff.N.J., (1980) *Between Money and Love：The Dialectics of Women's Home and Market Work* , Praeger Publishers（1987＝江原由美子他訳『お金と愛情の間―マルクス主義フェミニズムの展開』勁草書房)
Waring,M., (1988) *If Women Counted:New Feminist Economics*,San Francisco:Harper & Row.（＝1994 篠塚英子（訳）『新フェミニスト経済学』東洋経済新報社)
Werlhof,C.v., (1983) *DiE Frauen Und Die Peripherie*:der blinde Kritik der politischen Ökonomie, Arbeitspapiere des Universitätsschwerpunktes Lateinamerikaforschung, Uninersitat Bieldfeld
（＝1986 丸山真人（編訳）「経済学批判の盲点」『家事労働と資本主義』岩波書店、145-224)
Werlhof,C.v., (1991) *Was haben die Hühner mit dem Dollar zu tun?：Frauen und Oekonomie* Verlag Fraveno ffensive（＝2004 伊藤明子（訳）『女性と経済：主婦化・農民化する世界』日本経済評論社)

【URL】
国立教育政策研究所「学習指導要領データベースインデックス」
https://www.nier.go.jp/guideline/ (2016 年 12 月 25 日アクセス)
国立社会保障・人口問題研究所「第 5 回全国家庭動向調査」
www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ5/NSFJ5_top.asp (2016 年 9 月 30 日アクセス)
総務省「社会生活基本調査」
www.stat.go.jp/data/shakai/2011/ (2016 年 8 月 25 日アクセス)
内閣府（2012)「男女共同参画社会に関する世論調査」

http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-danjo/index.html(2016年9月30日アクセス)
内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（2013)『家事活動等の評価について－2011年データによる再推計－』
www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/.../kajikatsudoutou1.pdf（2016年9月30日アクセス)
日本家族社会学会「第3回全国家族調査（NFRJ08)」
http://nfrj.org/nfrj08_profile.htm　（2016年8月25日アクセス)
日本社会学会「1995年SSM調査」
http://srdq.hus.osaka-u.ac.jp/　（2016年8月25日アクセス)
文部科学省「学制100年」
www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/.../1317552.htm　（2016年12月25日アクセス)
UN Women,Fourth World Conference on Women
http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/official.htm　（2016年9月30日アクセス)
ILO（国際労働機関）駐日事務所「平等な賃金実現のためのジェンダー中立的な職務評価」
www.mhlw.go.jp/stf/shingi/...att/2r9852000001d6ai.pdf（2016年9月30日アクセス)

資　料

1、「家事時間に関する調査」調査概要、質問票
2、「日常生活についてのアンケート」調査概要、質問票

「家事時間に関する調査」　概要

１、実施日時
2007 年 7 月

２、対象
大阪府内の女子大学卒業生 705 人、30 代後半から 40 代

３、回収方法および回収率
郵送にて送付し返送を依頼、回収・有効回答率 40.3％

４、調査項目
①年令、②婚姻状況、③同居者、④子どもの有無、⑤回答者の就業形態、⑥配偶者の就業形態、⑦家事・育児遂行状況、⑧自由記述（「負担と感じている家事」、「家事についての自由記述」）

質問票

質問１　あなたの年齢をお答えください。

（　　）歳

質問２　大阪女子大学で在籍していた学科・入学された年をお答えください。

１　（　　）学科　　２　（　　）年

質問３　あなたは現在結婚していますか（届出の有無に関係なくお答えください）。

１　未婚　　２　既婚　　３　離別・死別

質問４　あなたは１人でくらしていますか、それとも誰かと同居していますか。

（あてはまるものすべてに〇をつけてください）

＝＝これからの質問での　**配偶者**　とは事実婚、恋人との同居を含みます。＝＝

1	１人でくらしている	2	配偶者	3	子ども	4	あなたの母親
5	あなたの父親	6	配偶者の母親	7	配偶者の父親	8	祖母
9	祖父	10	あなたの姉妹	11	あなたの兄弟	12	その他（　　）

質問５　「質問４」で子どもと同居されていると答えた方に、お子さんについておうかがいします。

１）お子さんは何人ですか（年齢もお答えください）。

1	１人（　　才）	2	２人（　　才）（　　才）
3	３人（　　才）（　　才）（　　才）	4	４人以上（　　）

２）就学前のお子さんのいる方におうかがいします。

現在のお子さんの保育状況は次のどれにあてはまりますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。

1	幼稚園	2	保育所	3	自宅
4	その他（具体的に　　）				

質問６　あなたの現在の働き方についておうかがいします。

１）あなたの現在の働き方は次のどれにあてはまりますか。あてはまるものに１つだけ〇をつけてください。

1	正規の職員・従業員	2	自営業（または手伝い）	3	派遣労働者		
4	パートタイム・アルバイト	5	内職	6	家事・育児に専念	7	学生
8	無職	9	その他（具体的に　　）				

２）質問６の１）で①から⑤と答えた方におうかがいします。

１　１週間のうち何日働いていますか　（　　）日

２　１日平均の労働時間（休憩時間・残業込み）はどのくらいですか　（　　）時間

３　通勤時間はどのくらいですか　片道（　　）分

３）配偶者と同居している方に配偶者の方の現在の働き方についておうかがいします。
配偶者の方の現在の働き方は次のどれにあてはまりますか。あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

1	正規の職員・従業員	2	自営業（または手伝い）	3	派遣労働者		
4	パートタイム・アルバイト	5	内職	6	家事・育児に専念	7	学生
8	無職	9	その他（具体的に　　）				

４）質問６の３）で①から⑤と答えた方におうかがいします。

1　１週間のうち何日働いていますか　（　　）日
2　１日平均の労働時間（休憩時間・残業込み）はどのくらいですか　（　　）時間
3　通勤時間はどのくらいですか　片道（　　）分

質問７　家事についてお伺いします。

１）配偶者と同居している方におうかがいします。　次にあげる（1）から（１４）の家事・育児をどのくらいの頻度で行っていますか。あなたご自身と配偶者それぞれについて、あてはまるものに１つだけ○をつけてください。

		あなたご自身						配偶者					
		a毎日・毎回する	b週3～4回くらいする	c週1～2回くらいする	d月1～2回くらいする	eまったくしない	f子どもはいない	g毎日・毎回する	h週3～4回くらいする	i週1～2回くらいする	j月1～2回くらいする	kまったくしない	l子どもはいない
家事	1）ゴミ出し												
	2）日常の買い物（食料品・日用品）												
	3）部屋のそうじ												
	4）部屋以外のそうじ（トイレなど）												
	5）風呂洗い												
	6）洗濯（物干し・取り入れを含む）												
	7）炊事（食事の用意）												
	8）食事の後片付け												
育児	9）子どもの遊び相手をする												
	10）子どもを風呂に入れる												
	11）子どもに食事をさせる												
	12）子どもを寝かしつける												
	13）泣いた子をあやす												
	14）子どものおむつを替える												

2）全員の方におうかがいします。　次にあげる（1）から（１０）の家事をどのくらいの頻度で行っていますか。
＜記入例＞を参考に、同居している方全員についてお答えください。

ア）毎日・毎回する	イ）週 3～4 回くらい	ウ）週 1～２回くらい	エ）月１～２回くらい	
オ）まったくしない				

＜記入例＞
１．（ア）～（オ）でご記入ください。
２．その他の同居人については具体的にご記入ください。
３．「買い物に付き添う」とは複数で買い物に行った時に、商品を選ぶことなく付き添っている状態です。
例えば、あなたが子どもと一緒に買い物に行った場合、子どもが商品を選ぶことなく付き添っている状態です。

		a あなた自身	b 配偶者	c 子ども	d あなたの母親	e あなたの父親	f 配偶者の母親	g 配偶者の父親	h 祖母	i 祖父	j あなたの姉妹	k あなたの兄弟	l その他の同居人（いとこ）
食後の片付け	1）食器を流しに運ぶ	ア	ア		ア	ウ					ア		ア
	2）食器を洗う（食器洗いに入れる）	イ	ウ		ア	エ					イ		ア
	3）洗った食器を片付ける	イ	エ		ア	オ					イ		ア

		a あなた自身	b 配偶者	c 子ども	d あなたの母親	e あなたの父親	f 配偶者の母親	g 配偶者の父親	h 祖母	i 祖父	j あなたの姉妹	k あなたの兄弟	l その他の同居人（　）
食後の片付け	1）食器を流しに運ぶ												
	2）食器を洗う（食器洗いに入れる）												
	3）洗った食器を片付ける												
そうじ	4）トイレそうじ												
	5）自分の部屋以外のそうじ（居間・玄関・自分以外の家族の部屋など）												
	6）ゴミ出し（ゴミを所定の場所に持っていく）												
	7）ゴミ出しのための準備（流しや各部屋のゴミを集める）												
日常の買い物（食料品・日用品）	8）商品を選ぶ												
	9）買い物に付き添う												
	10）買ってきた商品を整理する												

質問８　<u>就学前のお子さんのいる方におうかがいします。</u>

次にあげる（1）から（１０）の育児をどのくらいの頻度で行っていますか。
同居している方全員について（ア）～（オ）でご記入ください。

ア）毎日・毎回する　　イ）週３～４回くらい　　ウ）週１～２回くらい　　エ）月１～２回くらい オ）まったくしない

		aあなた自身	b配偶者	c子ども	dあなたの母親	eあなたの父親	f配偶者の母親	g配偶者の父親	h祖母	i祖父	jあなたの姉妹	kあなたの兄弟	lその他の同居人（　　）
子どもの相手をする	1）一緒に遊ぶ												
	2）遊んだおもちゃを片付ける												
子どもの身の回りの世話	3）お風呂からあがった子どもの世話（からだをふいたり服を着せる）												
	4）子どもの食事の準備												
	5）子どもに食事を食べさせた後の片付け（汚れたテーブルを拭いたり衣服を着替えさせる）												
	6）夜、子どもを寝かしつけた後にもう一度起きて家事などをする												
	7）夜、子どもを寝かしつけながら一緒に眠る												
	8）夜中に泣いた子をあやす（授乳以外）												
	9）夜中以外に泣いた子をあやす（授乳以外）												
	10）替えたおむつの処理をする（決まった場所に運ぶ）												

質問９　あなたにとって負担と感じている家事は何ですか（質問以外の家事も含めてください）。

質問１０　家事について思われていることがあればお聞かせください（質問以外の家事も含めてください）。

質問は以上で終わりです。ご協力大変ありがとうございました。

「日常生活についてのアンケート」　概要

１、実施日時
20015 年 3 月

２、対象
30 代から 40 代の共働き夫婦（夫：正規雇用者、妻：雇用者）で、夫婦もしくは夫婦と子ども世帯の女性 250 人、男性 250 人

３、回収方法および回収率
インターネットにて実施（マイボイスコム社に依頼）、回収率 100％

４、調査項目
①居住地、②年齢、③最終学歴、④就業状況（就業形態、年収、1 日の労働時間）、⑤子ども（有無、末子年齢）、⑥性別役割分業意識、家事に関する項目として、⑦家事遂行、⑧「家事ファクター」
項目②から④および⑦⑧は、回答者の配偶者についても尋ねた

日常生活についてのアンケート

ご回答いただく皆様へ

◎守秘義務について下記をご確認くださいますよう、お願いいたします。
モニターメンバーは、回答を求められたアンケートに回答したか否かにかかわらず、当該アンケートを通じて知り得た情報について守秘義務を負うものとします。

- アンケートへの回答内容を第三者に一切漏らさない
- アンケートの質問文の内容及びアンケート質問のHTML上に使用されているテキスト、画像、動画等を、いかなる手段・方法によっても第三者へ漏洩せずかつアンケートへの回答以外のいかなる目的にも使用・転用しない

注意事項
アンケート回答中は、ブラウザの「戻る」ボタンを使用しないでください。

次へ進む

Q1. あなたは現在結婚していますか。（法律上の婚姻関係がありますか）

- 1. 結婚している
- 2. 結婚していない

Q2. あなたにお子さんはいらっしゃいますか。

- 1. いる
- 2. いない

Q3. あなたと同居している方はどなたですか。あてはまるものをすべてお選びください。 複数選択可

- 1. 子ども
- 2. 配偶者
- 3. その他（　　）
- 4. 同居者はいない（ひとり暮らし）

Q4. （現在結婚している方にうかがいます）ご夫婦の働き方は次のどれにあてはまりますか。それぞれお答えください。

	夫	妻
	↓	↓

1)	正規の職員・従業員	○	○
2)	派遣労働者	○	○
3)	パートタイム・アルバイト	○	○
4)	自営業	○	○
5)	専業主夫、主婦	○	○
6)	無職	○	○
7)	その他（　　）	○	○

次へ進む　戻る

Ⅰ　あなたご自身についてお伺いします。

Q5.　あなたが最後に卒業した（あるいは在学中）学校は次のうちどれにあてはまりますか。あてはまるものを1つお選びください。

- ○ 1.　中学校
- ○ 2.　高等学校
- ○ 3.　短大
- ○ 4.　大学
- ○ 5.　専門学校
- ○ 6.　大学院
- ○ 7.　その他（　　）

Q6.　1週間のうち何日働いていますか

（　　）日

Q7.　1日平均の労働時間（休憩時間・残業込み）はどのくらいですか。

（　　）時間（　　）分

Q8.　通勤時間はどのくらいですか。

片道（　　）分

Q9.　健康保険にあなたご本人の名義で加入していますか。

- ○ 1.　はい
- ○ 2.　いいえ

Q10.　年金にあなたご本人の名義で加入していますか。

- ○ 1.　はい
- ○ 2.　いいえ

Q11.　あなたの年収はどのくらいでしょうか。あてはまるものを1つだけお選びください。

- ○ 100万円未満
- ○ 100～129万円台
- ○ 130～199万円台

- 200～299万円台
- 300～399万円台
- 400～499万円台
- 500～599万円台
- 600～699万円台
- 700～799万円台
- 800～899万円台
- 900～999万円台
- 1000万円以上

次へ進む　戻る

Ⅱ　あなたの配偶者についてお伺いします。

Q12.　配偶者の年令をお答えください。

[　　]歳

Q13.　配偶者が最後に卒業した（あるいは在学中）学校は次のうちどれにあてはまりますか。あてはまるものを1つお選びください。

- 1.　中学校
- 2.　高等学校
- 3.　短大
- 4.　大学
- 5.　専門学校
- 6.　大学院
- 7.　その他（　　）

Q14.　あなたの配偶者は1週間のうち何日働いていますか。

[　　]日

Q15.　あなたの配偶者の1日平均の労働時間（休憩時間・残業込み）はどのくらいですか

[　　]時間 [　　]分

Q16.　あなたの配偶者の通勤時間はどのくらいですか。

片道[　　]分

Q17.　健康保険に配偶者自身名義で加入していますか。

- 1.　はい
- 2.　いいえ

Q18.　年金に配偶者自身名義で加入していますか。

- 1.　はい
- 2.　いいえ

Q19.　あなたの配偶者の年収はどのくらいでしょうか。あてはまるものを1つだけお選びください。

- ○ 100万円未満
- ○ 100～129万円台
- ○ 130～199万円台
- ○ 200～299万円台
- ○ 300～399万円台
- ○ 400～499万円台
- ○ 500～599万円台
- ○ 600～699万円台
- ○ 700～799万円台
- ○ 800～899万円台
- ○ 900～999万円台
- ○ 1000万円以上

次へ進む　戻る

Ⅲ　お子さんについてお伺いします。

Q20.　お子さんは何人ですか。あてはまる人数を選び、それぞれ年齢をご記入ください。

お子さんが6人以上いらっしゃる場合は、下から順に年齢を記入してください。

○ 1人	歳				
○ 2人	歳	歳			
○ 3人	歳	歳	歳		
○ 4人	歳	歳	歳	歳	
○ 5人	歳	歳	歳	歳	歳
○ 6人以上					

就学前のお子さんのいる方にお伺いします。

Q21.　現在のお子さんの保育状況は次のどれにあてはまりますか。あてはまるものをすべてお選びください。 複数選択可

※就業前のお子さんがいない場合は、「5.就学前の子どもはいない」をお選びください。

- □ 1.　幼稚園
- □ 2.　保育所
- □ 3.　自宅
- □ 4.　その他（具体的に　　）
- □ 5.　就学前の子どもはいない

次へ進む　戻る

Ⅳ　家事・育児についてお伺いします。

Q22.　次にあげる家事をどのくらいの頻度で行っていますか。あなたご自身と配偶者それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

	あなた					配偶者				

			毎日・毎回する	週3～4回くらいする	週1～2回くらいする	月1～2回くらいする	まったくしない	毎日・毎回する	週3～4回くらいする	週1～2回くらいする	月1～2回くらいする	まったくしない
家事	1) ゴミ出し	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2) 日常の買い物	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3) 部屋の掃除	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4) 風呂洗い	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5) 洗濯（物干し・取り入れ含む）	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6) 炊事	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7) 食後の片付け	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

Q23. 次にあげる家事をどのくらいの頻度で行っていますか。あなたご自身と配偶者それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

			あなた					配偶者				
			毎日・毎回する	週3～4回くらいする	週1～2回くらいする	月1～2回くらいする	まったくしない	毎日・毎回する	週3～4回くらいする	週1～2回くらいする	月1～2回くらいする	まったくしない
ゴミ出し	1) ゴミ出しの準備をする	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2) ゴミ出しの曜日を気にかける	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日常の買い物	3) 買ったものを整理する	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4) 冷蔵庫の中の物や在庫を考えながら買い物をする	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
部屋の掃除	5) トイレそうじをする	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6) リビング等の整理・整頓をする	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7) リビング等が片付いているか気にかける	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
食後の片付け	8) 家族の食器を流しに運ぶ	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9) 食器を洗う	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10) 食後のテーブルが汚れていないか気にかける	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

Q24. 次にあげる家事について、あなた自身どのくらい満足していますか。また、配偶者の協力にどのくらい満足していますか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

			あなた自身の関わり				配偶者の協力			
			非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満
1)	ゴミ出し	→	○	○	○	○	○	○	○	○

2) 日常の買い物	→	○	○	○	○	○	○	○	○
3) 部屋の掃除	→	○	○	○	○	○	○	○	○
4) 風呂洗い	→	○	○	○	○	○	○	○	○
5) 洗濯（物干し・取り入れ含む）	→	○	○	○	○	○	○	○	○
6) 炊事	→	○	○	○	○	○	○	○	○
7) 食後の片付け	→	○	○	○	○	○	○	○	○

お子さんのいらっしゃる方にお伺いします。

Q25. 3歳までのお子さんの育児をどのくらいの頻度で行っていますか（いましたか）。
あなたご自身と配偶者それぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

			あなた						配偶者					
			毎日・毎回する	週3～4回くらいする	週1～2回くらいする	月1～2回くらいする	まったくしない	利用していない	毎日・毎回する	週3～4回くらいする	週1～2回くらいする	月1～2回くらいする	まったくしない	利用していない
育児	1) 遊び相手をする	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	2) 風呂に入れる	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	3) 食事をさせる	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	4) 寝かしつける	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	5) 泣いた子をあやす	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	6) おむつを替える	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	7) 保育園などの送り迎え	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

お子さんのいらっしゃる方にお伺いします。

Q26. 3歳までのお子さんの育児をどのくらいの頻度で行っていますか（いましたか）。
あなたと配偶者のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつお選びください。

				あなた						配偶者					
				毎日・毎回する	週3～4回くらいする	週1～2回くらいする	月1～2回くらいする	まったくしない	利用していない	毎日・毎回する	週3～4回くらいする	週1～2回くらいする	月1～2回くらいする	まったくしない	利用していない
遊び相手をする	1)	外遊びに行くとき、子どもの衣服等を用意する	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	2)	遊ぶ時間やタイミングを気にかける	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
風呂に入れる	3)	子どもの着替えの準備をする	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	4)	風呂に入れる時間を気にかける	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
食事をさせ	5)	子どもの食事の準備をする	→	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	6)														

			あなた						配偶者					
			毎日・毎回する	週3∫4回くらいする	週1∫2回くらいする	月1∫2回くらいする	まったくしない	利用していない	毎日・毎回する	週3∫4回くらいする	週1∫2回くらいする	月1∫2回くらいする	まったくしない	利用していない
る		メニューなどを考える →	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
寝かしつける	7)	夜、子どもを寝かしつけた後にもう一度起きて家事などをする →	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	8)	夜、子どもを寝かしつけながら一緒に眠る →	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
泣いた子をあやす	9)	夜中に泣いた子をあやす（授乳以外） →	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	10)	夜中以外に泣いた子をあやす（授乳以外） →	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
おむつを替える	11)	おしりふきの準備をする →	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	12)	おむつの在庫を気にかける →	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
保育園などの送り迎え	13)	保育園の連絡帳を記入する →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14)	誰が送り迎えを担当するか気にかける →	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			あなた						配偶者					
			毎日・毎回する	週3∫4回くらいする	週1∫2回くらいする	月1∫2回くらいする	まったくしない	利用していない	毎日・毎回する	週3∫4回くらいする	週1∫2回くらいする	月1∫2回くらいする	まったくしない	利用していない

お子さんのいらっしゃる方にお伺いします。

Q27. 次にあげる育児について、あなた自身どのくらい満足していますか（いましたか）。また、配偶者の協力にどの程度満足していますか（いましたか）。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

あなた自身の関わり					配偶者の協力				
非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	利用していない	非常に満足	まあまあ満足	やや不満	非常に不満	利用していない

1) 遊び相手をする	→	○	○	○	○		○	○	○	○	
2) 風呂に入れる	→	○	○	○	○		○	○	○	○	
3) 食事をさせる	→	○	○	○	○		○	○	○	○	
4) 寝かしつける	→	○	○	○	○		○	○	○	○	
5) 泣いた子をあやす	→	○	○	○	○		○	○	○	○	
6) おむつを替える	→	○	○	○	○		○	○	○	○	
7) 保育園などの送り迎え	→	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

Q28. 家事や育児を日常的に手伝ってくれる方はいらっしゃいますか。あてはまるものをすべてお選びください。 複数選択可

- ☐ 1. あなたの親
- ☐ 2. 配偶者の親
- ☐ 3. 近所の人
- ☐ 4. 地域のボランティア
- ☐ 5. 家事サービス・ベビーシッター等（有料）
- ☐ 6. その他（　　）
- ☐ 7. 頼る人はいない

次へ進む　戻る

Q29. あなたが家事や育児を行うとき、どのように感じていますか。次の各項目それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

				強く感じる<「知識・技術」がとてもある>	感じる<「知識・技術」がある>	感じない<「知識・技術」があまりない>	ほとんど感じない<「知識・技術」がほとんどない>
	1)	肉体的負担（無理のある姿勢、子どもを抱っこする等）	→	○	○	○	○
負担	2)	精神的負担（限られた時間内で家事や育児をしなければならない等自分の中のストレス）	→	○	○	○	○
負担	3)	感情的負担（配偶者や子どもなど対人関係でのストレス）	→	○	○	○	○
環境	4)	不快さ（トイレ掃除や汚れ物の処理等）	→	○	○	○	○
環境	5)	労働時間（時間が不規則だったり、休みがなかったりする等）	→	○	○	○	○
知	6)	技術・知識（家事や育児の技術や知識等を持っている）	→	○	○	○	○

識・技術	7)	コミュニケーション技能（配偶者や子どもの話を聞いたり、人との人間関係をつくれる）	→	○	○	○	○
	8)	感情管理技能（笑顔をつくったり、自分の感情をコントロールできる）	→	○	○	○	○
責任	9)	対人責任（家族の健康管理や子どもの教育等）	→	○	○	○	○
	10)	運営責任（家計や生活全般）	→	○	○	○	○

次へ進む　戻る

V　あなたの考え方や気持ちについてお伺いします。

Q30.　次のような考え方について、あなたのお気持ちにもっとも近いものを、それぞれ1つずつお選びください。

			そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
1)	男性は仕事、女性は家庭	→	○	○	○	○
2)	男性は仕事、女性は家庭と仕事	→	○	○	○	○
3)	子どもが3歳くらいまでは、母親は仕事を持たずに育児に専念したほうがよい	→	○	○	○	○
4)	夫婦は子どもを持ってはじめて社会に認められる	→	○	○	○	○
5)	夫、妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよい	→	○	○	○	○
6)	夫の仕事が忙しければ妻は家事や育児を引き受けた方がよい	→	○	○	○	○
7)	妻の仕事が忙しければ夫は家事や育児を引き受けた方がよい	→	○	○	○	○
8)	結婚すれば、夫は妻を守るべきだ	→	○	○	○	○
9)	子どもをもてば、夫は妻や子どもを守るべきだ	→	○	○	○	○
10)	女性は結婚したら、自分のことより夫や子どもなどのことを優先して生活した方がよい	→	○	○	○	○
11)	結婚しても自分の生き方を大切にするべきだ	→	○	○	○	○
12)	たとえ夫婦でもプライバシーは尊重すべきだ	→	○	○	○	○

Q31.　次のことがらがあなた自身にどのくらいあてはまりますか。あなたのお気持ちにもっとも近いものを、それぞれ1つずつお選びください。

			そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
1)	私は自分自身に満足している	→	○	○	○	○
2)	自分自身には長所があると感じている	→	○	○	○	○
3)	自分の親から大切にされている（されていた）と思う	→	○	○	○	○
4)	自分の考えをはっきり相手に伝えることができる	→	○	○	○	○
5)	うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む	→	○	○	○	○

6)	今が楽しければよいと思う	→	○	○	○	○
7)	自分は役に立たないと強く感じる	→	○	○	○	○
8)	人は信用できないと思う	→	○	○	○	○
9)	よくうそをつく	→	○	○	○	○
10)	日常生活で配偶者に暴力を振るわれそうで怖いと感じる	→	○	○	○	○
11)	配偶者は私のことを優先してくれている	→	○	○	○	○

Q32. あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。あてはまるものを、それぞれ1つずつお選びください。

			何度もあった	1、2度あった	まったくない
1)	なぐったり、蹴ったり、物をなげつけられた	→	○	○	○
2)	何を言っても長期間無視し続けられた	→	○	○	○
3)	暴言をはいたり、見下された	→	○	○	○
4)	生活費を渡してくれない	→	○	○	○
5)	友人とのつきあいを制限したり、メールをチェックされた	→	○	○	○
6)	なぐるふりをしておどされた	→	○	○	○
7)	望まないのに性的な行為を強要された	→	○	○	○

Q33. 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。

とても不幸			←←←		どちらとも言えない		→→→		とても幸せ	
0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

次へ進む　戻る

Ⅵ　あなた方ご夫婦間の関係についてお伺いします。

Q34. あなた方ご夫婦間で、次の1～7のことを決めるのはどちらですか。それぞれあてはまるものを1つずつお選びください。

			主にあなた	ふたりで一緒に	主に配偶者
1)	車や耐久消費財など高価なものの購入	→	○	○	○
2)	日常の買い物	→	○	○	○
3)	親や親族とのつきあい	→	○	○	○
4)	近所つきあい	→	○	○	○
5)	あなたの働き方	→	○	○	○
6)	配偶者の働き方	→	○	○	○

7)	育児や子どもの教育	→	○	○	○

回答 戻る やり直し